

明日香村景観計画

平成 23 年 3 月
(改訂) 平成 24 年 3 月
(改訂) 平成 27 年 4 月
(改訂) 平成 28 年 4 月
(改訂) 令和 2 年 8 月
明日香村

目 次

第1部 景観マスタープラン編	1
第1章 計画の基本的事項	1
第1節 背景と目的	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の対象区域（景観計画区域）	3
第5節 計画期間及び見直し	3
第2章 明日香村の景観特性	4
第3章 景観形成の目標と基本方針	17
第1節 景観形成の目標	17
第2節 景観形成の基本方針	18
第4章 景観形成の将来構想（景観形成特定区域）	26
第2部 景観形成方策編	29
第1章 景観形成に関する方策	29
第1節 全体構成	29
第2節 村全域の景観形成	30
第3節 景観形成特定区域における景観形成	35
第4節 大字景観計画に基づく景観形成	95
第5節 景観資源の保全・活用と景観形成	97
第2章 景観づくりの進め方	105
第3部 大字景観計画編	別冊子
	川原大字景観計画（平成23年6月）
	野口大字景観計画（平成24年3月）
	奥山大字景観計画（平成25年2月）
	真弓大字景観計画（平成26年3月）
	越大字景観計画（平成27年4月）
	檜前大字景観計画（平成28年4月）
	御園大字景観計画（平成30年4月）

第1部 景観マスタープラン編

第1章 計画の基本的事項

第1節 背景と目的

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、現在も明日香村に継承されてきている遺跡や建築物、また周囲に広がる農地や山林などが一体となって保存されてきた歴史的風土、ならびに山地、丘陵地、平地のつながりを感じられる景観は、日本のこころのふるさととして、毎年多くの観光客が訪れています。

明日香村では、これまでも、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（以下、「古都保存法」という。）や奈良県風致地区条例（現：明日香村風致地区条例）などにより、国民共有の財産である明日香村の歴史的風土の保存に取り組んできました。このことにより、甘檜丘などの歴史的な視点場からの眺望景観、史跡などの歴史的要素が周辺と調和した景観、農地・集落・丘陵・山地が調和した景観、棚田や里山などのふるさと景観が維持され、平成19年1月19日には、「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」が世界遺産暫定一覧表に記載されました。

また、明日香村には、中世から近世にかけて形成されてきた町並みや集落、ボランティアなどと共に維持される棚田など、古都保存法の主たる保存対象である歴史的風土以外にも数多くの資産が存在しており、それらの総体として明日香村固有の歴史、文化、自然の豊かな景観が形成されています。

しかしながら、一方では、近年、歴史的風土や周辺の景観になじまない意匠の建築物の立地や工作物等も散見され、さらには、担い手の高齢化などの社会経済構造の変化により農地や樹林地の荒廃なども景観上の課題となってきています。明日香村は、世界的・国家的にも重要な歴史的風土が形成されている地域であるとともに、現代においても多くの人々が暮らし、生活を営む場でもあります。明日香村に暮らし、生活を営む人々が、地域に誇りと自覚をもち、生き生きと暮らしていけるような景観づくりが求められています。

このように、明日香村の景観は、歴史文化遺産や農地、山林、河川、集落、人々の生活といった多様な要素が有機的に関係し合うことにより形成され、継承されてきたものであり、この明日香村固有の景観を将来世代に保全するとともに、より良い景観を創出していくためには、多様な主体が景観の目標像を共有化し、連携して総合的な景観づくりの取り組みを展開していくことが求められます。

このため、これまでの法制度を基底にしつつ、より豊かな歴史、文化、自然を感じられる景観づくりを目指して、次の諸点を目的として明日香村景観計画を策定します。

明日香村景観計画策定の目的

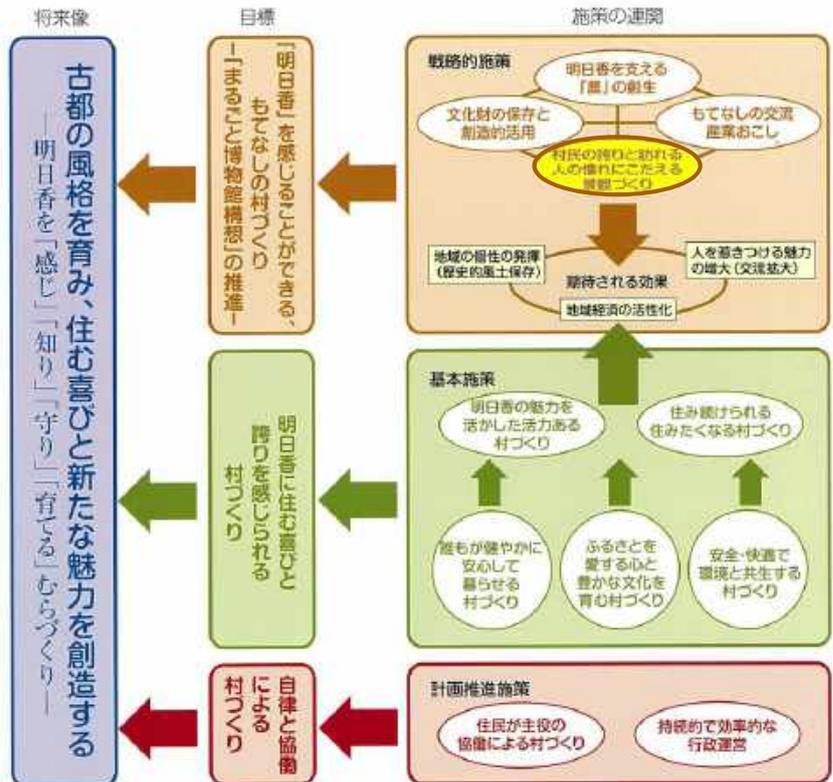
- (1) 明日香村の古代から現代まで続く美しい景観を次の世代に受け継いでいく
- (2) 場所に応じた景観をつくり出す
- (3) 暮らしや文化に息づく景観を村民の手でつくりあげていく
- (4) 地域内外の人々の協働による景観づくりを村の活性化につなげる
- (5) 世界遺産にふさわしい景観づくりを進める

第2節 計画の位置づけ

明日香村景観計画は、景観法第8条第1項に基づき、景観行政団体である明日香村が策定する良好な景観の形成に関する計画です。

第4次明日香村総合計画との関係

第4次明日香村総合計画では、戦略的施策である「村民の誇りと訪れる人の憧れにこたえる景観づくり」の一方策として明日香村景観計画の策定が位置づけられています。明日香村景観計画を明日香村における景観づくりの指針とし、農林業や文化財、観光・商工などの関連分野と連携しながら、「明日香」を感じることができるともてなしの村づくりを進め、『古都の風格を育み、住む喜びと新たな魅力を創造する—明日香を「感じ」「知り」「守り」「育てる」むらづくり—』（第4次明日香村総合計画の将来像）を実現していくこととします。



■ 第4次明日香村総合計画における「景観」の位置づけ

現行法制度との関係

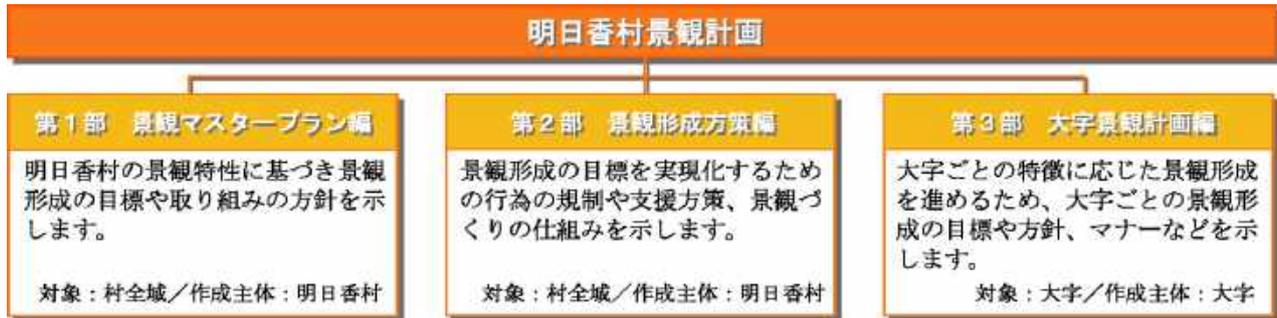
明日香村では、これまでも古都保存法や奈良県風致地区条例に基づき、歴史的風土の保存を目的とした開発行為や建築物の建築等が制限されてきました。明日香村景観計画は、これらの制度を踏襲し、連携を図った上で、これまでの制度では対応できなかった取り組みや支援の方針、制限等を定めることにより、歴史的風土の概念を含む「景観」として総合的な取り組みを進めていくための計画と位置づけます。



■ 「景観」と「歴史的風土」の概念

第3節 計画の構成

明日香村景観計画は、「第1部 景観マスタープラン編」「第2部 景観形成方策編」「第3部 大字景観計画編」で構成します。



■ 計画の構成

第4節 計画の対象区域（景観計画区域）

明日香村は、村全域にわたり遺跡や歴史的建築物などの数多くの歴史文化遺産が分布しており、周囲の山林や農地と一体となり良好な歴史的風土を形成しています。また、明日香村の各大字は、それぞれが固有の歴史や文化を育み、地形や周囲の山林・農地、河川等と調和した個性豊かな景観を形成しています。そして、このような多様な個性を有する集落がコンパクトに集まり、相互に関係し合っていることが、明日香村の歴史的風土や景観の魅力、観光地としての魅力をより一層引き立てているといえます。



■ 明日香村景観計画に基づく景観計画区域

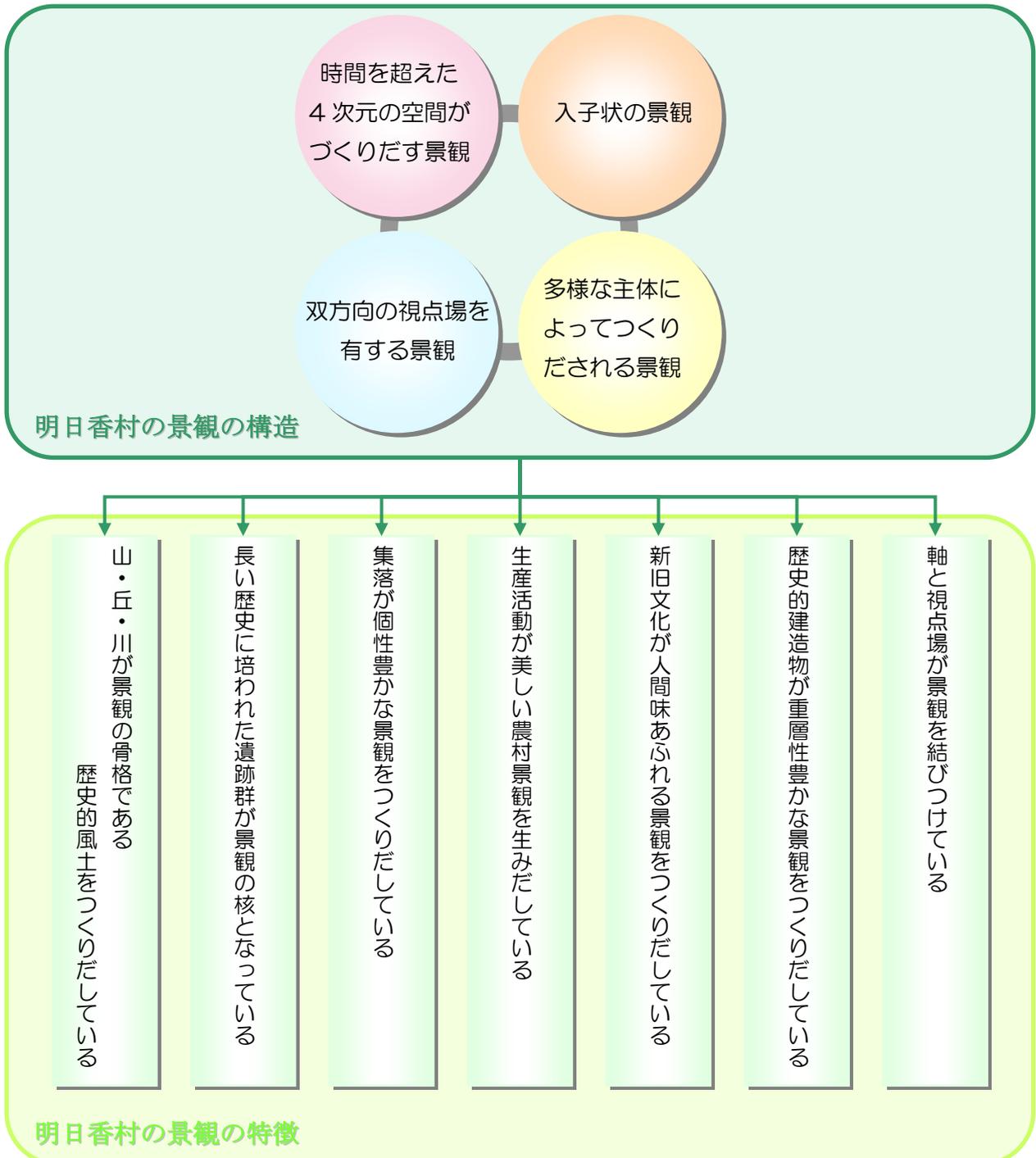
そこで、本計画では明日香村全域（24.08 k²）を景観計画区域に指定することにより、村全域の景観を総合的に維持・向上していくこととします。

第5節 計画期間及び見直し

村民及び国民の共有財産である明日香村の歴史的風土ならびに景観を将来世代に受け継いでいくため、明日香村の景観づくりには未来永劫取り組んでいく必要があります。従って、明日香村の景観づくりにおける基本的な方針となる本計画は、原則として明確な期限は定めないこととします（但し、概ね今後10年間の景観形成の取り組み方針を示す「第1部マスタープラン編 第4章景観形成の将来構想」及び、大字単位で大字の特徴に応じて作成を進める「第3部大字景観計画編」は除きます）。なお、社会情勢に大きな変化が生じた場合や新たな景観誘導の仕組みが求められる場合は、本計画の見直し・修正を行なうこととします。

第2章 明日香村の景観特性

明日香村では、「時間を越えた4次元の空間がづくりだす景観」「入子状の景観」「双方向の視点場を有する景観」「多様な主体によってづくりだされる景観」の4つの景観の構造のもとに、「山・丘・川がづくりだす歴史的風土が骨格となる景観」「長い歴史に培われた遺跡群が核となる景観」「集落ごとの個性豊かな景観」「生産活動による美しい農村景観」「新旧文化による人間味あふれる景観」「歴史的建造物がづくりだす重層性のある景観」「軸と視点場が結びつける景観」といった7つの景観の特徴がづくりだされています。



■ 明日香村の景観特性

景観の構造 1

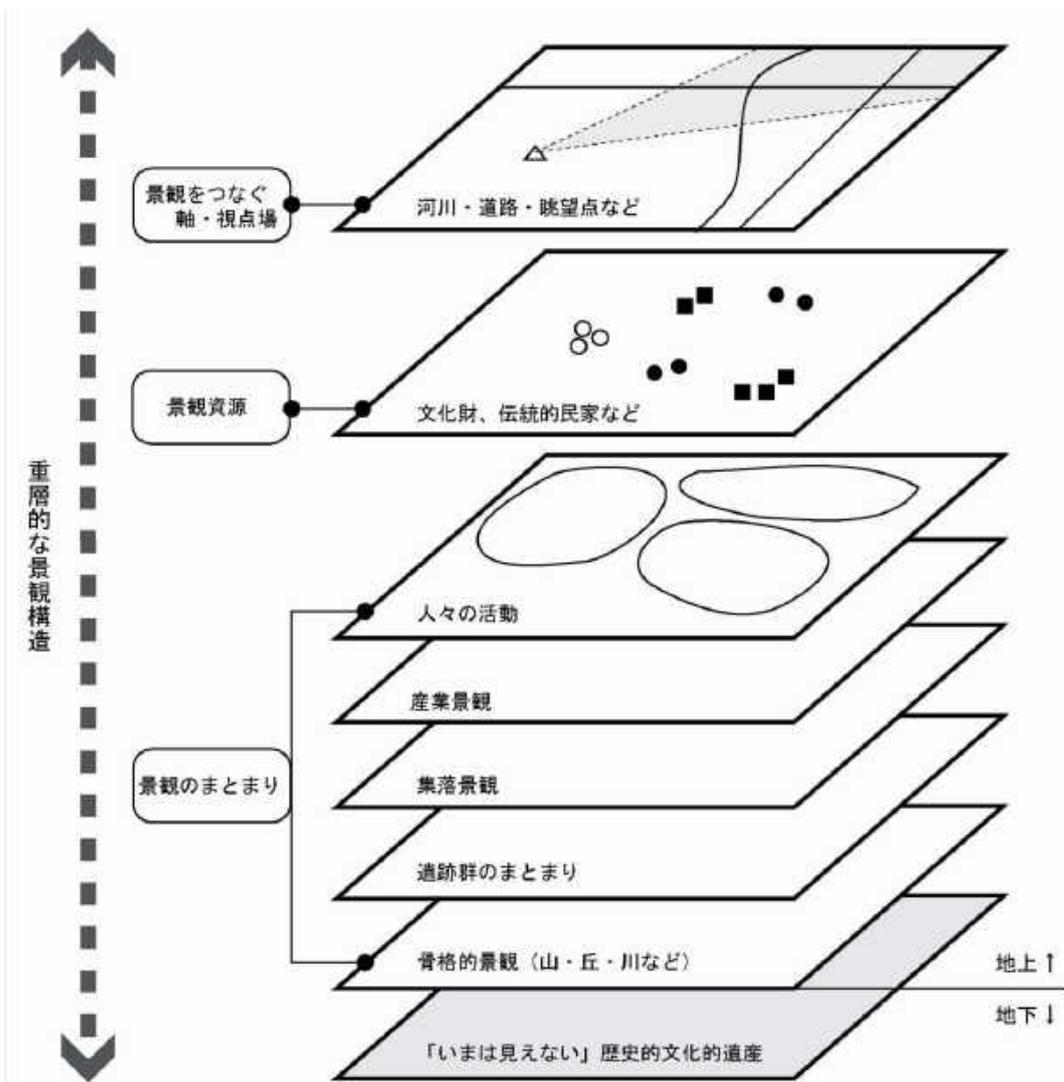
時間を超えた4次元の空間が作りだす景観

明日香村では、飛鳥の宮都を構成した遺跡群を核とし、山地・丘陵地等が一体となった歴史的風土が形成されています。さらに明日香村民の暮らしや生産活動の過程で形成される集落景観、産業景観が重層的に構成されています。

このように、地下に存在する「いまは見えない」遺跡群が、地上の「見える」歴史文化遺産や自然的環境、人文的環境と一体となって歴史的風土を形成していることが明日香村の景観を特徴付けています。すなわち、過去の都としての重要な歴史的資源が地下、地上を問わず村全域にわたって存在していると同時に、同じ空間において現在の生きた生活が営まれていることが特徴であるといえます。さらに、日本書紀に記され、万葉集に詠われた歴史的・文学的景観としての要素も併せ持っており、これは他に類を見ない国民共有の財産となっています。

このように、明日香村の景観は時空を越え、4次元的に展開しているといえます。

4次元の空間が作りだす景観



景観の構造 2

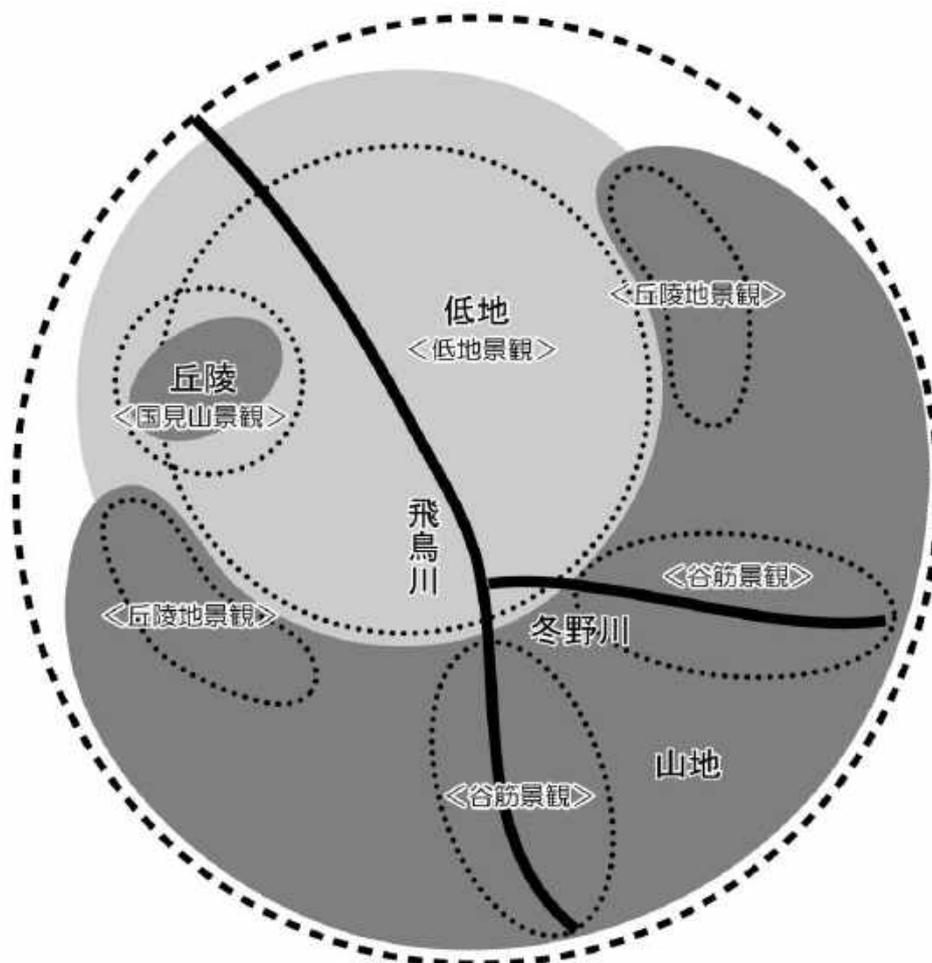
入子状の景観

明日香村全体の景観を大きく捉えると、飛鳥川の流れる中北部の低地とそれを取り囲む山地・丘陵地からなるものであり、これは日本人が好んで居住する「やまと」景観の典型とされています。明日香村の景観構造の特質としては、この大景観の中に、きめ細かな地形特性などから形成される小景観が存在し、入子状に景観が構成されていることが挙げられます。

小景観の主なものとしては、飛鳥川、冬野川沿いの山地に形成される特色ある「谷筋景観」、囲繞感の感じられる「低地景観」、緩やかなスカイラインを構成する「丘陵地景観」などが挙げられます。また、丘陵地のなかでも甘樫丘は古くから周囲の平地を俯瞰する山として日本書紀にも記されており、平地から見る神聖な丘として認識されてきた「国見山景観」と位置づけられます。

このように、明日香村の景観は、大景観と、変化に富む地形と生活の営みが相俟って形成される小景観の集合体として捉えることができます。これらの異なるレベルの景観が入子状に重なり合い、総体として日本のふるさとと称されるにふさわしい景観が形成されています。

明日香村における入子状の景観構造



景観の構造 3

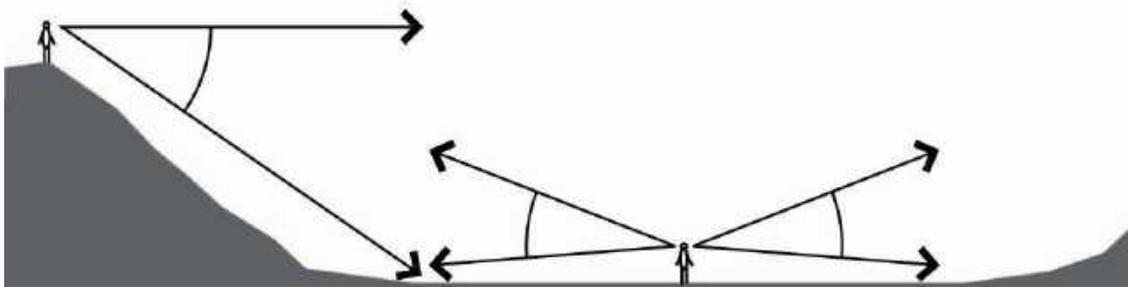
双方向の視点場を有する景観

明日香村には視点場が数多く点在し、そのことが明日香村の景観構造のもつ多面的な魅力となっています。その中でも代表的な景観は、大和三山をはじめ飛鳥京、藤原京、明日香村の集落を一望できる甘櫛丘からの俯瞰景観、第1種歴史的風土保存地区から眺める農地の広がりや大和三山、雷丘への眺望景観、伝飛鳥板蓋宮跡や石舞台古墳など史跡周辺景観などが挙げられます。

また、集落内の山地部に位置する展望地点からは奈良盆地全体や遠景として連なる生駒山、二上山、葛城山、金剛山系の山並みなどを一望のもとに視認することができます。

このような視点場と視対象は双方向的な関係をもつことが明日香村の景観構造の特徴であるといえます。例えば甘櫛丘と板蓋宮跡周辺との関係のように、村内のいくつかの場は、視点場として景観を享受する地点であると同時に、他の視点場から見られる対象となっています。これは、明日香村において空間的な広がりや農地として保全されていることにより可能となっています。このように、明日香村の景観は、多様な視対象と視点場の「見る・見られる」関係が双方向・多重的に存在することであるといえます。

双方向・多重的な景観



板蓋宮跡から甘櫛丘を望む



甘櫛丘から板蓋宮跡を望む



飛鳥集落から甘櫛丘を望む



甘櫛丘から飛鳥集落を望む

景観の構造 4

多様な主体によって作りだされる景観

明日香村では、飛鳥川上流域における「綱掛け神事」や飛鳥坐神社の「おんだ祭り」、甘樫坐神社の「盟神探湯（くがたち）」などの伝統行事が現在もお受け継がれるとともに、「まるごと博物館構想」のもとに、生き生きした景観づくりが進められています。「まるごと博物館構想」とは、文化財等の歴史文化遺産や田園・山河等の自然資源など、村内のあらゆる資源を創造的に活用して、来訪者に感動を与える舞台として明日香村を大きな「野外博物館」としてとらえることを意味しており、にぎわいの街づくり、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区、神奈備の郷ふるさと川づくり、文化財産業興し、美しい村づくりの5つを柱としています。また、「まるごと博物館構想」の一環として、村内各地で彼岸花祭りや光の回廊などのイベントが展開しています。

このように、明日香村では、村民、棚田オーナーなどの各種ボランティア、森づくり活動を行っている企業、飛鳥川の源流を守る活動を展開している団体、行政などの多様な主体が一体となって、景観づくり活動を進めています。

多様な主体による景観づくり活動



女綱（綱掛け神事）（飛鳥川）



一本木オーナー制度



景観ボランティア明日香の活動



彼岸花祭り（9月中旬開催）



棚田オーナーの活動



竹の子オーナーの活動



飛鳥光の回廊（9月中旬開催）



森の手づくり塾の活動



「いも掘り」オーナー

景観の特徴1

山・丘・川が景観の骨格である歴史的風土をつくりだしている

～折り重なる美しい山並み～

明日香村の山並みは幾重にも折り重なり、景観の骨格をつくりだしています。

東北部山地は多武峯主峰の破裂山から西に延びる支脈であり、飛鳥盆地の東に常に望むことができます。中央部山地は大字冬野付近から雲井茶屋を経て芋峠に達する約4km余の長さをもって連なり、美しい緑の山裾をきざんでいます。西南部山地は高取山から北方に延びる尾根で、約500mの幅で祝戸のふぐり山や橘寺南方の仏頭山まで伸びています。



川原寺より多武峰を望む

～歴史文化を継承するまほろばの丘～

明日香村の丘陵地は、多くが平地との比高100m前後で起伏し、古代から現代まで生活・文化と密接に関わっています。

甘樫丘は、歴史的には軍事拠点として位置づけられたもので、現在は眺望点として重要な位置を占めています。雷丘など、形態に特徴があり、宮跡からのランドマークとなる大小の丘陵が特徴となっています。檜前丘陵群や西部丘陵にはキトラ古墳などの古墳が分布し、古代の歴史景観を髣髴とさせます。集落周辺の丘陵地は、樹園地として利用され、特徴的な景観をみせています。



なだらかな起伏の甘樫丘

～万葉の息吹を伝える河川～

飛鳥京は水の都とも称され、飛鳥川を中心とする水景は万葉集にも詠われるなど文化的景観の骨格をなしています。

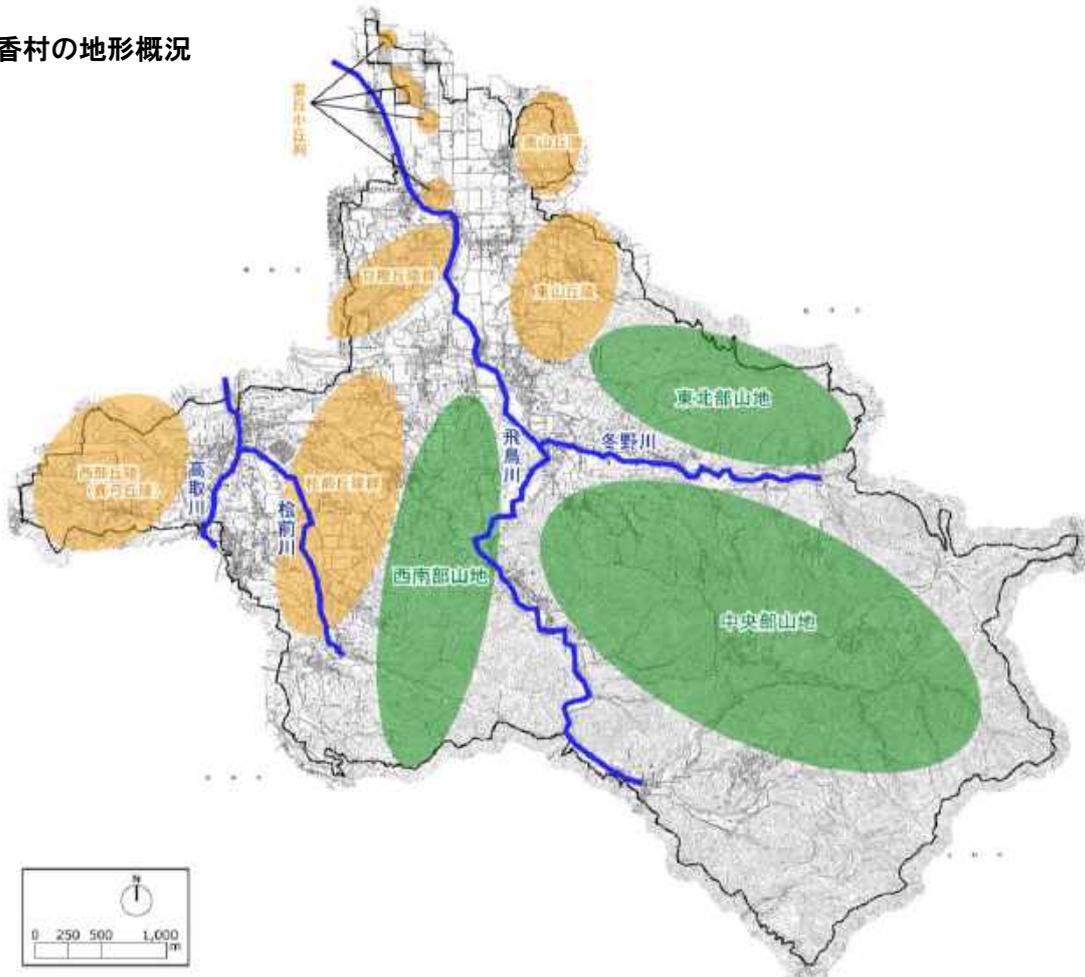
飛鳥川下流部では視野が開け眺望が強調された景観がひろがり、一方、上流部では谷筋景観の軸となると同時に、川と生活文化との関わりを伝える景観も多く残っており、質の高い文化的景観が形成されています。

高取川は高取町から北流し、村内で檜前川などの小支流と合流し、橿原市へと流れ出ています。合流点付近からは、道路や鉄道など主要な交通網に並行して流れ、都市的な河川景観を呈しています。



開けた低地を流れる飛鳥川

明日香村の地形概況



景観の特徴2

長い歴史に培われた遺跡群が景観の核となっている

～長い歴史に培われた地上と地下の遺跡群～

日本の古代国家の形成過程を明瞭に示し、中国大陸および朝鮮半島との緊密な交流の所産である一群の考古学的遺跡は、明日香村の歴史的風土の核となるもので、明日香村の景観の核となっています。これらの考古学的遺跡景観は、復元整備がなされたもの、現在は「地下に眠る」埋蔵文化財包蔵地などで構成されています。

～地域ごとの特徴的な景観を創り出す遺跡～

遺跡や埋蔵文化財等は全村に分布していますが、主に次の4つの面的な景観のまとまりに区分できます。

- 北部は、飛鳥京跡や大官大寺跡をはじめとした「見えない」宮跡と、飛鳥寺など建築物を有する寺跡などの「見える」歴史文化遺産がまとまって分布し、明日香村の歴史的風土の重要な地域を構成しています。
- 西部は、丘陵地に古墳、陵墓が点在し、古墳、陵墓が形成する樹林地が景観を特徴づけています。
- 中央部は山裾の農地と古墳、宮跡が一体となって田園風景を構成しています。
- 南部の河川沿いには、飛鳥川の飛び石などにみられるように、歴史を思い起こす自然景観が特徴となっています。



伝飛鳥板蓋宮跡



遺跡公開時の
飛鳥京跡苑池遺跡

～人々の生活に息づいた国家的に重要な史跡・陵墓～

明日香村の史跡のうち、国指定の史跡は20ヶ所、うち特別史跡が3ヶ所あります。特別史跡のうち石舞台古墳、高松塚古墳、キトラ古墳は国営飛鳥歴史公園内において保存・整備されています。

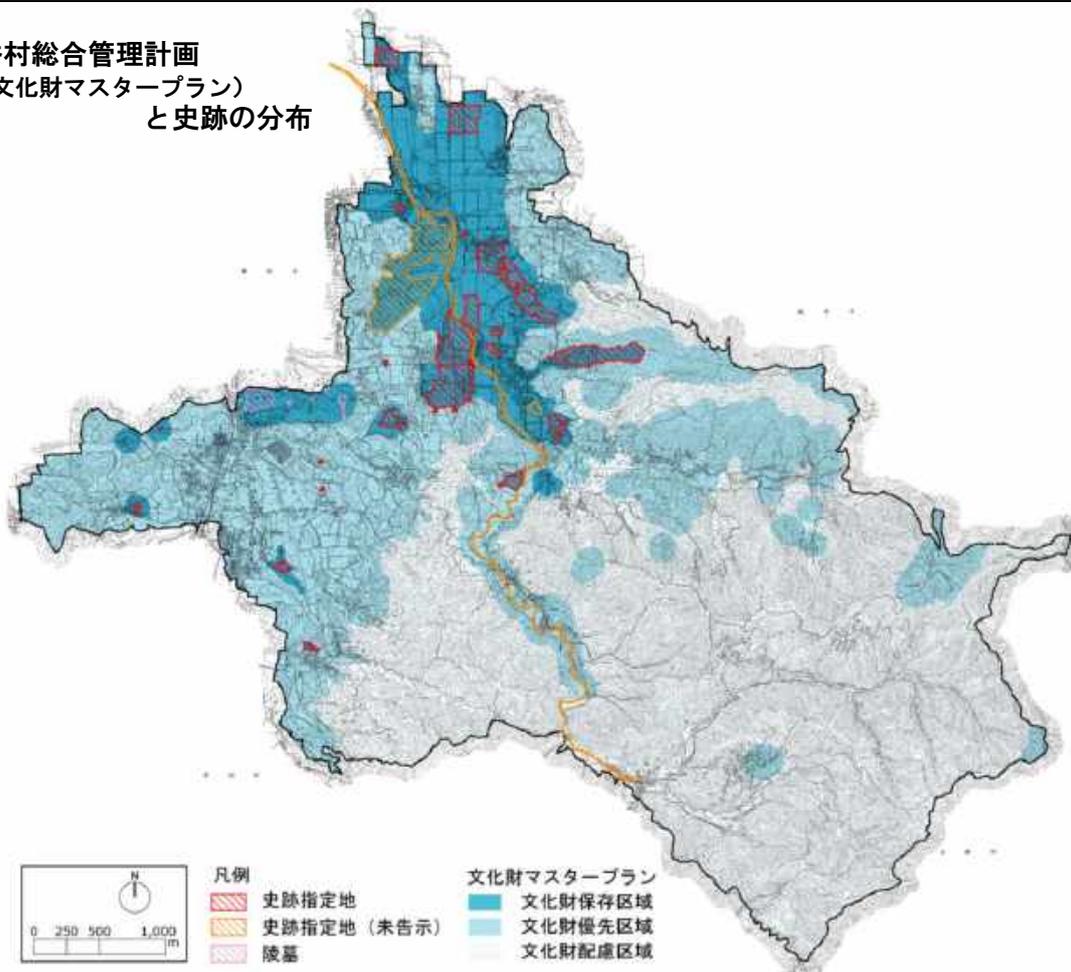
また、宮内庁陵墓（参考地）として、欽明天皇檜隈阪合陵、良助親王墓、天武・持統天皇檜隈大内陵、文武天皇檜隈前安古岡上陵等が所在しています。

これらは国家的にも重要な遺跡であるとともに、村民の生活に息づいた明日香村の重要な景観資源ともなっています。



大官大寺塔跡

明日香村総合管理計画
(文化財マスタープラン)
と史跡の分布



景観の特徴3

集落が個性豊かな景観をつくりだしている

～自然に即した個性豊かな集落～

明日香村では、個性豊かな集落景観が、農地や谷筋、尾根線、河川、街路などにより、景観の連続性や関連性をもっていることが特徴です。

- 北部の飛鳥、雷集落では、広範囲に広がる農地の中に集落が点在する良好な景観が形成されています。
- 中部の岡、島庄集落では、南北の街路を軸とした連続性のある景観が形成されており、にぎわい景観が整備されようとしています。
- 南部の飛鳥川と冬野川の合流地点付近の阪田や稲渕集落では広がりのある棚田と一体となった景観を形成しており、文化的景観を呈しています。
- 冬野川沿いの細川集落では、谷筋に連続性をもって立地しており、尾根によって囲われたまとまりのある景観を呈しています。
- 飛鳥川上流部の河川沿いの栢森集落などでは、いずれも河川との関わりの深い景観を特徴としています。
- 冬野川、飛鳥川に囲まれた東部の山地では、周囲を森林に囲まれた畑などの小規模な集落が山腹斜面に点在しています。
- 西部の低地には、鉄道駅や主要幹線道路周辺に都市的な集落景観が展開しています。



飛鳥集落の街なみ景観



農地と一体となった阪田集落の景観

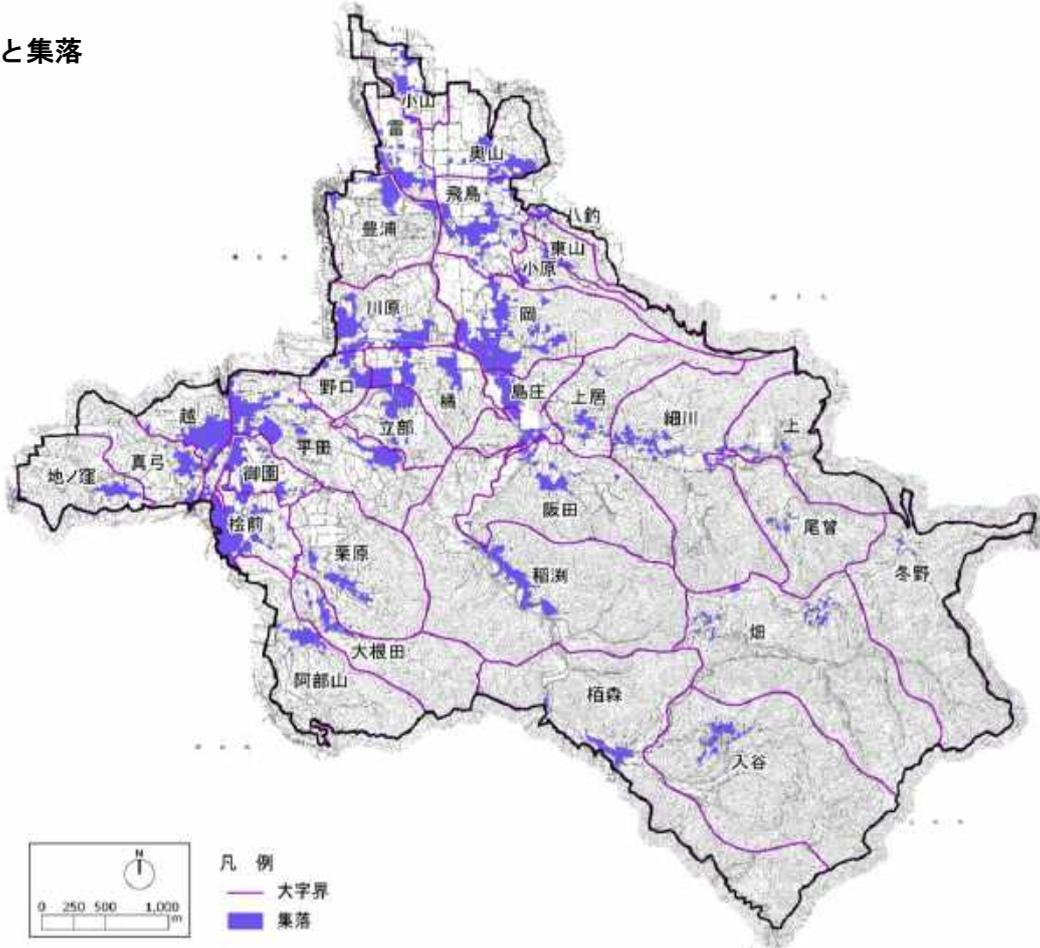


集落の石積み (稲渕)

～地域に根ざした柔らかい景観を創り出す石積・水路等～

集落内では、石積・水路などの景観構成要素が、地域に根ざした柔らかい景観を創り出し、明日香村の豊かな自然・歴史・文化を感じさせます。

大字界と集落



景観の特徴4

生産活動が美しい農村景観を生みだしている

～人々の生活と文化の香りを感じられる水田、畑地、樹園地～

明日香村の歴史的風土を構成する農地、森林などは、人々の生活や生業と一体となって形成され、維持されてきた環境です。

明日香村の農業景観は大きく水田の景観、畑地の景観、樹園地の景観に区分できます。低地に水田が広がり、山地や丘陵地の麓に棚田が形成される農地景観は、明日香村を代表する景観の一つとなっています。

～四季の移ろいを感じさせる農作物～

農地景観の美しさは、栽培されている作物の移り変わりや、同じ作物を植えてある場合にも季節によってその様相が変化していくことにあります。例えば水田では、苗代田（初春）、代田（初夏）、植田（夏）、青田（盛夏）、秋の田（秋）刈田（晩秋）などのように多様であり、これが季節感として日本人の原風景ともいえる景観を形成しています。つまり、明日香村の農地景観の特徴は、地形にそって展開する田畑、樹園地とそれを構成するあぜ道、水路、石積に加え、そこに展開する稲穂、果樹等の作物や菜の花、ヒガンバナ等の季節の草花がおりなすものであるといえます。

～田園景観の基調をなす山林・樹林地～

東部、南部の山地では、人工林の森林が景観を特徴付けています。森林は人工林率が高く、スギ、ヒノキ林の景観が一様に広がっています。さらに、集落周辺、あるいは背後の森林から、生活や生産に必要な資材などを採取することによって、いわゆる二次林が形成されています。また、河川などの周辺では、河畔林が形成されており、農地と一体となって田園景観の基調をなしてきたといえます。



棚田景観

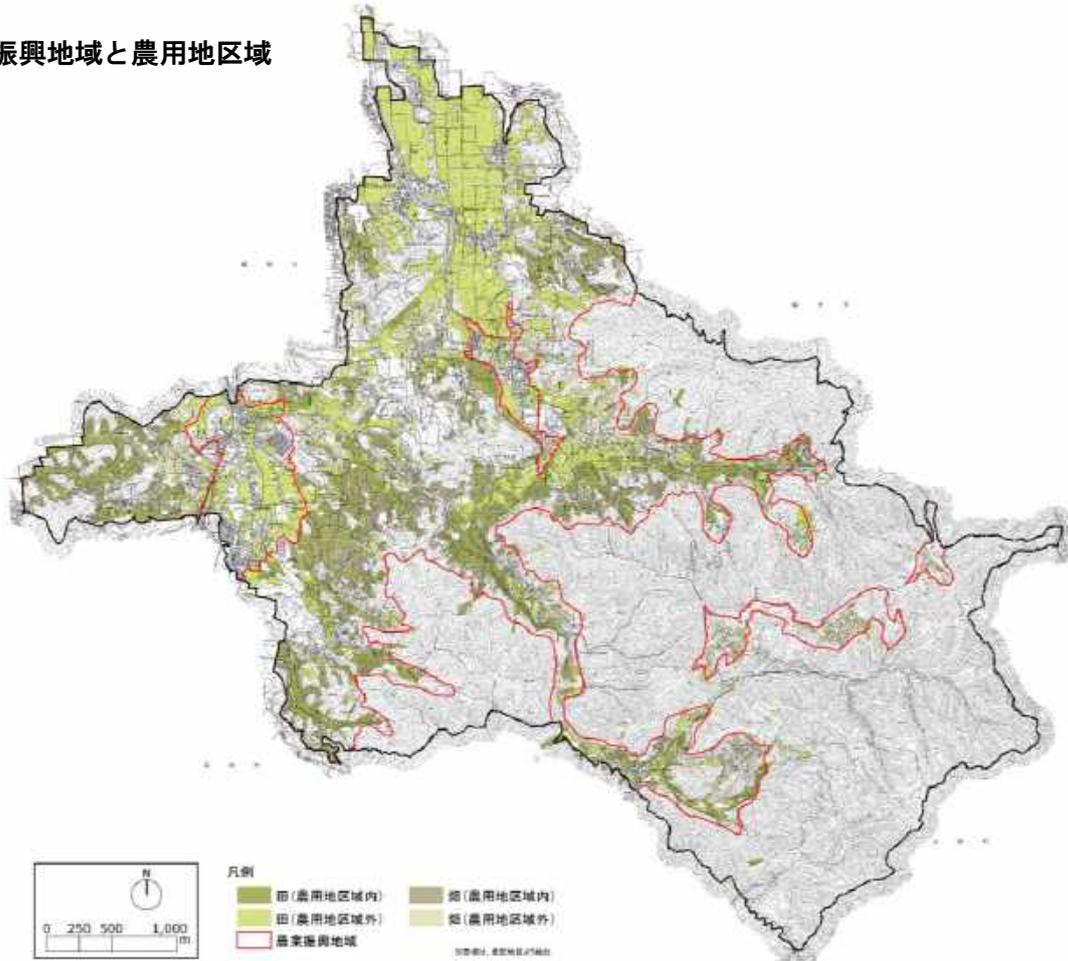


稲藁を積んだススキが並ぶ景観



南部の森林景観

農業振興地域と農用地区域



景観の特徴5

新旧文化が人間味あふれる景観をつくりだしている

～明日香村の歴史・文化を感じさせる伝統行事～

明日香村で行われる伝統的な行事は、歴史や生活風習を今に伝えると同時に、歴史的風土と深く関わっています。

村内では、年間を通じてさまざまな行事が行われています。特徴的なものとしては、飛鳥坐神社の「おんだ祭り」、甘樫坐神社の「盟神探湯（くがたち）」などがあげられます。各大字では、季節ごとに祭りなどの行事が行われています。中でも、飛鳥川上流部で行われる綱掛け神事は自然の景観要素と人工的な景観要素が一体となって形成する歴史的景観であり、明日香村を代表する風物詩となっています。



女綱（綱掛け神事）
（飛鳥川：栢森集落）

～万葉の時代を偲ばせる景観資源～

「万葉集」には飛鳥・藤原京を舞台として詠まれた歌が数多く、「万葉集」の中に出てくる奈良県の地名のうち、約4分の1がこの地帯に散在しています。

「万葉集」に詠まれた対象には、山や川など現在も変わらず明日香村の景観要素となっているものもあれば、現在はその姿を留めない「宮」なども含まれています。明日香村の景観は「みえるもの」「今はみえないもの」を含めて万葉の時代を偲ばせるものとなっています。



盟神探湯（くがたち）
（甘樫坐神社）

～にぎわいのある景観を創り出す新しい利用～

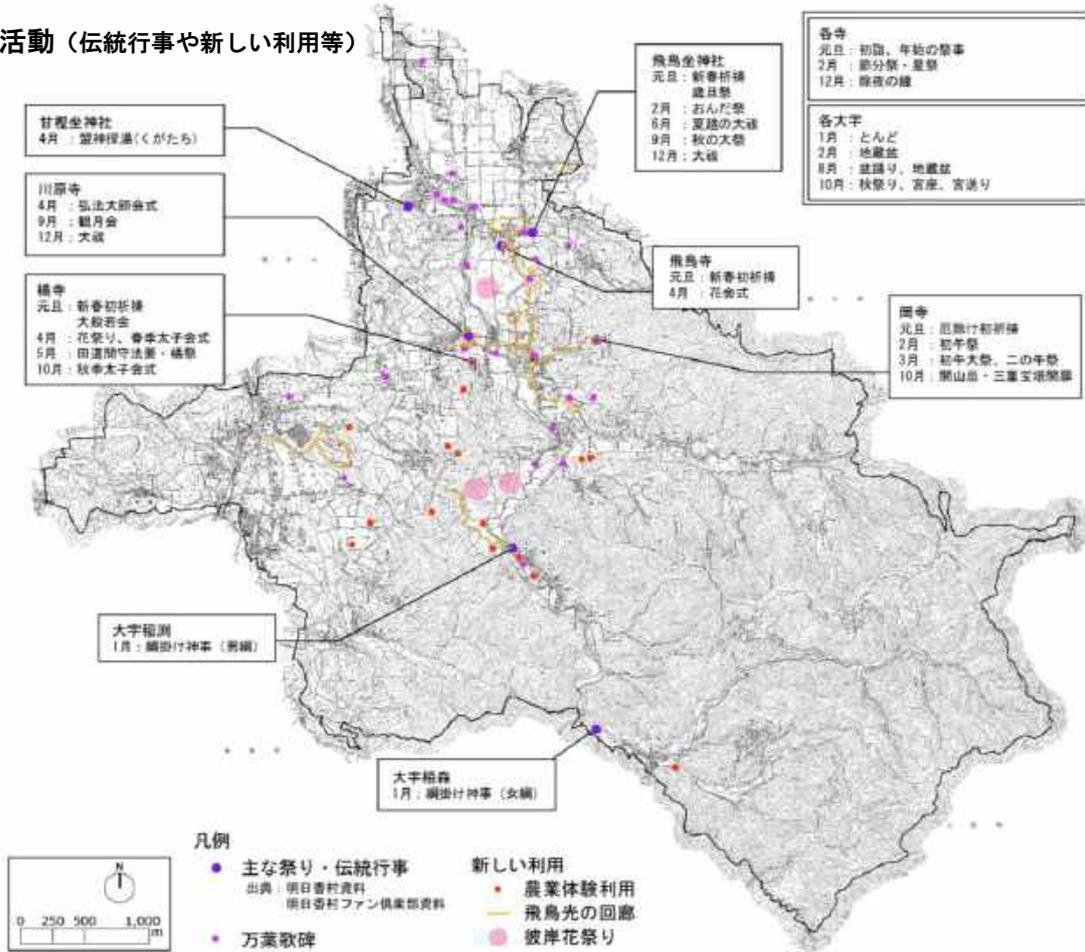
村内には史跡その他のさまざまな歴史文化遺産が各所に点在している他、国営公園、博物館、資料館などの文化施設も整備され、これらを結ぶ周遊歩道が整備されています。点在する観光資源を周遊する利用が明日香村の観光利用の特性となっています。

近年は歴史文化遺産に加え、農業などの産業体験が活発に行われている他、棚田景観を活用して彼岸花祭りや案山子コンテストなど新たな景観づくりも進められています。加えて、史跡や町並みをライトアップするイベントも開催され、新しい明日香村の利用景観をつくりだしています。



飛鳥光の回廊

人々の活動（伝統行事や新しい利用等）



景観の特徴6

歴史的建造物が重層性のある景観をつくりだしている

～歴史的重層性を感じさせる建造物～

明日香村には、天平勝寶3年(751)の銘のある日本最古の石造層塔である「竜福寺層塔」(村指定文化財)や南北朝時代初期の制作といわれる「石造籠」(国指定重要文化財:考古資料)、江戸時代初期建立の岡寺仁王門(国指定重要文化財:建造物)をはじめ、各地に分布している近世から近代にかけての伝統的民家や町家など、各時代の歴史的建造物が分布しています。

これらの古代、中世、近世、近代を生きてきた明日香村の伝統的民家や社寺、石造物等の歴史的建造物が、古代の遺跡等と一体となり、歴史的重層性のある景観を創り出しています。

～地域のシンボルとなる大和棟等の伝統的民家～

明日香村には、奈良県を代表する特徴的な伝統的民家の形態である大和棟(高塀造り)民家が数多く残されており、集落における重要な景観構成要素となっています。

また、大和棟以外にも入母屋の茅葺民家、飛鳥集落や岡集落をはじめとした多くの集落にみられる町家など、歴史的な様式を有する建築物が数多く残されており、明日香村の歴史的景観の重要な構成要素となっています。

～集落景観を特徴づける建築物のルール～

屋根の向きや勾配、伝統的な形態・意匠が現在も踏襲されている建築物が多く残されており、集落内の景観や周辺からの集落景観を特徴づけています。



国指定重要文化財の岡寺仁王門(岡)

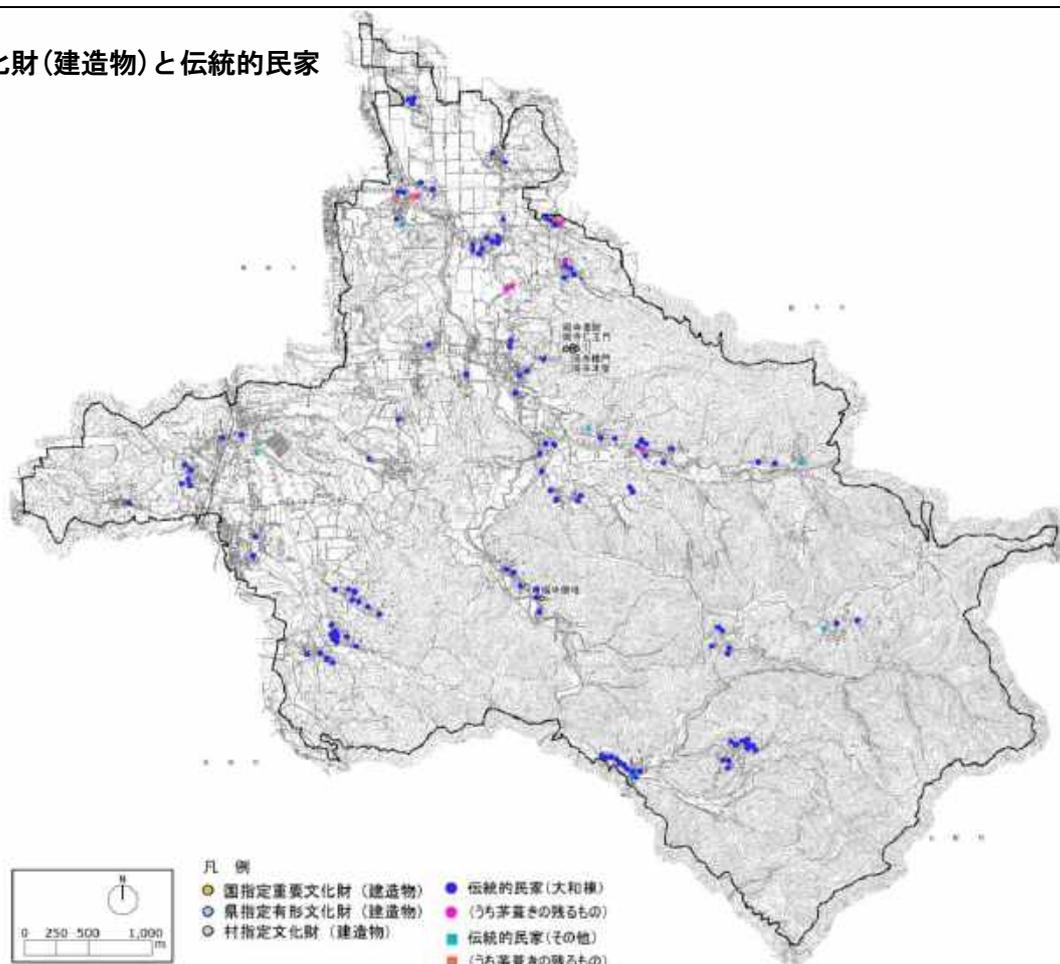


大和棟の伝統的民家(八釣)



大和棟の伝統的民家(入谷)

指定文化財(建造物)と伝統的民家



景観の特徴 7-1

軸と視点場が景観を結びつけている（1）

～地域ごとの多様な景観をつなぎ合わせる幹線道路～

村内を貫通する国道、県道をはじめとする幹線道路沿道では、山間部の棚田や山林を主とした自然的景観、平地部の広がりのある農地や史跡指定地からの周囲の山並みへのひらけた眺望景観や農地景観、市街地景観など、多様な景観が展開しており、幹線道路は、これらの多様な景観をつなぎあわせる機能を果たしています。

また、幹線道路は、山地や丘陵地などの明日香村の雄大な景観を移動しながら享受する場であると共に、主要な観光利用の動線にもなっています。



軸性の強い県道の景観

～ヒューマンスケールの沿道景観をつくりだす周遊歩道～

村内の史跡や公園などを結んで整備されている周遊歩道では、歴史的景観、自然景観ならびに集落景観が次々とあらわれる表情豊かなヒューマンスケールの沿道景観が形成されており、明日香村の重要な景観軸となっています。



ヒューマンスケールの周遊歩道沿道景観

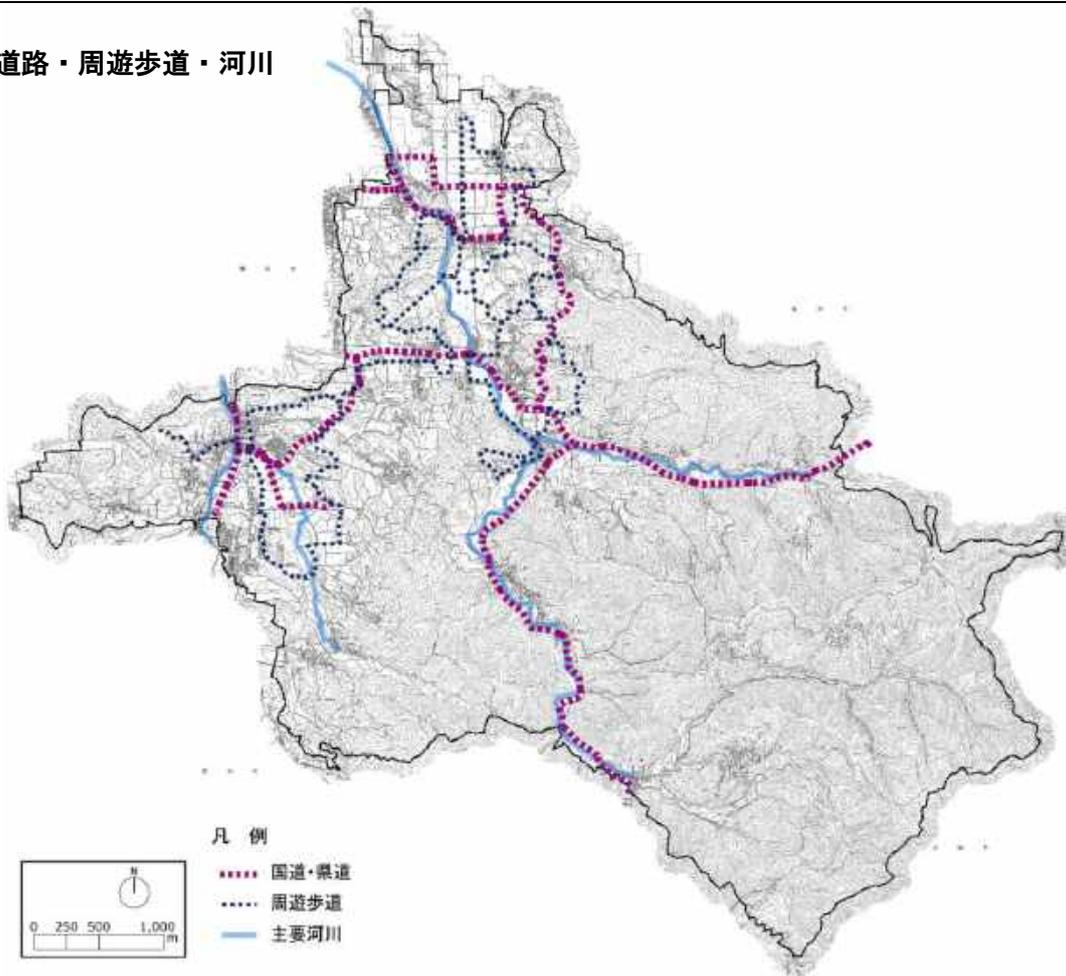
～地域の紐帯となる河川～

山地と平地、集落間を結びつけるとともに、ひらけた眺望景観を享受できる場ともなる河川は、地域の紐帯として明日香村の自然景観及び文化的景観の重要な軸となっています。



飛鳥川下流の眺望

幹線道路・周遊歩道・河川



景観の特徴7-2

軸と視点場が景観を結びつけている(2)

～多様な景観要素が織り成すワンセットの景観を享受できる視点場～

山地や丘陵地からの俯瞰景を享受できる視点場、史跡指定地や古道沿いなどの歴史的風土を享受できる視点場、万葉集などの文学に登場する地点や伝統的な行事などの往時を偲ばせるような文化的景観や生活の営みと自然環境が一体となった人文的景観が享受できる視点場、飛鳥駅前やにぎわい通りなどの活力のある地域景観を享受できる視点場といった多様な視点場が数多く分布しています。

○俯瞰景の視点場

国営飛鳥歴史公園甘樫丘地区(甘樫丘展望台、川原展望台)、祝戸地区(西展望台、東展望台、展望台)、高松塚地区(展望地点)、細川谷、尾曾、入谷、小原、真弓、万葉文化館



俯瞰景の視点場
(甘樫丘展望台)



歴史的景観の視点場
(大官大寺跡)

○歴史的景観の視点場

石舞台古墳、川原寺跡、大官大寺跡、橘寺境内、伝飛鳥板蓋宮跡、天武・持統天皇陵、文武天皇陵、山田道・中ツ道、石神遺跡、玉藻橋



文化的景観の視点場
(男網を望む場)



にぎわい景観の視点場
(飛鳥駅前)

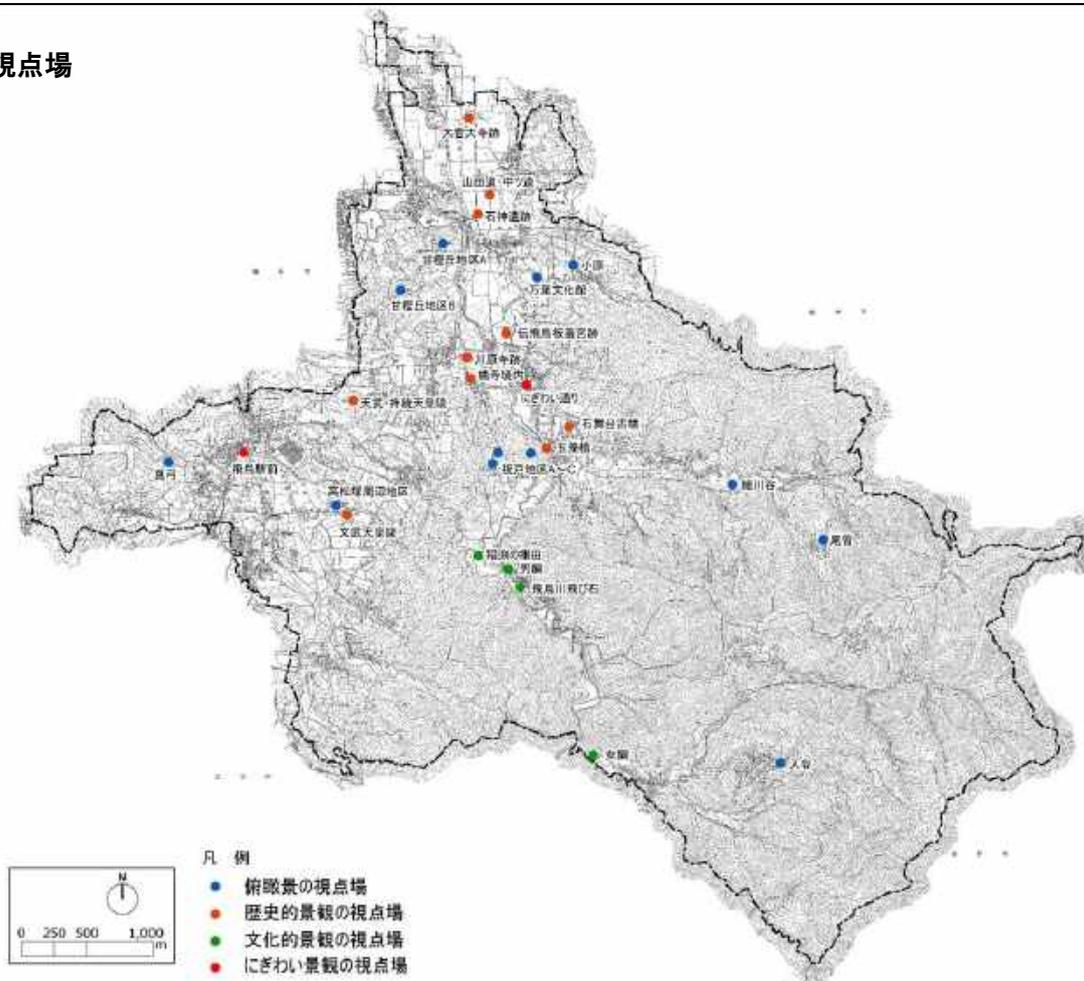
○文化的景観の視点場

飛鳥川飛び石、男網・女網、稲渚の棚田を望む場

○にぎわい景観の視点場

飛鳥駅前、にぎわい通り

視点場



第3章 景観形成の目標と基本方針

第1節 景観形成の目標

明日香村は、崇峻5年（592）に推古天皇が即位してから、持統8年（694）に藤原京へ遷都するまでの期間に飛鳥の地に営まれた宮都の関連遺跡群及び周辺の文化的景観と、長い時代を経てその姿を今に伝える美しく伝統的な農林業景観が共存した、類まれなる景観を育んできました。

明日香村の景観の特徴は、累代の天皇・皇族の宮殿をはじめ、それに付属する諸施設（苑池など）、都城やその内外に営まれた諸寺院、当時の有力者の墳墓などの遺跡群が今なお地下に良好に遺存していることであるといえます。また、すでに目に見える遺構・遺物は古代国家成立期における政治・社会・文化・宗教等の在り方を生々しく伝えており、これらの遺跡群は、周辺の自然的環境とも一体となって良好な歴史的風土を形成しており、特筆すべき文化的景観でもあります。

また、明日香村の景観は、藤原京に関連する遺跡群と一体となって、「日本の古代国家の形成過程を明瞭に示し、中国大陸及び朝鮮半島との緊密な交流の所産である一群の考古学的遺跡と歴史的風土から成り、両者が織りなす文化的景観としても極めて優秀であることから、顕著な普遍的価値を持つ可能性は高い。」こと、「日本の世界文化遺産及び日本の世界遺産暫定一覧表に記載された文化資産には未だ見られない分野の文化資産である。」ことから、世界遺産に値するものと評価されています。

このように、国内のみならず世界的価値を有する明日香村の景観を、将来にわたって継承するとともに、国内外からの来訪者にその美しさを提供していくことが求められています。

さらに、美しい明日香村の景観は、村民の日常的な生活の中で保存され、育まれてきたものであり、次代にこの景観を継承していくためには、住民生活の安定及び産業の振興、さらには村民ならびに村外の国民も含めた多くの人々による豊かな活動が展開していくことが求められます。

歴史的文化的景観の保存・活用、豊かな生活環境の形成、地域の活性化、村民の誇りの醸成などを総合した、美しい村づくりを目指すため、明日香村の景観形成の目標を以下のように設定します。

景観形成の目標

古代から現代まで継承されてきた歴史文化遺産の保全・活用を図りながら、多様な美しさを保ち、活気があふれる景観づくりを、村民、事業者、広範にわたる国民、専門家、行政等の協働で進めると共に、明日香村のより一層の発展を目指す。

第2節 景観形成の基本方針

(1) 村全域共通の景観形成の基本方針

明日香村の歴史文化遺産を保全・活用しながら村民の暮らす場として快適な環境をつくりだすため、次の諸点を基本方針とします。

基本方針1

骨格的景観を保全する

～基本的な考え方～

明日香村を取り囲む山々や丘陵地の樹林、村内を貫いて流れる河川や広がりのある低地の景観ならびに幹線道路沿いの景観は、明日香村の歴史的風土の骨格をなすものであり、その厳正な保存を図ると共に、道路沿いでは歴史的風土と調和する新たな景観形成を図る。

①明日香村を取り囲む山々や丘陵地の樹林地景観の持続的向上を図る

- ・景観の骨格を成す、明日香村周辺の山々や丘陵地の樹林地景観を保全するため、従来どおり古都保存法、都市計画法、奈良県風致地区条例の厳正な適用を持続する。

②荒廃しつつある森林景観を再生する

- ・台風による倒木の整理や保育間伐のために、所有者の意向を尊重しつつ、森林風致の質的向上を目的として保安林の指定などを検討する。
- ・雷丘など歴史的な森林景観の荒廃については、次代に継承すべき歴史的景観の再生を図るため、「森林景観再生計画（仮称）」の策定を進め、風致施業を実施する。
- ・集落周辺の丘陵部の竹林化などの森林景観の荒廃については、土地所有者の意向を尊重しつつ、大字や各種ボランティア団体、行政の協働により森林施業や間伐材の有効活用を通じた産業振興を推進することにより、生態系の保全や健全な森林の育成に努める。

③飛鳥川を中心とした河川景観を保全・整備する

- ・飛鳥川源流域を保全するため、奥飛鳥地域を対象に「明日香村文化的景観保存計画」を策定し、重要文化的景観の選定を目指す。
- ・飛鳥川、高取川などの河川中流域の護岸整備については、意匠の連続性、景観の連続性を図るため、河川改修工事等にあたっては、十分その意匠について留意する。
- ・村民や大字、事業者、各種団体、行政等の各主体が河川景観づくりの目標を共有化し、連携して取り組むことにより、上流から下流まで一体的な河川景観づくりを推進する。

④明日香村の景観の軸となる道路景観の質的向上を図る

- ・道路の新設、改修、補修にあたっては、歴史的な景観との調和に配慮するため、道路付帯施設や工作物、舗装材、色彩などの連続性や統一性に配慮する。
- ・沿道に設置されている屋外広告物や自動販売機などを歴史的景観に調和した意匠や色彩としていくため、明日香村景観デザインマニュアルの策定や助成の拡充を通じ、事業者や村民等の自主的な取り組みを推進する。

基本方針2

歴史文化遺産が形成する景観を保全する

～基本的な考え方～

明日香村全域に存在する歴史文化遺産は、明日香村の歴史的風土の枢要な構成要素である。これらについては保存・保全を第一とすると同時に、その創造的な活用を目指して、整備・再生を図る。

①明日香村における貴重な文化財の保全実効性を高める

- ・「明日香村文化財総合管理計画」に基づき、明日香村に眠る数多くの歴史文化遺産の適切な保存・保全を図ることにより、明日香村の歴史的風土ならびに歴史的景観の保全に努める。
- ・文化財保護法に基づき既に文化財に指定されている歴史文化遺産の保護とともに、今後も調査研究を継続し、新たに価値が認められた歴史文化遺産の文化財の指定や登録等を進め、明日香村の景観の核となる文化財の適切な保存・保全を図る。
- ・文化財の指定や登録等に至らない歴史文化遺産についても、関連制度との連携のもとに保全を図る。特に景観の視点からは、景観重要建造物や景観重要樹木の指定などを推進する。

②文化財周辺の景観形成を図る

- ・文化財を中心とした周辺環境と一体的な景観形成を図ると共に、多くの人々が文化財を鑑賞できるような空間整備を進める。
- ・文化財の周辺景観の質的向上を図るため、景観阻害要因となる屋外広告物や自動販売機等の景観誘導を進める。
- ・史跡地に通じる通路や特徴のある家並みが残る集落などでは、歴史的景観と調和した快適な生活空間を創出すると共に、文化財周辺の景観形成を図るため、村道などを自然色舗装など質の高い整備を行う。

③歴史文化遺産の創造的活用を目指して、来訪者の利便性を向上する

- ・まるごと博物館構想を実現するため、来訪者のための休憩、研修、学習、資料室等、既存の施設のネットワークを図ると共に、必要な場所には新たな利便施設等を整備する。整備にあたっては、意匠・色彩等は明日香村の歴史的風土ならびに景観との調和に配慮する。
- ・より多くの方々が明日香村の歴史的風土や良好な景観を享受できるよう、来訪者のための貸自転車、貸車椅子、周遊バス等の多様な移動手段の整備や外国語併記の案内表示などを整備する。

基本方針3

個性を活かした集落景観を形成する

～基本的な考え方～

生活の営みによって形成されてきた集落景観は、伝統的民家や石積、水路ならびに生活文化資源などの景観資源により構成されている。それぞれの集落の特徴に応じて、これらの景観資源の維持保全や再生を図ると同時に、周辺農地景観と調和した一体的な景観形成を進める。また、景観資源を集落居住者が再認識することを通じて、個性豊かな集落景観の創造を図る。

①個性豊かな集落景観を保全・継承する

- ・大和棟民家などの伝統的民家や水路、集落内の街路等に設置されている地蔵や道標、ランドマークとなる巨樹や巨木、故事や伝承が残る樹木、集落の祭礼や行事など、集落の景観を特徴付けている要素や大切にしていきたい要素は、大字景観計画で大字の景観資産として位置付け、大字自らがその保全・継承方策を検討していく。
- ・大字景観計画に位置付けられた景観資産については、文化財や景観重要建造物や景観重要樹木などの指定を積極的に進めるとともに、行政はその保全・管理のための支援を充実させる。

②風格のある屋敷構えを保全する

- ・伝統的な町並み景観、集落景観を保全するため、住宅や塀等を改修する必要がある場合は、伝統的な外観を維持するとともに、周辺の家並みや自然環境等と調和するよう、その素材、意匠、色彩に配慮する。
- ・石垣、生垣、庭木など、家屋の風格を表す景観資産の保全に努める。改修する必要がある場合には、集落景観に調和するよう、その素材、意匠、色彩に配慮する。

③新築・改修にあたっては集落景観との調和を図ることを旨とする

- ・家屋の新築、屋敷の改修にあたっては、集落景観の統一性を維持するため、屋根の勾配・素材、外壁の素材、色彩などに配慮する。
- ・街村集落では、家屋の新築、屋敷の改修にあたっては、隣接する家屋との壁面のつながりに配慮し、街路景観の統一性の維持に配慮する。

④修景のための支援の充実

- ・行政は、建築物や工作物の新築・新設、改修、増築、模様替えで、周辺の家並みや自然環境等との調和に配慮し修景しようとするものに対して、技術的な支援や外観の修景にかかる経費の助成など、支援の充実を図る。

基本方針4

産業により生み出される景観を保全・創出する

～基本的な考え方～

農業や林業などの産業によって形成される農地景観や森林景観は、明日香村における歴史的風土の基盤となっており、住民の重要な生活・生産の場である。これらの景観については、住民の生産活動との調和を図り、持続的で多様な担い手による維持管理活動を行う。また、景観阻害要素となっている産業関連施設については、修景や集約により歴史的風土と調和した新しい産業景観の形成を行う。

①美しい水田の広がりや次世代に継承する

- ・明日香村の歴史的景観の重要な区域である大官大寺跡など地下の遺跡群が眠る水田の広がりを次世代に継承するため、厳正な保全と維持に努める。
- ・第1種歴史的風土保存地区周辺の水田についても、遺跡群のバッファゾーンとして、水田以外への転用を抑制する。

②伝統的な水田耕作景観を保全する

- ・飛鳥川を活用した棚田の用水・灌漑施設を保全・継承するため、「明日香村文化的景観保存計画」を策定し、重要文化的景観の選定を目指す。
- ・景観農業振興地域整備計画の策定や農地保全や農業・産業振興などに関する各種事業を実施し、計画間・事業間の連携を図り、伝統的な水田耕作景観を総合的に保全する。

③丘陵部の景観を特徴づける樹園地・畑地を再生・継承する

- ・明日香村の丘陵地景観の特徴を成す柑橘畑、柿畑などのうち、放置されている樹園地の再生・継承を図るため、集落営農組織の強化、市民農園の整備などの多様な事業を導入する。市民農園は、その区画規模や栽培作物、施設などに配慮し、明日香村に相応しい景観を創出する。
- ・ビニールハウスなどの施設園芸用工作物が放置されている畑地の景観を再生するため、農地・水・環境保全向上対策等の一連の事業の導入を図る。

④林業振興と森林景観向上の調和を図る

- ・森林景観の向上や豊かな自然環境の形成の観点から、スギ・ヒノキの徹底した間伐等による美林の育成や針葉樹と広葉樹が混交した森林への転換を図るとともに、間伐材の公共事業への活用など、林業振興と連携させた景観形成の取り組みを推進する。
- ・飛鳥川流域などにおいては、四季の景観の変化を創出するため、村内の活動団体との協働による、広葉樹への樹種転換などを目指した「万葉の森」再生事業を推進する。

⑤産業施設の集約化を図り、歴史的景観の一体性を確保する

- ・歴史的景観の重要な区域に隣接して立地する産業施設等の集約化を図るとともに、産業創出区域への新たな産業施設の立地を促進し、産業の育成と景観形成が両輪となる施策を検討する。
- ・産業施設等は、歴史的風土の保存を図ったうえで、敷地周辺の緑化や塀の設置等により歴史的景観の一体性を確保する。

基本方針5

村民や多様な主体による景観形成を進める

～基本的な考え方～

明日香村の景観は村民の生活や生業のなかで育み培われてきたものである。このため、村民を中心としながらも、大字やさまざまな活動団体、飛鳥ファン、行政、専門家などの多様な主体との協働により景観形成を進めていくものとする。

①各種オーナー制度を一層推進する

- ・集落や営農グループ単位で進められている各種オーナー制度を一層推進することにより、都市と農村との交流による、歴史的景観の保全と一体となった地域づくりを進める。

②景観形成への参加のきっかけづくりを行う

- ・明日香村の歴史的景観と歴史的風土の価値を広く国民に伝え、より多くの「飛鳥ファン」を育成するとともに、明日香村を訪れる多くの人々が、史跡めぐりだけでなく、農林業や生業など、明日香村の歴史と文化、生活を体験でき、村民と交流できる場や機会を充実させることにより、景観形成への理解と協力を求める。
- ・明日香村の歴史的景観の魅力を伝え、村内の様々なボランティア活動への参加を呼びかける冊子等を作成し、幅広い主体の参加による景観形成を進める。

③農・商・工が一体となった地域活性化による農地、山林の保全

- ・地域特産品の開発・育成とその加工・販売、間伐材を活用した木材加工体験及び加工品販売等と滞在交流施設整備との連携、村内飲食店や宿泊施設への食材提供や農業体験を組み込んだ宿泊観光プログラムの提供などを通じ、農・商・工の各産業が連携して地域産業を育成・振興することにより、明日香村の歴史的風土ならびに景観の重要な構成要素である農地、山林の保全を図る。

④景観形成の担い手を育成する

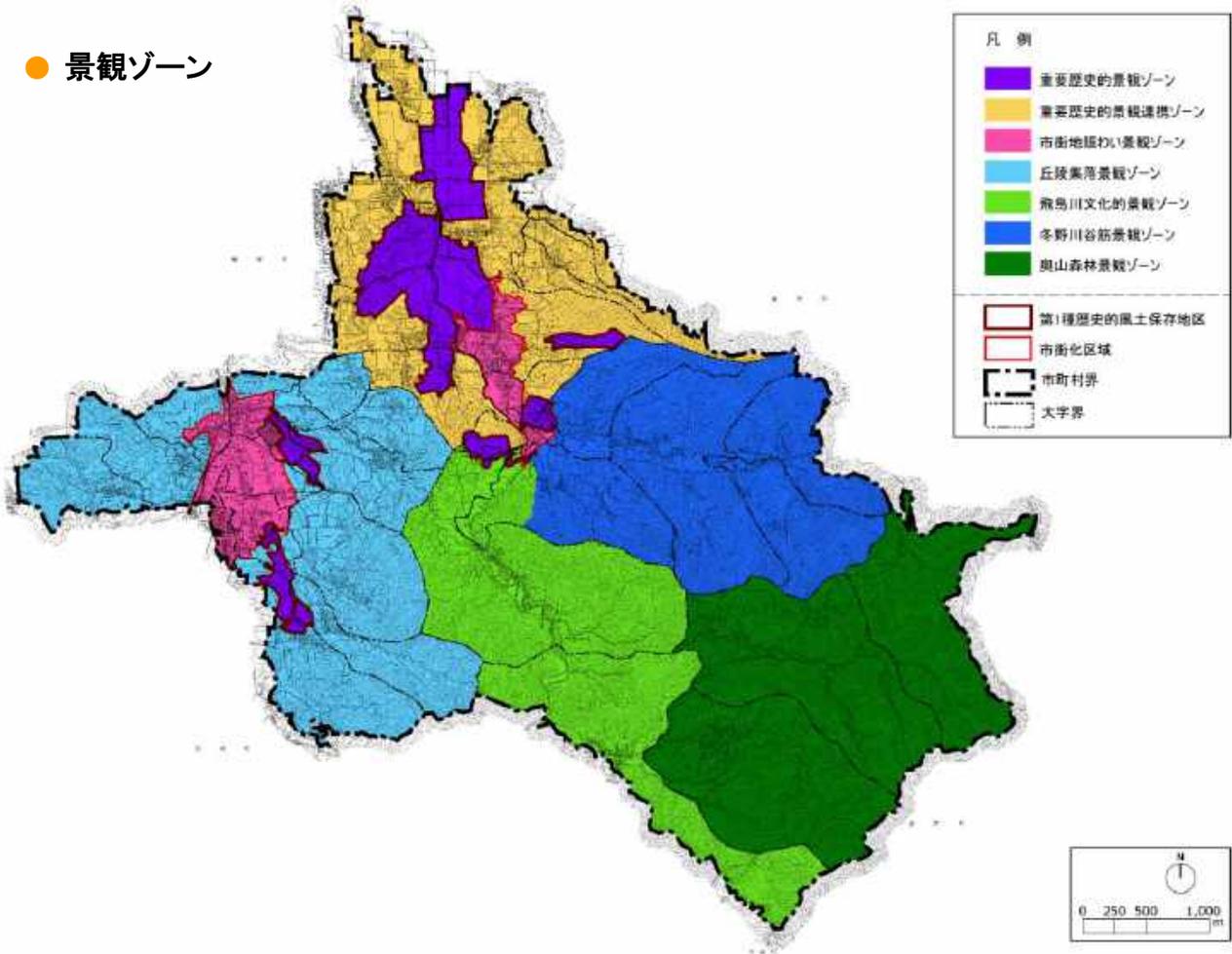
- ・多様な定住促進方策を実施し、村の人口減少に歯止めをかけ、景観形成の主要な担い手となる村民を確保する。
- ・村民・専門家・行政等による勉強会などを通じて、村民の景観に対する意識を高めるとともに、集落営農の組織化・法人化や認定農業者の育成・支援、農地取得下限面積の引き下げによる新規就農希望者の受け入れなどを通じた農業従事者の育成など、各産業の従事者を育成する。
- ・明日香村に相応しい建築物や工作物、屋外広告物等の誘導・普及を図るため、新たな明日香デザインを担う専門的知識を有する人材の育成を図る。

(2) 景観ゾーン・景観軸・視点場ごとの景観形成の基本方針

明日香村の景観は、地勢や歴史、文化財などにより地域ごとに様々な景観を形成しています。

地域の特徴に応じた景観形成を進めていくため、明日香村の景観の特徴、文化財の分布状況、既存の法制度の枠組みなどに基づき「景観ゾーン」「景観軸」「視点場」を設定し、それぞれに応じた景観形成の基本方針を設定します。

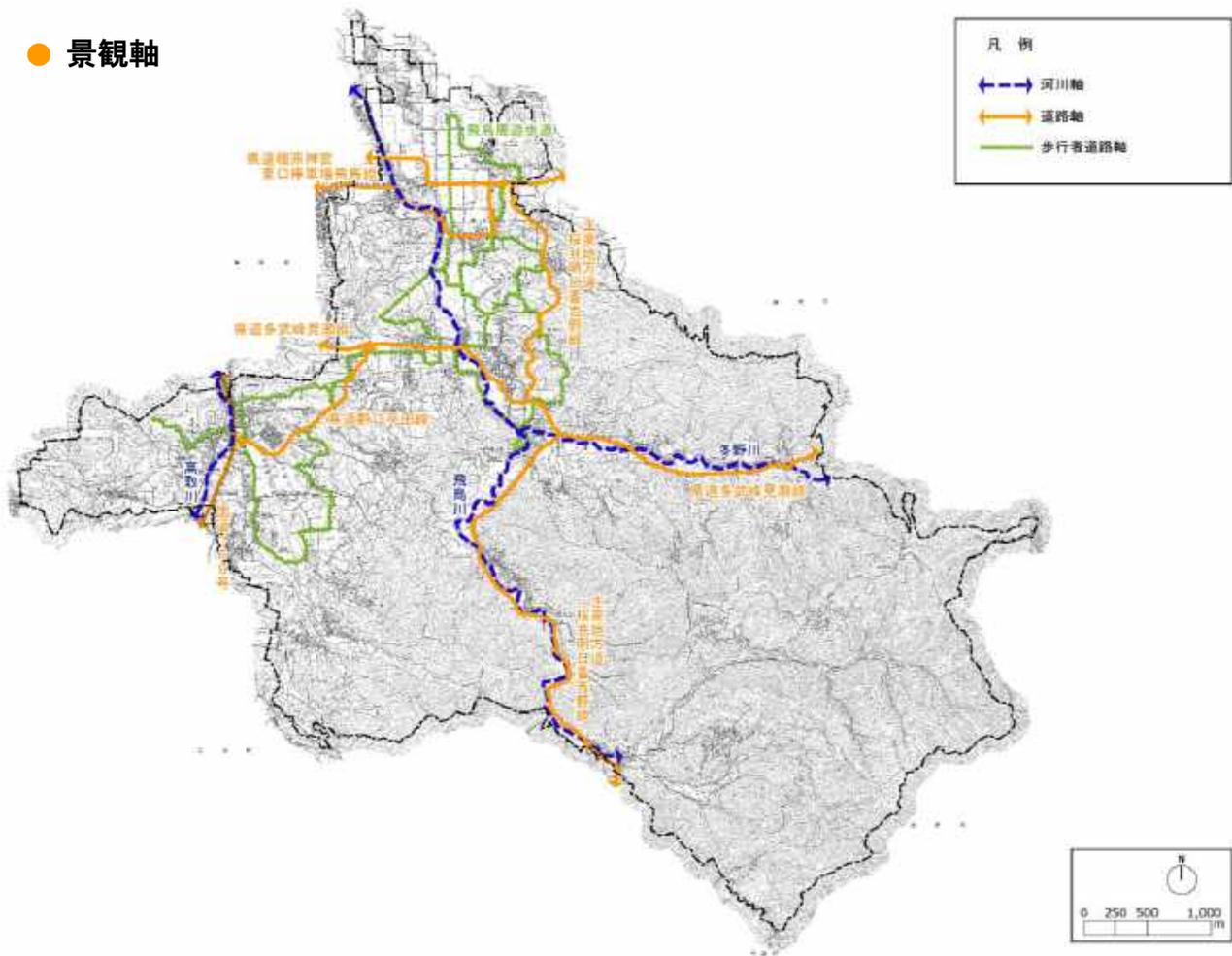
● 景観ゾーン



■ 景観ゾーンごとの景観形成の基本方針

景観ゾーン	景観形成の基本方針
重要歴史的景観ゾーン	明日香村の歴史的風土の枢要地区及び国営飛鳥歴史公園区域において、史跡と周辺の自然環境が一体となった歴史的景観を保全します。また、新たな史跡等の発掘調査と保存整備手法の検討を継続的に実施し、歴史的景観の価値の向上を図ります。
重要歴史的景観連携ゾーン	重要歴史的景観ゾーンとの景観の連続性の確保や丘陵部の樹林地景観の再生、個性豊かな集落景観の保全により、明日香村の歴史的風土の本質的価値を保存・継承します。
市街地賑わい景観ゾーン	明日香村の玄関口にふさわしい風格のある交流拠点景観を創出します。また、歴史的風土と調和した明日香村らしい賑わい景観を再生・創出します。
丘陵集落景観ゾーン	谷筋や斜面地にまとまって立地する伝統的民家や石積みなどの歴史性・地域性を継承した集落景観を保全・創出します。
飛鳥川文化的景観ゾーン	伝統的民家や石積みなどの歴史文化資源が創り出す集落や棚田、長い時間をかけて育成されてきた生活文化が創り出す文化的景観を保全・継承します。また、飛鳥川河岸における良好な水辺景観を保全・継承します。
冬野川谷筋景観ゾーン	集落と一体となった樹林地景観を保全・再生するとともに、冬野川沿いの親水性の高い水辺景観を形成し、緑豊かな生活環境を保全・継承します。
奥山森林景観ゾーン	樹林地や農地の適切な管理により、自然と一体となった緑豊かな集落景観を形成します。また、多くの人々が明日香村の歴史的風土、歴史的景観を享受できるよう、眺望点などの視点場の整備を推進します。

● 景観軸



■ 景観軸ごとの景観形成の基本方針

景観軸		景観形成の基本方針
河川軸	飛鳥川（上流）	万葉集に詠まれた文学的な景観や、河川と集落等の関係により形成されてきた文化的景観を保全・継承します。
	飛鳥川（下流）	護岸の修景や親水性の向上、河川沿いの景観阻害要素の除去を進め、河川と一体となった広がりのある眺望景観を創出するとともに、万葉集に詠まれた文学的な景観を保全・創出します。
	冬野川	護岸の景観修復により、親水性の高い河川景観を創出します。
	高取川	連続性のある緑景観を創出し、明日香村の玄関口に相応しい風情のある河川景観を形成します。
道路軸	国道 169 号	景観阻害要因の除去や修景等により、明日香村の玄関口に相応しい風格のある沿道景観を形成します。
	主要地方道桜井明日香吉野線	沿道の農地、森林等を保全し、緑豊かな沿道景観を保全・創出します。
	県道橿原神宮前東口停車場飛鳥線	広がりのある沿道景観ならびに周囲の山並みへの眺望を確保します。
	県道多武峰見瀬線	沿道の農地や山林を保全し、広がりのある自然豊かな眺望景観を保全します。
	県道野口平田線	村域中央部への連絡道として、明日香村らしい沿道景観を保全・創出します。
歩行者道路軸	飛鳥周遊歩道	沿道の農地、森林、河川等の豊かな自然景観の保全と、植樹や水路の整備などによる良好な景観の創出により、ヒューマンスケールの変化に富んだ景観を保全・創出します。

第4章 景観形成の将来構想（景観形成特定区域）

● 景観形成特定区域

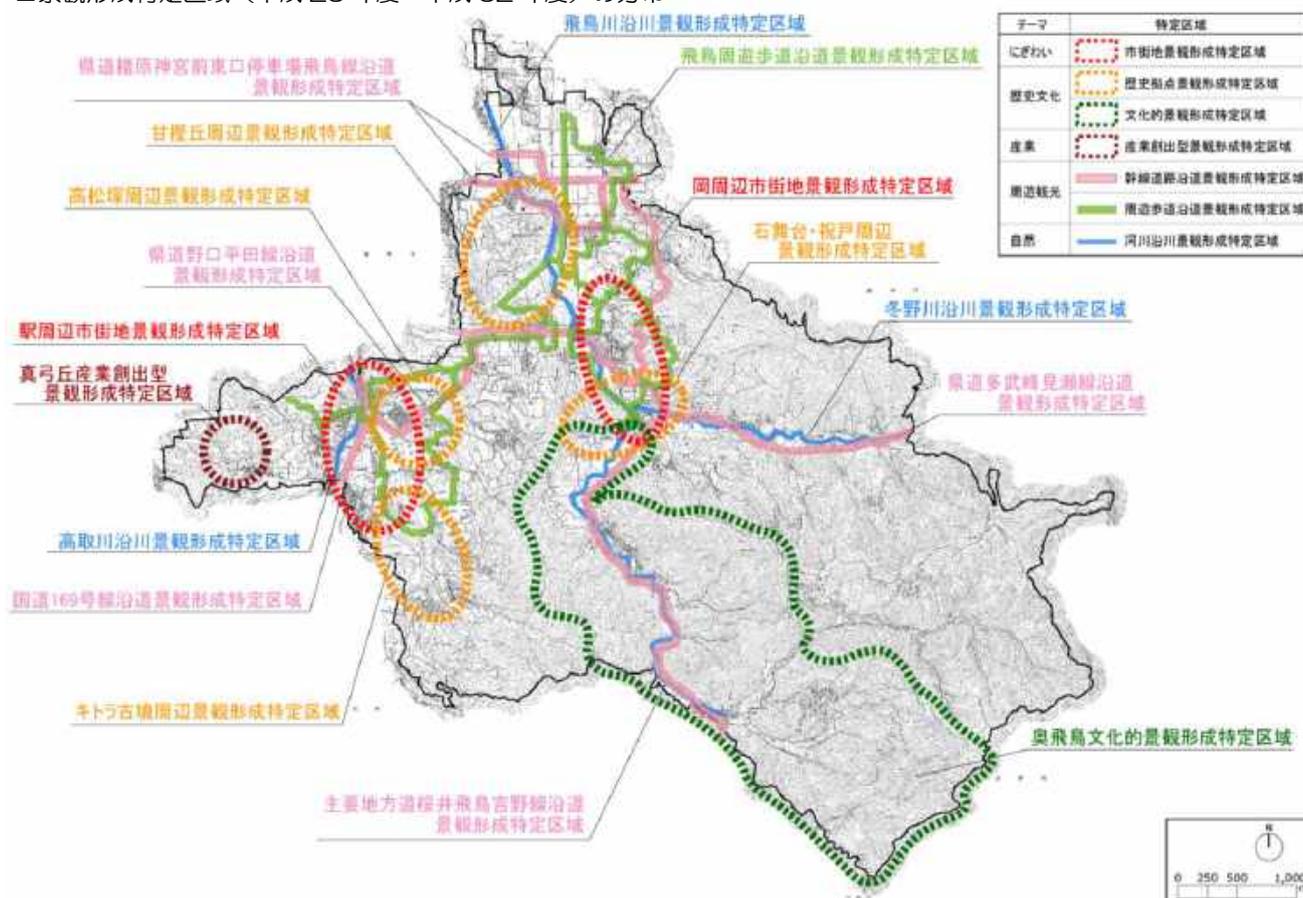
第3章で設定した景観形成の目標と基本方針をもとに、今後10年間（平成23年度～平成32年度）、優先的に景観整備事業等を実施する区域を「景観形成特定区域」として設定します。

なお、景観形成特定区域は、「にぎわい」「歴史文化」「産業」「周遊観光」「自然」のテーマごとに設定し、平成23年度～平成32年度の10年間は、7種類17区域を設定します。その他、農業や地場産業、森林等についても、村内における検討や体制整備等を踏まえ、今後、景観形成特定区域の種別ならびに区域の追加を検討していきます。

■ 景観形成特定区域（平成23年度～平成32年度）の設定の考え方

テーマ	景観形成特定区域の種類	区域設定の考え方
にぎわい	市街地景観形成特定区域	一定の商業活動の集積により、賑わいの創出が求められる市街地の区域
歴史文化	歴史拠点景観形成特定区域	明日香村の歴史的風土及び歴史的景観の核となり、主要な観光拠点となる区域
	文化的景観形成特定区域	地域住民の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地の区域
産業	産業創出型景観形成特定区域	新規企業と既存企業の景観面からの誘導改善を図る区域
周遊観光	周遊歩道景観形成特定区域	明日香村の歴史的風土及び歴史的景観を享受できる重要な回遊ルート
	幹線道路景観形成特定区域	明日香村の歴史的風土を感じられ、広がりのある景観を享受できる主要な幹線道路とその沿道区域
自然	河川景観形成特定区域	明日香村の歴史的風土の重要な構成要素となるとともに、景観の骨格となる主要な河川とその沿川区域

■ 景観形成特定区域（平成23年度～平成32年度）の分布



■ 景観形成特定区域（平成23年度～平成32年度）ごとの景観形成の取り組み方針

テーマ	景観形成特定区域の種類	景観形成特定区域の名称	景観形成の取り組み方針	
にぎわい	市街地景観形成特定区域	岡周辺市街地景観形成特定区域	商業施設の立地誘導とあわせて、地域の歴史・文化、生活に配慮した町並みの形成を図り、来訪者との饗し交流を通じて、にぎわいのある景観形成を推進します。	
		駅周辺市街地景観形成特定区域	明日香観光の玄関口として、明日香村の歴史的風土に相応しい良好な市街地景観を誘導します。	
歴史文化	歴史拠点景観形成特定区域	キトラ古墳周辺景観形成特定区域	明日香周遊の拠点として、また、歴史的風土及び文化財等を活用した体験学習の拠点として相応しい、古墳と周辺の自然環境が一体となった歴史的風土を感じられる景観形成を進めます。	
		石舞台・祝戸周辺景観形成特定区域	もてなしの逸品・市場づくりなどを通じて、明日香周遊の拠点としてのにぎわいのある景観形成を推進するとともに、風格のあるゲートウェイ景観を創出します。	
		高松塚周辺景観形成特定区域	周囲の適正な土地利用の誘導ならびに景観阻害要因の除去等を通じて、明日香村の歴史的風土に相応しい観光拠点としての景観誘導を推進します。	
		甘樫丘周辺景観形成特定区域	甘樫丘からの俯瞰景ならびに甘樫丘への良好な眺望景観を保全し、明日香村の歴史的風土を享受できる場としての美林の郷づくりを推進します。	
	文化的景観形成特定区域	奥飛鳥文化的景観形成特定区域	文化的景観保存計画に基づき、古代から連綿とつながる飛鳥川を中心とした文化・生業・生活と深く結びついた地域独自の文化を表象する景観を守り育てます。	
産業	新規産業創出型景観形成特定区域	真弓丘産業創出型景観形成特定区域	明日香村の良好な歴史的風土を保存するため、緩やかな丘陵地形を活かし、周囲を取り囲む山林等の自然環境と一体となった景観を創出します。また、周辺の古墳群や近隣住民による生産活動と連携し、地域の一体的な発展を見据えた景観整備を進めます。	
周遊観光	周遊歩道景観形成特定区域	飛鳥周遊歩道景観形成特定区域	世界遺産登録を見据え、多様な人々が周遊する明日香観光の主要ルートとして、細部まで行き届いたデザインの配慮のもと、ヒューマンスケールの景観形成を進めます。	
		幹線道路景観形成特定区域	国道169号線景観形成特定区域	奈良と和歌山を結ぶ広域幹線道路のなかでも、明日香村の歴史・文化の風格を感じられる景観形成を進めます。
		主要地方道桜井飛鳥吉野線景観形成特定区域	沿道の植生の回復、四季の感じられる生き生きとした里山の育成を図り、緑豊かな道路景観の形成を進めます。	
		県道多武峰見瀬線景観形成特定区域	明日香村への東からのゲートウェイとして、棚田と集落、周囲の山林が一体となって創り出す自然豊かな景観を保全します。	
		県道野口平田線景観形成特定区域	明日香村の顔となるような沿道景観を形成します。	
		県道橿原神宮前東口停車場飛鳥線景観形成特定区域	第1種歴史的風土保存地区を通る道路として、明日香村の歴史的風土を享受できる明日香らしい道づくりを推進します。	
自然	河川景観形成特定区域	飛鳥川景観形成特定区域	万葉集に詠まれた文学的な景観や、河川と集落等の関係により形成されてきた文化的景観を保全・継承し、明日香らしい河川景観や自然環境の再生を進めます。	
		冬野川景観形成特定区域	周囲の棚田や山林、集落と一体となった自然豊かな景観形成、親水性の高い河川景観の形成を進めます。	
		高取川景観形成特定区域	連続性のある緑景観を創出し、明日香村の玄関口に相応しい風情のある河岸景観を形成します。	

第2部 景觀形成方策編

第1章 景観形成に関する方策

第1節 全体構成

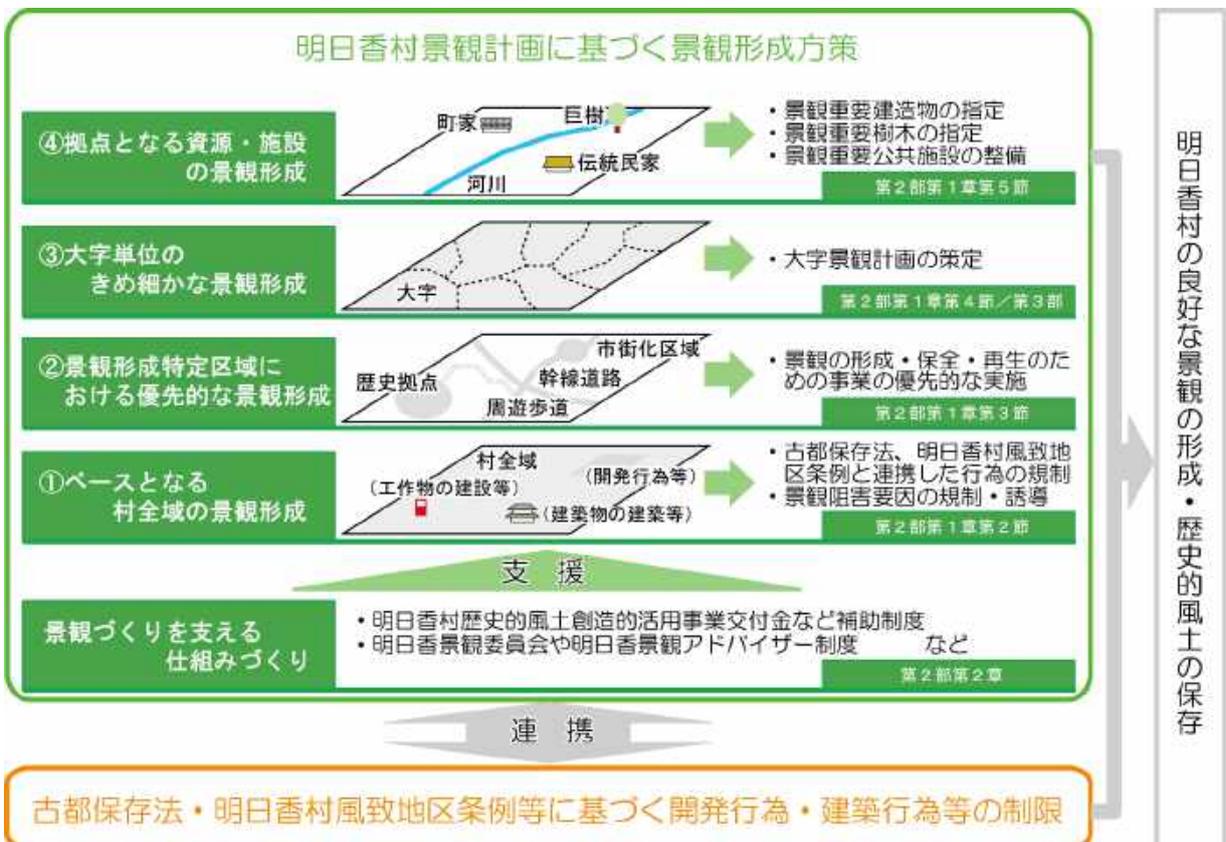
明日香村景観計画に基づく景観形成は、「ベースとなる村全域の景観形成」「景観形成特定区域における優先的な景観形成」「大字単位のかみ細かな景観形成」「拠点となる資源・施設の景観形成」の4層で構成し、明日香村歴史的風土創造的活用交付金などの補助制度や明日香景観委員会、明日香景観アドバイザー制度などにより景観形成の取り組みを支えていくこととします。

なお、これらの各取り組みは、現行の古都保存法や明日香村風致地区条例の行為規制と連携していくことで、明日香村の良好な景観の形成ならびに歴史的風土の保存を効率的に進めていきます。

■ 明日香村の景観形成の4層構造

- ①ベースとなる村全域の景観形成
 現行の古都保存法、奈良県風致地区条例の許可申請を踏襲した形で、村全域を対象とした最低限必要な規制を追加することにより、村全域の景観形成のベースを築きます。
- ②景観形成特定区域における優先的な景観形成
 特定のテーマに基づき、優先的に景観整備事業等を実施する区域を「景観形成特定区域」に指定し、優先的な景観形成を実施します。
- ③大字単位のかみ細かな景観形成
 合意形成の図れる集落から順次「大字景観計画」を作成し、大字単位のかみ細かな景観形成を図り、大字の個性を創出します。
- ④拠点となる資源・施設の景観形成
 景観上重要な建造物、樹木、公共施設は、それぞれ「景観重要建造物」「景観重要樹木」「景観重要公共施設」に位置づけ、景観形成の拠点として保全・活用を図ります。

■ 明日香村景観計画と古都保存法・明日香村風致地区条例等の連携による良好な景観の形成・歴史的風土の保存



第2節 村全域の景観形成

明日香村では、これまでも建築物、工作物の新築・増築・改築、色彩の変更、土地形質の変更や開発行為等を古都保存法、奈良県風致地区条例に基づく許可制度により規制・誘導してきました。これらの行為については、明日香村景観条例においても届出対象行為とし、景観法に基づく届出・勧告制により景観形成を図ります。

また、これまで古都保存法、奈良県風致地区条例では許可申請対象外とされてきた「小規模な工作物の新築、改築、増築、移転」のうち、「塀、柵、門その他これらに類するもの」については、明日香村の景観に与える影響が大きいと見込まれるため、明日香村景観条例に基づく届出対象行為とします。

さらに、これら以外の行為のうち、明日香村景観計画第3部に定める大字景観計画において規定された行為についても、明日香村景観条例に基づく届出対象行為とします。

届出対象行為のうち「建築物及び工作物の新築（新設）、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更」は特定届出対象行為とし、明日香村景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができることとします。

明日香村景観条例に基づく届出対象行為

● 届出対象行為

- ・「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和40年法律第1号）」及び「明日香村風致地区条例（平成25年12月明日香村条例第22号）」に基づき許可申請対象と規定されている次に掲げる行為（適用除外あり）

- ①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移転
- ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ③木竹の伐採
- ④土石の類の採取
- ⑤建築物その他の工作物の色彩の変更
- ⑥水面の埋立て又は干拓
- ⑦屋外における土石、廃棄物又は再生資源の堆積

- ・高さ1.5m以下の塀、柵、門その他これらに類する工作物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・その他大字景観計画に基づき規定された行為

● 特定届出対象行為

- ・建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- ・工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

● 景観形成基準

明日香村景観計画に基づく景観形成基準は、これまでの古都保存法、奈良県風致地区条例の基準を踏襲した上で、カーポートや屋外の自動販売機、3階建や総2階建の建築物、バルコニーなど、古都保存法や奈良県風致地区条例の制定時に想定されていなかった現代的な課題に対応するための新たな基準を一部追加することとします。

なお、景観形成特定区域の景観形成基準が定められた場合にあつては、当該項目は景観形成特定区域の景観形成基準に従うこととします。

■ 建築物に関する景観形成基準

行為/項目		第1種歴史的風土保存地区		第2種歴史的風土保存地区			
		第1種風致地区		第2種風致地区	第3種風致地区		
建築物の規模・建ぺい率・後退距離等	建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> 2階建て以下とし、総2階は避けること。ただし、地理的条件及び特殊事情を考慮する。 従前の高さ以下かつ8m以下であること。 農林漁業用の物置、作業小屋等は高さ5m以下であること。 改築の場合は、改築前の高さ以下であること。 			<ul style="list-style-type: none"> 高さ10m以下又は従前の高さ以下であること。 農林漁業用の物置、作業小屋等は高さ10m以下であること。 改築の場合は、高さ10m以下又は改築前の高さ以下であること。 	
		建蔽率・床面積	<ul style="list-style-type: none"> 建ぺい率2/10以下であること。 制限床面積以下であること。 農林漁業用の物置、作業小屋等は床面積30㎡以下であること。 		<ul style="list-style-type: none"> 建ぺい率3/10以下であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 建ぺい率4/10以下であること。 	
		外壁の後退距離	<ul style="list-style-type: none"> 外壁等の後退距離は、道路側3m以上、隣地側1.5m以上であること。 		<ul style="list-style-type: none"> 外壁等の後退距離は、道路側2m以上、隣地側1m以上であること。 		
		緑地率	<ul style="list-style-type: none"> 緑地率は4/10以上であること。 		<ul style="list-style-type: none"> 緑地率は3/10以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 緑地率は2/10以上であること。 	
		その他	<ul style="list-style-type: none"> 従前敷地内であり、かつ、風致と著しく不調和でないこと。 		—	—	
	仮設の建築物	<ul style="list-style-type: none"> 移転の容易なものであり、かつ、風致と著しく不調和でないこと。 					
	地下の建築物	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであること。 					
建築物の意匠・形態等	建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 切妻、入母屋、寄棟、方形、差掛け等の勾配屋根（片流れ屋根、招き屋根等を除く）とする。 原則として、勾配は4～6寸勾配、軒先・ケラバ・庇の壁面からの出は450mm以上とする。 和型瓦、わら、檜皮、銅板、木板その他これらに類似する外観を有する材料とし、和型瓦の場合、色は濃灰もしくは黒等とする。 農林漁業用に必要な物置、作業小屋等又は床面積の合計が20㎡以下の建築物の屋根については、黒褐色又は黒色の化粧石綿セメント板・アスファルトシングル等の使用も認める。 わら葺き屋根等を保護するため、既存の屋根を鉄板葺き等の屋根で被覆する場合は、鉄板等が黒褐色、黒色等歴史的風土と調和する色彩とする。 				
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> 外壁の表面が、土、しっくい、木板その他これらに類似する外観を有する材料（モルタル、リシン吹付け等）で仕上げられたものとする。鉄板壁、ベニヤ壁等は除くものとする。 外壁面に柱等が露出せず、リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレー等とする。 				
		建具・建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> 柱、扉、雨戸、格子戸、窓格子、窓枠、雨樋、戸袋等の外回りの部分は、屋根及び外壁と調和する形態及び意匠のものとし、木材、銅板、その他これらに類似する外観（褐色、黒褐色又は黒色の鉄板・アルミニウム板・硬質塩化ビニール板等を含む）を有する材料を使用しているものとする。 バルコニーは設置しないように努める。バルコニーを設置する場合、建築物と一体的な形態をとるインナーバルコニーの採用や主要な遺跡、展望地、道路から望見されない場所への設置など、設置箇所に配慮する。屋外に設置する場合は、出幅は大屋根軒の1/2以下とし、外壁に準じた色彩を使用するなどの周囲の歴史的風土との調和に十分に配慮する。 				
	仮設の建築物	<ul style="list-style-type: none"> 風致と著しく不調和でないこと。 					
	地下の建築物	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであること。 					
	カーポート等	<ul style="list-style-type: none"> 表面が濃茶等で着色されたものとし、光沢のある材料は使用しない。 					

■ 工作物に関する景観形成基準

行為/項目		第1種歴史的風土保存地区		第2種歴史的風土保存地区	
		第1種風致地区		第2種風致地区	第3種風致地区
工作物の規模・後退距離等	工作物	<ul style="list-style-type: none"> 高さ5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。 改築の場合は、改築前の高さ以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。 		<ul style="list-style-type: none"> 高さ10m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。 改築の場合は、高さ10m以下又は改築前の高さ以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。 	
	仮設の工作物	<ul style="list-style-type: none"> 移転の容易なものであり、かつ、風致と著しく不調和でないこと。 			
	地下の工作物	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土の保存及び風致上支障のないものであること。 			
	電気供給のための電線路、空中線系統	<ul style="list-style-type: none"> 高さ20mを超えるものは、建替えによる新設に限り、かつ風致と著しく不調和でないこと。 増設では、高さ20m以下又は従前の高さ以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。 			
	ビニールハウス	<ul style="list-style-type: none"> 高さ1.5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> 高さ5m以下であり、かつ風致と著しく不調和でないこと。 		
屋外の自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 位置は、道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面線から突出しない。また、複数機設置する場合は、乱雑とならないよう配置する。 				
工作物の意匠・形態等	塀	<ul style="list-style-type: none"> 塀は、土塀、板塀、石塀(石垣を含む)又は土塀に類似する外観を有する白色又は黒色のモルタル塀等とする。 リシン吹付け等により仕上げる場合、色は白、ベージュ、グレーとする。 			
	フェンス・柵等	<ul style="list-style-type: none"> 表面が濃茶等で着色されたものとする。 			
	棒状工作物	<ul style="list-style-type: none"> 表面が濃茶等で着色されたものとする。 			
	擁壁	<ul style="list-style-type: none"> 自然石を使用した石積み(野面石積み、玉石積み、雑割石積み、割石積み、間知石積み等)又はこれに類似する外観を有するものとする。 			
	ビニールハウス等	<ul style="list-style-type: none"> 被覆材は無色透明若しくは半透明又は黒色の軟質プラスチックフィルムとし、寒冷紗(遮光網を含む)にあっては、白色、緑色又は黒色とする。 			
	屋外の自動販売機	<ul style="list-style-type: none"> 企業名、商品名等広告面を極力控えるなど周辺景観との調和に配慮する。 基調となる色彩は、茶、濃茶、ベージュとし、その他の色彩を用いる場合は、木製格子等により目隠しを設置する。 			
その他の工作物	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は濃灰、濃茶等で着色されたものとする。 				

■ 土地の形質の変更等に関する景観形成基準

行為/項目		第1種歴史的風土保存地区		第2種歴史的風土保存地区	
		第1種風致地区		第2種風致地区	第3種風致地区
土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> 許可建築物、工作物の新築、改築、増築のための最小限度のものであること。 建築物の敷地内、文化財の調査、道路等の設置、管理等のためのものであること。 変更後の土地について、植栽その他必要な措置を行い、かつ木竹の育成に支障を及ぼすおそれのないものであること。 			
	擁壁・法面	<ul style="list-style-type: none"> 農地、牧草地に接する土地の開墾であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の開墾、農道、林道、用排水施設の設置、管理であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 土地の開墾、農道、林道、用排水施設の設置、管理であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1haを超える土地の形質の変更にあっては、法の高さが2m以下であること。
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> 1haを超える土地の形質の変更にあっては、法の高さが2m以下であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1haを超える土地の形質の変更にあっては、3m以下であること。 	<ul style="list-style-type: none"> 1haを超える土地の形質の変更にあっては、4m以下であること。 	
	擁壁・法面	<ul style="list-style-type: none"> 擁壁を伴う土地の形質の変更にあっては、擁壁が「工作物/擁壁」の基準に該当するものとする。 法を生じる土地の形質の変更にあっては、畦畔法面等の小規模なものを除き、法面に植栽その他の歴史的風土の維持保存上必要な措置を行う。 			
土石の採取	<ul style="list-style-type: none"> 以下のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致をそこなうおそれが少ないこと。 <ol style="list-style-type: none"> 許可された建築物等の建築、土地の形質の変更のために必要な最小限度のものであること。 森林の択伐であること。 伐採後の成林が確実な1ha以下の皆伐(知事が指定した森林の区域外の伐採)であること。 森林の区域外の木竹の伐採であること。 森林の皆伐又は森林地区内における土地の形質の変更のための木竹の伐採については、森林が著名な地形・地物等を構成するもの又は主要な遺跡、展望地等からの景観を構成する重要な要素となるときは、歴史的風土を損なうことのないよう特に慎重に配慮すること。 				
水面の埋立又は干拓	<ul style="list-style-type: none"> 露天掘りでなく、かつ、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼさないこと。 歴史的風土ならびに風致と著しく不調和とならないこと。 当該行為に係る土地及びその周辺の土地の区域における木竹の育成に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 				
物件の堆積	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的風土の保存及び風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 				

● 手続きの流れ

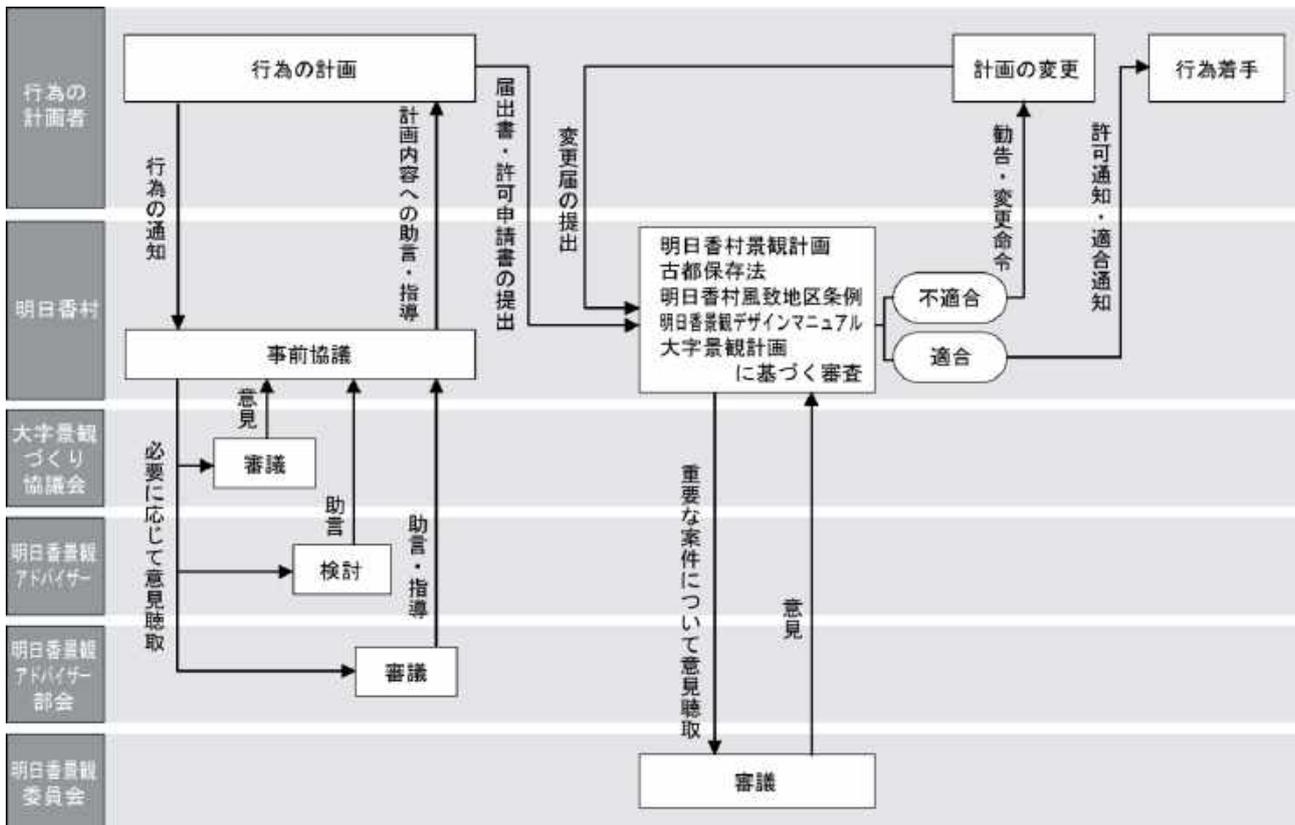
明日香村で行為を計画される場合は、事前に明日香村に対して行為の通知を行い、行為の計画者と明日香村（必要に応じて、大字景観づくり協議会や明日香景観アドバイザー、明日香景観アドバイザー部会への意見聴取を行います）による事前協議を行うことが推奨されます。

明日香村景観条例の届出対象であり、古都保存法、明日香村風致地区条例の許可対象でもある行為は、「明日香村景観計画」や「明日香村景観デザインマニュアル」、大字景観計画が策定されている大字では「大字景観計画」をもとに明日香村で審査を行い、不適合の場合は勧告・変更命令、適合の場合は古都保存法、明日香村風致地区条例に基づく許可手続きとなります。

明日香村景観条例のみの届出対象行為は、同じく「明日香村景観計画」「明日香村景観デザインマニュアル」「大字景観計画」をもとに明日香村で審査を行い、不適合の場合は勧告・変更命令、適合の場合は、適合通知が発行され、行為着手となります。

なお、明日香村の歴史的風土や景観への影響の大きいと判断される案件については、必要に応じて、明日香景観委員会への意見聴取を行います。

■ 手続きの流れ



● 国の機関、県の機関、村の機関が行う行為

国の機関、県の機関、村の機関が行う行為については、「明日香村景観計画」ならびに「明日香村公共事業景観形成指針」に基づき、明日香村の歴史的風土や景観と調和した規模、意匠、形態等とするよう努めてもらうこととします。

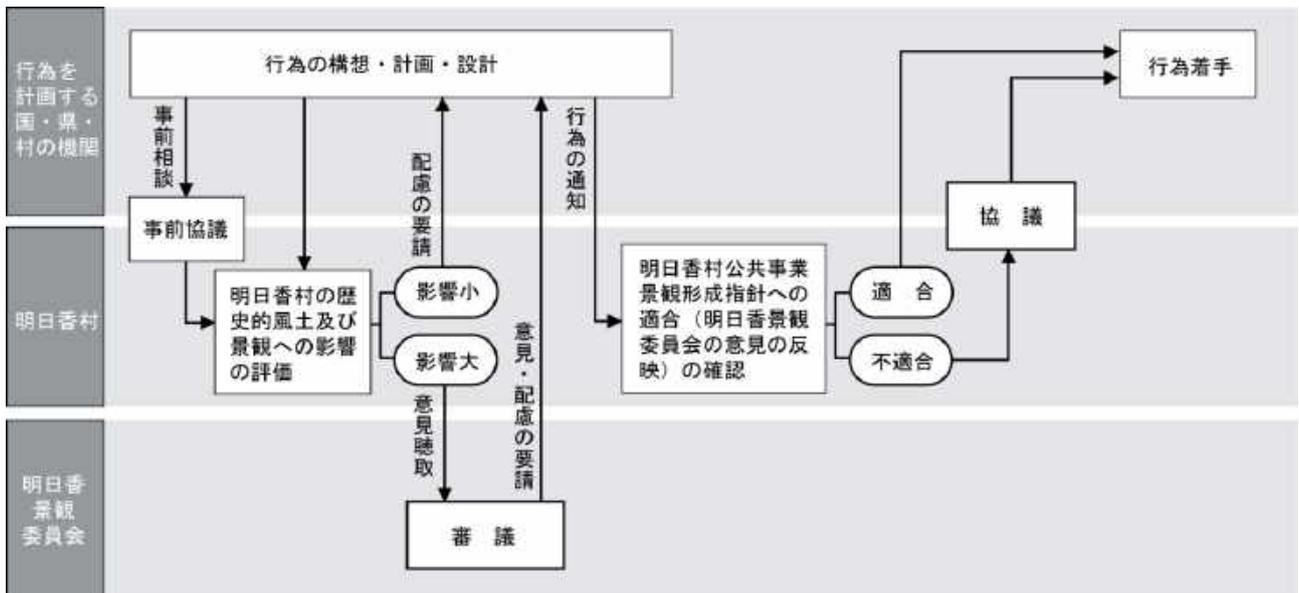
国の機関、県の機関、村の機関が行う行為は、景観法及び明日香村景観条例に基づく届出対象行為ではありませんが、行為を行う際には、事前に村長への通知が必要です。

なお、行為の通知の前に、構想段階において、必ず事前協議を行ってください（必要に応じて、関係機関への意見照会を行います）。

明日香村の歴史的風土や景観への影響が大きいと判断される公共事業は、明日香景観委員会への意見聴取を行い、配慮すべき事項等を整理して協議を行うこととします。村における影響評価及び協議の後、古都保存法及び明日香村風致地区条例に基づき、明日香村長への行為の通知を行い、行為の着手となります。

（詳細は「明日香村公共事業景観形成指針」を参照ください。）

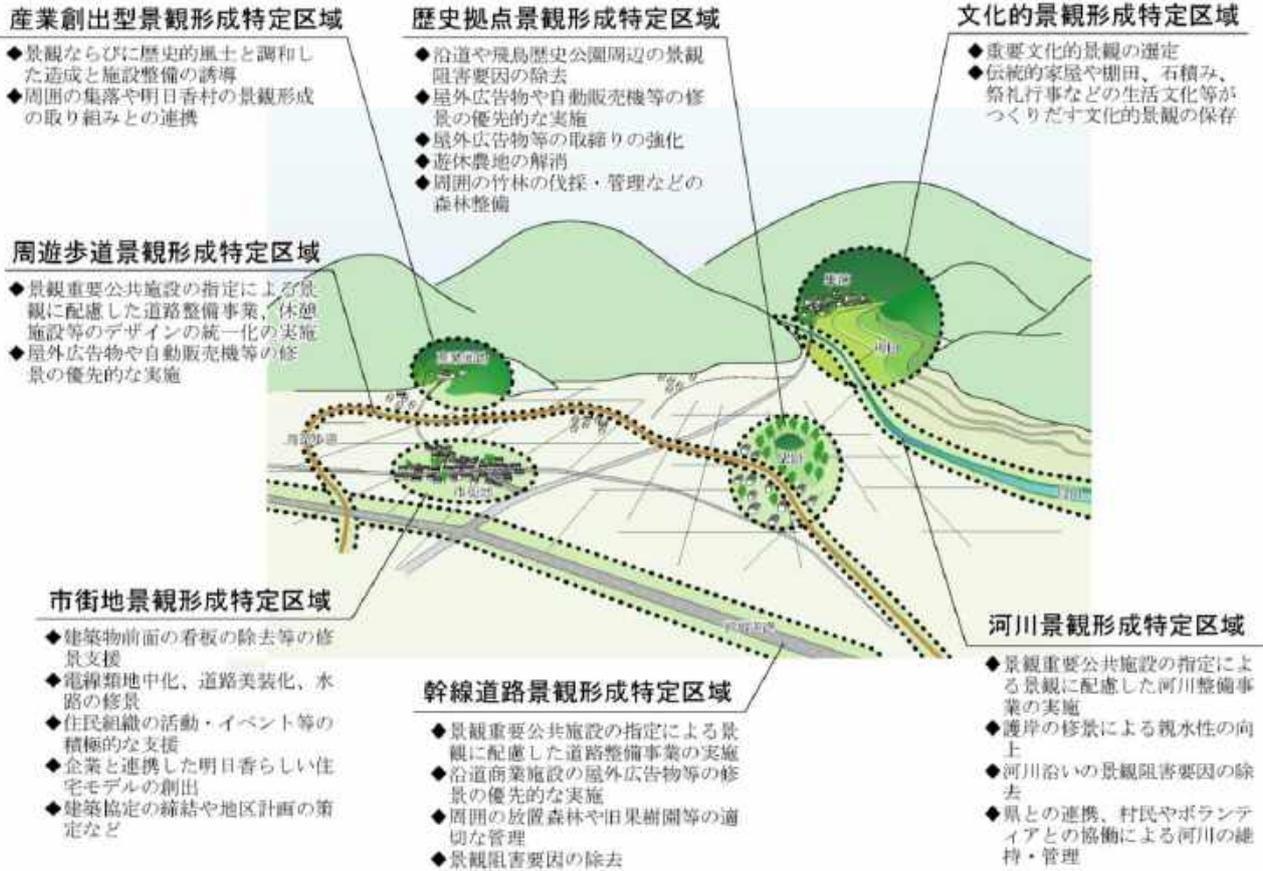
■ 国の機関、県の機関、村の機関が行う行為の手続きの流れ



第3節 景観形成特定区域における景観形成

景観形成特定区域では、「明日香村景観デザインマニュアル」に基づき、良好な景観形成・保全・再生のための事業を優先して実施し、村全体の景観形成を先導していくこととします。

■ 景観形成特定区域における景観形成の取り組み内容



■ 景観形成特定区域における景観形成・保全・再生のための事業例

<p>(事業例1) 屋外広告物の修景</p> <p>各事業者の方々が個別に設置し、煩雑になっている道標等の屋外広告物について、各事業者との連携、調整のもとに、明日香村が主体となって、集合化を推進していきます。</p> <p>(事業イメージ)</p> <p>集合化</p>	<p>(事業例2) 自動販売機の修景</p> <p>村全域において、新たな自動販売機の設置や交換等に際しては、修景していくこととし、修景に必要な経費の支援を行うこととします。なお、史跡周辺などの歴史的な区域や周遊歩道沿道など、明日香観光の主要な区域については、自動販売機設置者との合意のもと、積極的に落ち着いた色彩の自動販売機への変更や木製格子の覆いを設置するなどの修景事業を実施していくこととします。</p> <p>(事業イメージ)</p> <p>茶系色の落ち着いた色彩とする。</p> <p>木製格子の覆いを設置する。</p>	<p>(事業例3) 景観阻害要因の除去</p> <p>明日香村における良好な景観の形成上、多大な影響を及ぼしている既存の建築物や工作物については、明日香景観委員会等の意見聴取や所有者等との協議、調整のもと、土地の買収・除去を行なうことにより、明日香村の良好な景観ならびに歴史的風土の再生を推進します。</p> <p>(事業例) コンクリートプラントの除去 (平成22~24年度実施予定)</p> <p>除去</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

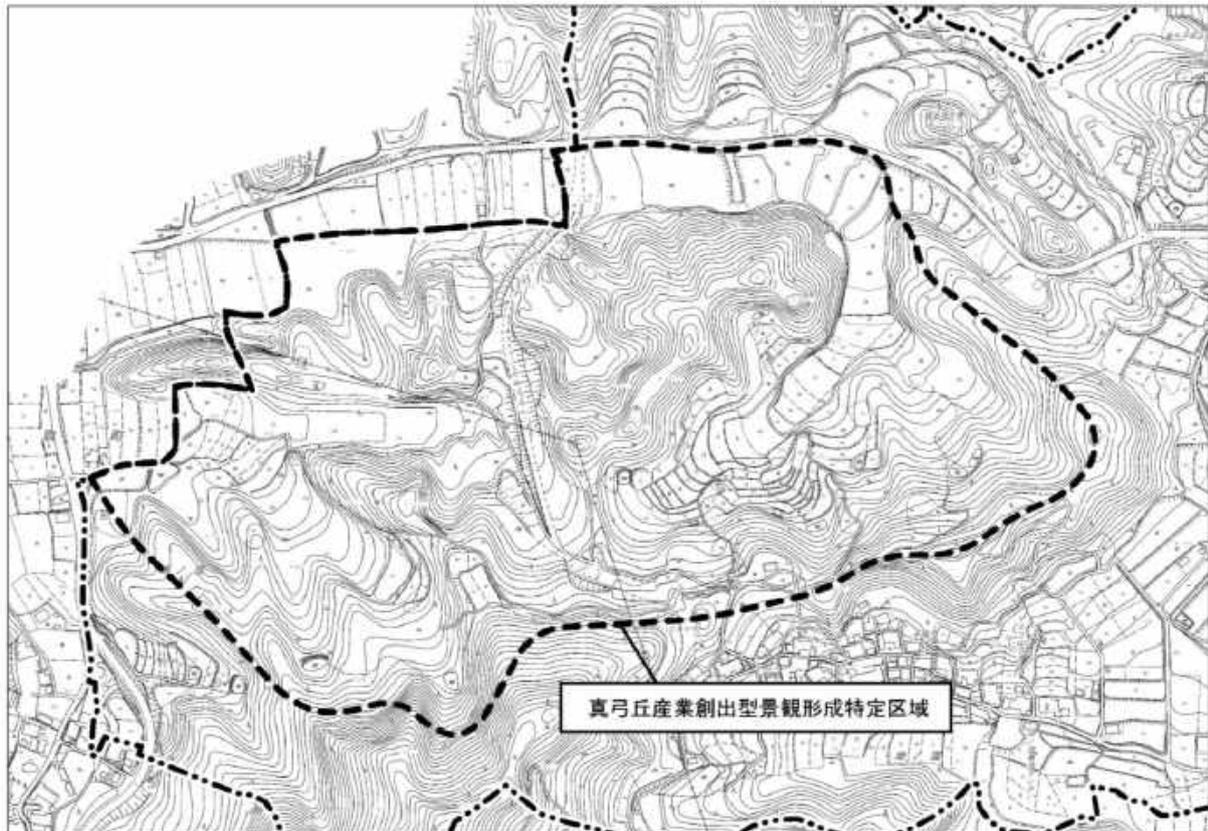
● 真弓丘産業創出型景観形成特定区域における景観形成

【景観形成特定区域の範囲】

真弓丘産業創出型景観形成特定区域は、右図に示す区域とします。

区域境界は、西側及び北側西部を高取町との行政界、北側東部を村道真弓御園1号線南側の道路境界、南側及び東側を尾根線として設定します。

■ 真弓丘産業創出型景観形成特定区域の範囲



【景観形成の目標と基本方針】

真弓丘区域では、「襷状に張り出した尾根に集積し、山林に守られ現代まで良好に受け継がれてきた天皇・王族等の終末期古墳や飛鳥文化の成立・発展を支えてきた渡来系氏族の古墳群が、四季折々の豊かな明日香らしい自然景観をつくりだす山林や棚田等と一体となって、かつて古墳の適地として好まれた静かで特色のある風土」が形成されています。

この真弓丘区域の歴史的風土の保存を図りながら、新たな産業施設の立地を推進することにより、多様な主体が一体となって、将来世代に受け継がれる新たな明日香村の価値と魅力を創出・発信していくことを目標とします。

具体的には、歴史的風土の保存、地域活力の創出、主体間の連携の各視点に係る以下の基本方針のもとに、良好な景観の形成を図るとともに、文化財、観光、農業等の各セクションと連携して取り組みを推進します。

○歴史的風土の保存の基本方針

真弓丘の歴史的風土を構成する「終末期古墳と渡来系氏族の古墳群」「農地・植生（在来種）」「棚田」「山林・入り組んだ地形」の保全に努める。

市町村界を超えた墳墓の連なりを重視し、西飛鳥地域の歴史的風土の総合的な魅力の向上に努

める。

○地域活力の創出の基本方針

西飛鳥地域の産業、観光の拠点として位置付け、景観、文化財、観光、農業等の各分野が連携して各種事業を重点的に実施するとともに、飛鳥への西側のエントランスに相応しい景観づくりを進めることにより、西飛鳥地域だけでなく、明日香村全体の新たな価値と魅力の創造を図る。

○主体間の連携の基本方針

近隣住民と企業、行政各部署が、各々の役割を認識し、それぞれが主体となって、各種取り組みを実施していく。また、そのなかで、積極的に都市住民や飛鳥ファン等を取り込むなど、より多くの人々が西飛鳥地域の魅力を認識できるような取り組みを推進する。

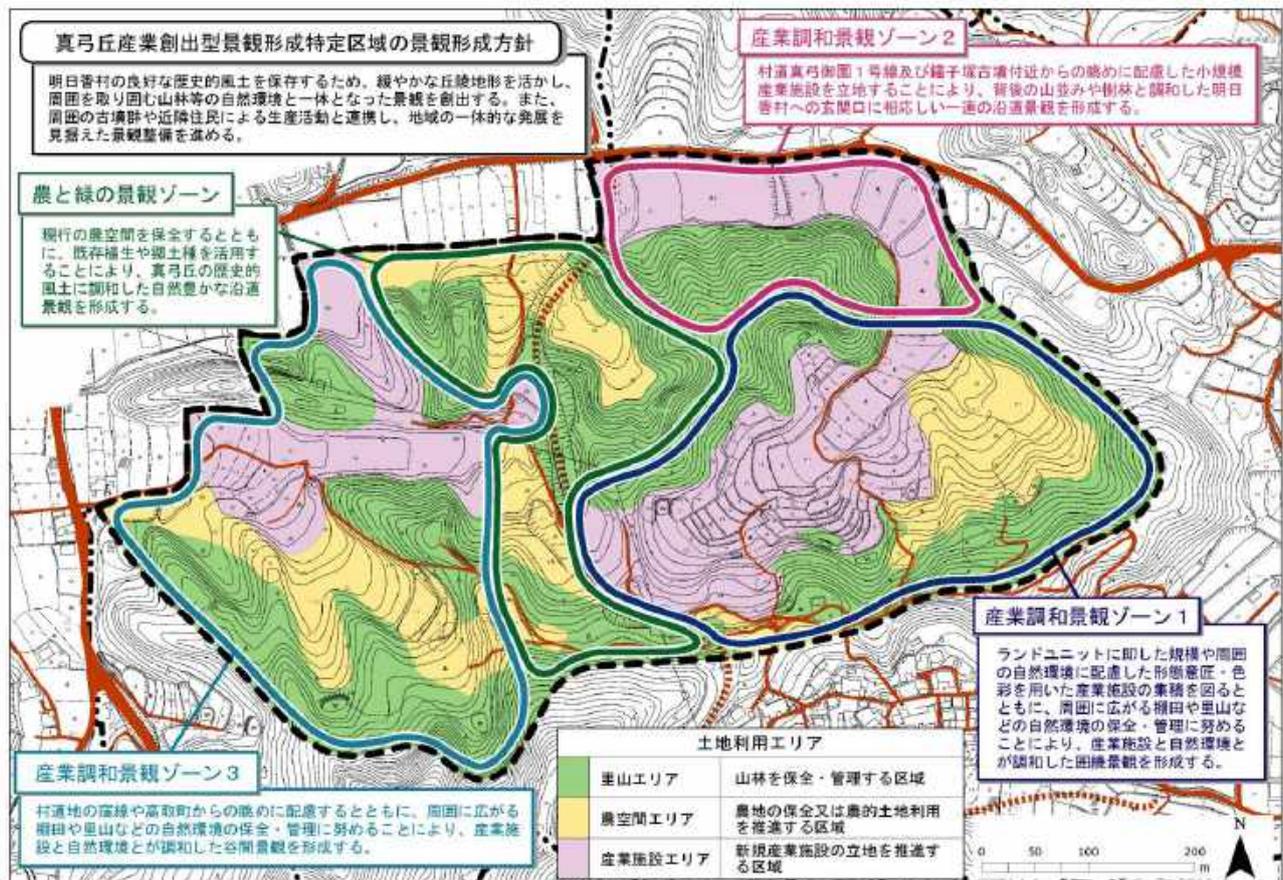
県や関係する市町と連携した取り組みを進め、一体的な景観の形成に努める。

【土地利用ゾーニング・景観ゾーニングと景観形成の方針】

真弓丘区域における景観の基盤となる土地利用を適切に誘導していくための土地利用の区分として、「里山エリア」「農空間エリア」「産業施設エリア」の3つの土地利用エリアを設定します（下図参照）。これらの土地利用エリアに応じた土地利用の誘導を図っていきます。

また、骨格的な尾根線によるまとまりや田園軸の連なり、谷筋の特徴などに基づき、一体的な景観づくりを進める区域として、「産業調和景観ゾーン1」「産業調和景観ゾーン2」「産業調和景観ゾーン3」「農と緑の景観ゾーン」の4つの景観ゾーンを設定し、各景観ゾーンの特徴に応じた景観形成方針を下図のように設定します。

■ 土地利用エリア・景観ゾーン・景観形成方針



【景観形成基準】

産業誘致と歴史的風土の保存ならびに景観の形成の調和を図り、真弓丘区域の歴史的風土を創造的の保全活用していくため、真弓丘産業創出型景観形成特定区域の景観形成基準を設定します。

真弓丘産業創出型景観形成特定区域において、奈良県開発審査会提案基準25「工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場」により建築される工場並びに付属施設及びそれらの敷地並びに当該敷地内の工作物に係る以下の行為（以下、「対象行為」という。）を行う場合は、景観形成基準に適合することを基本とし、景観形成基準をもとに産業誘致を積極的に進めるための十分な協議を行います。

- ①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移転
- ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ③建築物その他の工作物の色彩の変更

なお、対象行為を行う場合は、明日香景観デザインマニュアルに適合する必要があります。

景観形成基準は、「建築行為・開発行為等の規模や形態・意匠等に係る基準」「景観シミュレーションに係る基準」「周辺地域との連携・調整に係る基準」の3つに分けて、次の通り設定します。

＜景観形成基準1＞ 建築行為・開発行為等の規模や形態・意匠等に係る基準

当該行為の内容が、別表1～3の基準に適合すること。

なお、別表1～3に規定されていない項目に関しては、明日香村景観計画に基づく全村を対象とした景観形成基準を準用する。

＜景観形成基準2＞ 景観への影響の評価に係る基準

明日香村企画政策課への事前協議を行うとともに、別表4に示す景観シミュレーションにより、明日香景観委員会の意見を聴き、同委員会の承認を得ること。

＜景観形成基準3＞ 周辺地域との連携・調整に係る基準

以下に掲げる事項を定めた景観協定を締結していること、または、1年以内に景観協定の締結が見込まれること。

なお、景観協定に定めた事項について、各年度の初めに「取り組み計画書」、年度末に「取り組み実績報告書」を明日香村企画政策課に提出すること。

(1) 歴史的風土の保存・管理・活用に関する事項

- ・歴史的風土の保存・管理・活用に関する以下に掲げる取り組みのうち、いずれかひとつ以上の実施内容、実施期間や回数など

- ①周辺の大字の景観づくり活動への参加・支援
- ②真弓丘産業創出型景観形成特定区域内又は周辺地域における買入地又は遊休地の活用又は管理
- ③真弓丘産業創出型景観形成特定区域内又は周辺地域におけるにおける里山の保全活動
- ④その他歴史的風土の保存に関する取り組みのうち、村長が認めるもの

- ・歴史的風土の保存・管理・活用に関する取り組みの体制

(2) 良好な景観の維持・管理に関する事項

- ・良好な景観を維持・管理していくための建築物や工作物、植栽等の管理の方法

■（別表1）建築物・工作物の規模等に関する景観形成基準

行為/項目		真弓丘産業創出型景観形成特定区域の景観形成基準	
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移転	工場並びに付属施設	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・別に定める視点場から見て、背後の山並み（稜線）を遮らないこと。 ・原則として最高高さは10m以下であること。 ただし、生産施設としての機能上または技術上の理由により10m以下に収まらないことがやむを得ないと認められる部分は、15mの範囲内で、必要最小限かつ周辺の歴史的風土等と著しく不調和でない高さまで認めるものとする。
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・産業調和景観ゾーンAにおいては、屋根伏面積が1500㎡を超える場合は、圧迫感を和らげるよう1500㎡以内毎に分節を行うこと。 ・産業調和景観ゾーンBにおいては、屋根伏面積が1000㎡を超える場合は、圧迫感を和らげるよう1000㎡以内毎に分節を行うこと。 ・前項に規定する屋根の分節は、棟の高さを変えること又は棟の位置を変えることにより行うこと。 ただし、周辺の歴史的風土等との調和を図るうえで必要な場合、又は棟の高さを変えること又は棟の位置を変えることによる屋根の分節が困難な場合には、4000㎡（産業調和景観ゾーンBにあつては、2000㎡）までに限り、その他の方法による分節もできるものとする。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・産業調和景観ゾーンAにおいては、一壁面の水平方向の長さが30mを超える場合は、圧迫感を和らげるよう30m以内毎に壁面の分節を行うこと。 ・産業調和景観ゾーンBにおいては、一壁面の水平方向の長さが20mを超える場合は、圧迫感を和らげるよう20m以内毎に壁面の分節を行うこと。 ・前項に規定する壁面の分節は、壁面を雁行させること又は凹凸を設けることにより行うこと。 ただし、周辺の歴史的風土等との調和を図るうえで必要な場合、又は壁面を雁行させること又は凹凸を設けることによる壁面の分節が困難な場合には、その他の方法による分節もできるものとする。 ・主たる屋根の軒先高さが最高高さの2分の1を超える場合には、総2階とならないよう、壁の長辺方向について以下のいずれかの措置が講じられていること。 (1) 2階（又は2階相当）部分の壁面位置を1階（又は1階相当）部分より1m以上（建築物の高さ基準に係るただし書きの適用を受ける場合には2m以上）後退させ、屋根が設けられていること。 (2) 2階（又は2階相当）部分と1階（又は1階相当）部分の間に庇を設けること。その庇の壁面からの出幅は、2m以上（建築物の高さ基準に係るただし書きの適用を受ける場合には3m以上）とされていること。 ただし、周辺の歴史的風土等との調和を図るうえで必要な場合又は（1）及び（2）の方法が困難な場合には、その他の方法も認めるものとする。
	塀等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・塀等は、出来る限り設けないこと。 やむを得ず塀を設ける場合は、出来る限り高さが低いものとする。
	擁壁及び塀等を除く工作物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・最高高さは、10m以下とすること。
		位置	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物は、道路及び周囲から望見されない位置にあること。 ただし、やむを得ない場合において植栽又は段差を設ける等の措置を施し、周辺の歴史的風土等との調和が図れる場合には、この限りではない。
植栽			<ul style="list-style-type: none"> ・樹種については、周辺に現存する植生を活かしたもの又は万葉植物を採用すること。また、隣接する土地との連続性について配慮したものとする。 ・配置については、道路側等周囲から望見されやすい位置は、これらの樹種のうち高木により緩衝帯を設けること。この場合において、緩衝帯は、現状の樹木をできるだけ残し、植栽する場合には樹木が健全に成育する措置を施すこと。 ・産業調和景観ゾーンBにおいては、村道御園・真弓1号線からのシークエンス（移動することで変化する景観）に配慮し、建築物等が周囲の歴史的風土や景観に調和するよう緑化修景を施すとともに、単調にならないよう工夫すること。

■（別表2）建築物・工作物の意匠・形態等に関する景観形成基準

行為/項目			真弓丘産業創出型景観形成特定区域の景観形成基準
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移転	工場並びに付属施設	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（片流れ屋根及び極端な招き屋根等を除く）とし、勾配は、10分の4から10分の6までとすること。 ただし、最高の高さを抑えるために必要な場合には、10分の2.5以上までの勾配、または、軒部分で勾配を変更できるものとする。
			<ul style="list-style-type: none"> 原則として、素材は和型瓦とすること。 軒先は直線とし、主たる屋根の軒の壁面からの出幅は、2m以上（最高高さが7m以下の場合には、1m以上）とすること。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> 真壁造等の明日香村の歴史的風土と調和した和風のデザインとすること。 原則として、素材は土、漆喰又は、木板とすること。 ただし、これらに類似する外観と認められる場合については、この限りではない。
			<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、光沢を抑えた白色とすること。 直立平面とし、無窓等の単調なデザインは避け、周辺と調和したものとすること。
塀等	<ul style="list-style-type: none"> 塀等は、出来る限り設けないこと。 やむを得ず塀等を設ける場合は、木、土、漆喰その他これらに類似する外観を有する材料を用いて建物外壁と同様の色彩とすること。 また、やむを得ずフェンス等を設ける場合は、濃茶色とし、外側に植栽を設けること。 		
擁壁及び塀等を除く工作物	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、彩度が低く、濃茶、濃灰等周辺と調和するものとすること。 		

■（別表3）土地の形質の変更に関する景観形成基準

行為/項目		真弓丘産業創出型景観形成特定区域の景観形成基準
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	擁壁・法面	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更については、周辺の土地の形状を活かし、必要最小規模とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> 棚田形状の土地に隣接する箇所の法面（土地の形質の変更により生じる土地の段差をいう。以下同じ。）については、擁壁を設置し、高さは1.5m以下とすること。また、それ以外の土地に隣接する箇所の法面については、原則として自然法とし、勾配は30度以下、高さを4m以下にできるものとする。 なお、小段幅が3m以上ある場合は、別々の法として、上記の法の高さの基準を適用し、法すそ及び小段部分は植栽すること。 法面に擁壁を設置する場合は、自然石（間知石を除く）を使用すること。 法面の平面形状は曲線とし、法肩はラウンディングを施すこと。 ただし、周辺の土地の状況と大きく異なる程度の小区間については、直線にすることができるものとする。
		<ul style="list-style-type: none"> 舗装は、自然色舗装、芝生等の自然素材を使用すること。 ただし、道路及び周囲から望見されない部分については、この限りではない。 駐車場の位置は、道路及び周囲から望見されない位置とすること。 ただし、やむを得ない場合において植栽又は段差を設ける等の措置を施し、周辺の歴史的風土等との調和が図れる場合には、この限りではない。

■ (別表4) 景観シミュレーションについて

項 目	内 容
[1] 目的	真弓丘産業創出型景観形成特定区域において建築される工場並びに付属施設及びそれらの敷地並びに当該敷地内の工作物の位置、規模、意匠、形態が、周辺の歴史的風土や景観等と調和を図れているかを確認する。
[2] 対象	真弓丘産業創出型景観形成特定区域おける、奈良県開発審査会提案基準25「工業系ゾーンに位置づけられた区域内の工場」により建築される工場並びに付属施設及びそれらの敷地並びに当該敷地内の工作物に係る以下の行為とする。 ①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移転 ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 ③建築物その他の工作物の色彩の変更
[3] 景観シミュレーションの方法	<p>① ゾーンごとの景観形成方針ならびに景観づくりに向けて配慮すべき事項(別図1)を参考に、真弓丘の歴史的風土や景観等に配慮した事項を記入した自己評価書を作成する。(自己評価書の様式は別途定める。)</p> <p>② 指定の視点場(※1)から撮影した写真をもとに、CGを作成することを基本(フォトモンタージュ、フルCG、3DCG、VRいずれも可)とし、補足する(規模感や軒出と高さのバランス等)ために模型等を使用することも可とする。</p> <p>③ アピールしたい点がある場合には、別にその方向から見たCGを作成する。</p> <p>④ ただし、既に景観シミュレーションを受けた敷地等での軽微な行為(※2)で周辺の歴史的風土や景観等に不調和を来すおそれのないものについては、簡略化することができるものとする。</p> <p>(※1) 指定の視点場については、山並(稜線)検討用とそれ以外用の2種類を定める。</p> <p>○山並(稜線)検討用(建築物の高さ、規模、位置に関する影響の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村景観計画に定める箇所(4) <ul style="list-style-type: none"> ：国営飛鳥歴史公園(高松塚地区展望地点)、文武天皇陵、天武・持統天皇陵、飛鳥駅前 ・飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群構成資産(暫定一覧表記載)(7) <ul style="list-style-type: none"> ：牽牛子塚古墳、岩屋山古墳、マルコ山古墳、檜隈寺跡、キトラ古墳、中尾山古墳、高松塚古墳 ・真弓鑑子塚古墳(別図2) ・カンジョ古墳(別図2) ・村道御園・真弓1号線(3)(別図2) ・与楽集落(別図2) <p>○それ以外用(建築物等の規模、意匠、形態に関する影響の評価)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・村道地ノ窪線 ・村道御園・真弓1号線(3)(別図2) ・真弓鑑子塚古墳(別図2) ・カンジョ古墳(別図2) ・与楽集落(別図2) <p>・計画地周辺：少なくとも以下の場所について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 道路等の公共の視点(空間)からどう見えるかが確認できる場所 b) 緩衝帯の効果を緩衝帯越し建物を見て確認できる場所 c) 本指針のうち、ただし書に示された工夫の効果が確認できる場所 <p>(※2) 軽微な行為については、景観形成基準1におけるただし書の適用を受けないもので、以下のようなものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山並(稜線)を遮らないことが明らかなもので一般住宅と同規模の建築行為(高さ7m未満、建築面積100㎡未満等) ・小規模な工作物の新築等(高さ5m未満等) ・小規模な土地の形質の変更(面積500㎡未満、法面高さ50cm未満等) ・その他これらに類する行為
[4] 景観への影響の評価の方法と助言・指導	提出された景観シミュレーション等をもとに、明日香景観委員会において景観への影響を評価する。明日香景観委員会では、真弓丘の歴史的風土や景観等との調和の視点をもとに、建築物等の規模や配置、形態・意匠等、土地利用の方法や植栽などによる修景方法等について総合的に評価を行い、必要に応じて、改善の措置を講ずるよう意見書による助言・指導を行う。

● 「駅周辺市街地景観形成特定区域における景観形成」について

1. 策定の背景と目的

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、往時の歴史的、文化的資産が村の全域にわたって数多く存在し周囲の環境と一体となって、他に類を見ない貴重な歴史的風土を形成しています。そのため、明日香村は全村が「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法」（以下、「古都保存法」と称す。）および「明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法」（以下、「明日香法」と称す。）に基づく歴史的風土特別保存地区及び都市計画法・奈良県風致地区条例（現在は明日香村風致地区条例）に基づく風致地区に指定され、歴史的風土の保存が図られてきました。

明日香村全域が歴史的風土特別保存地区に指定された際、その後の明日香村の発展を期するために飛鳥駅周辺が市街化区域（以下、「阪合市街地」と呼ぶ）に編入され、市街化の誘導を図ることとされました。しかし、これまで市街化の大きな進展は見られず、大半が農地として利用されています。また、沿道や集落近傍では、開発区域間での計画性がなく住宅地開発がなされ、昔ながらの住宅とは馴染まない意匠・形態である場合も見られ、また、資材置き場や駐車場としての土地利用も見られます。

明日香村の歴史的風土は、人々の暮らしの営みを通じて形成され維持されてきましたが、近年では少子高齢化によって、歴史的風土を維持する担い手（定住人口）が減少し、空き家、耕作放棄地の増加や里山の荒廃といった問題が生じています。そのため、新たな定住人口増を目指し、村民と新たに移り住む住民の双方が互いに協力しながら歴史的風土の維持・向上を担っていくことが求められています。

明日香村景観計画においては、今後10年間優先的に景観整備事業等を実施する区域として「景観形成特定区域」が設定され、飛鳥駅周辺はにぎわいの創出が求められる区域に位置付けられています。区域周辺では、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区の整備や高松塚古墳壁画の修復と公開に向けた検討が進められ、貴重な文化財を体感できる環境が整いつつあると共に、新たな住宅の誘導が求められており、今後の景観や土地利用をいかに展望するかが重要なテーマとなっています。

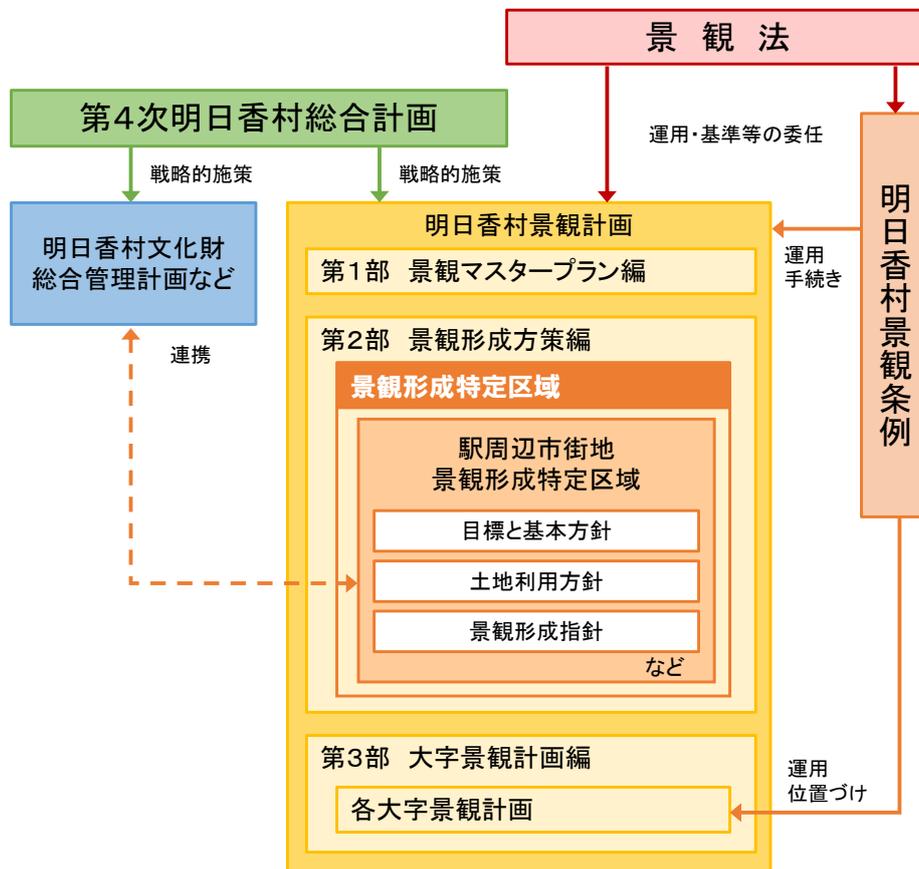
阪合市街地は、大阪への通勤圏に位置するという立地上の優位性も勘案すると、地域コミュニティの活力を維持するためにも、また無秩序な開発を防止し歴史的風土の保全を図る上でも、計画的な住宅地の形成等を契機としながら、市街化の誘導を図ることが必要とされています。

以上のことから、本計画は、地域の特徴を捉えた上で、明日香村の玄関口にふさわしい景観形成と、歴史的風土の調和を図ると共に、若年層を中心とする新たな住民の誘致および定住の促進により将来の歴史的風土の担い手確保を図るため、古都に相応しい良好な市街地景観の形成を進めることを目的に策定することとします。

2. 明日香村景観計画における景観形成特定区域の位置づけ

【明日香村景観計画の構成】

本計画は、明日香村景観計画第1部に規定する景観形成特定区域に関して、駅周辺市街地景観形成特定区域の景観形成のありかたについて定めるものです。本地域の実情に応じたよりきめ細かな景観づくりを推進していくため、明日香村景観計画第2部に位置付けます。



※景観形成特定区域

- ・今後10年間、優先的に景観整備事業等を実施する区域
- ・平成24年3月、「真弓丘産業創型景観形成区域における景観形成」を景観計画第2部として策定済

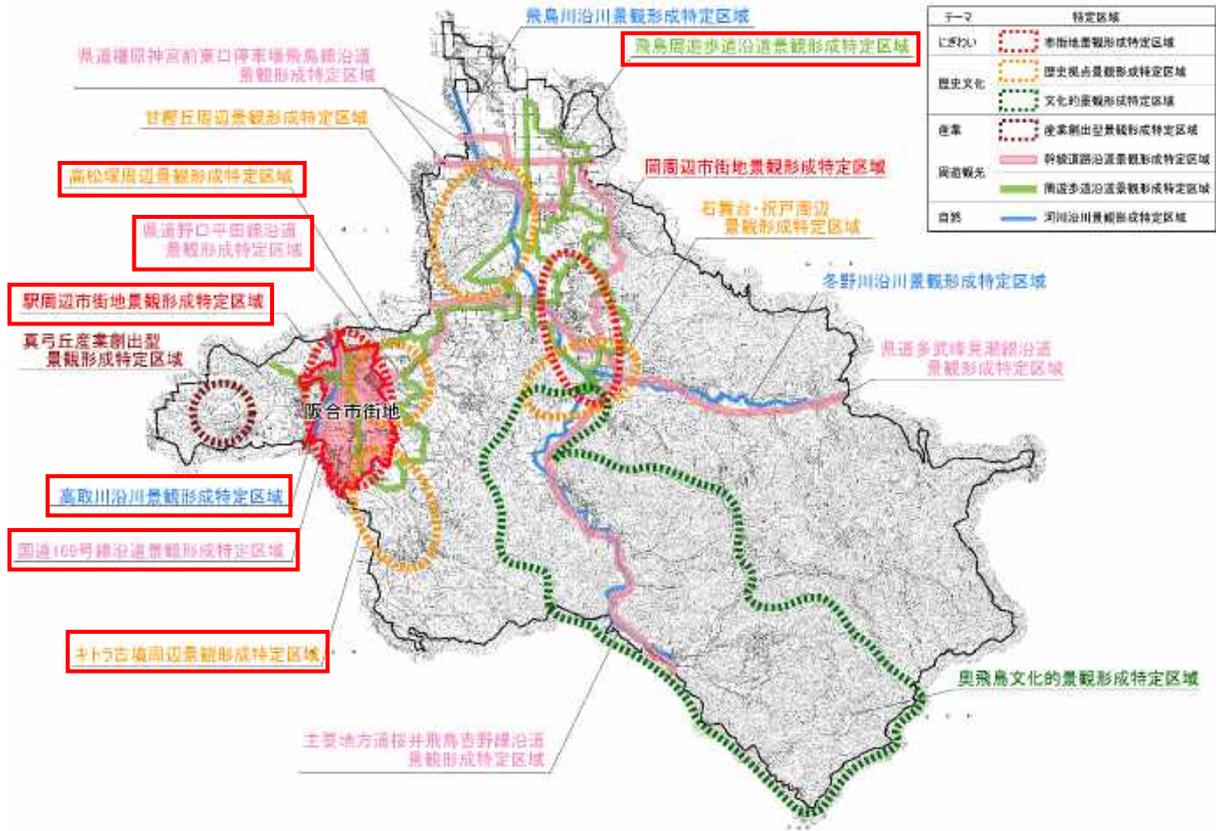
※大字景観計画

- ・大字単位で大字の特徴に応じて住民自らが定める計画
- ・真弓大字（平成25年度）、越大字（平成26年度）他3大字で策定済。檜前大字は策定中

【景観形成特定区域と景観形成の取り組み方針】

明日香村景観計画において、阪合市街地には次の通り7つの景観形成特定区域が設定されており、それぞれについて景観形成の取り組み方針が定められています。このため、これらの取り組み方針を踏まえることとします。

■ 市街化区域に関する景観形成特定区域



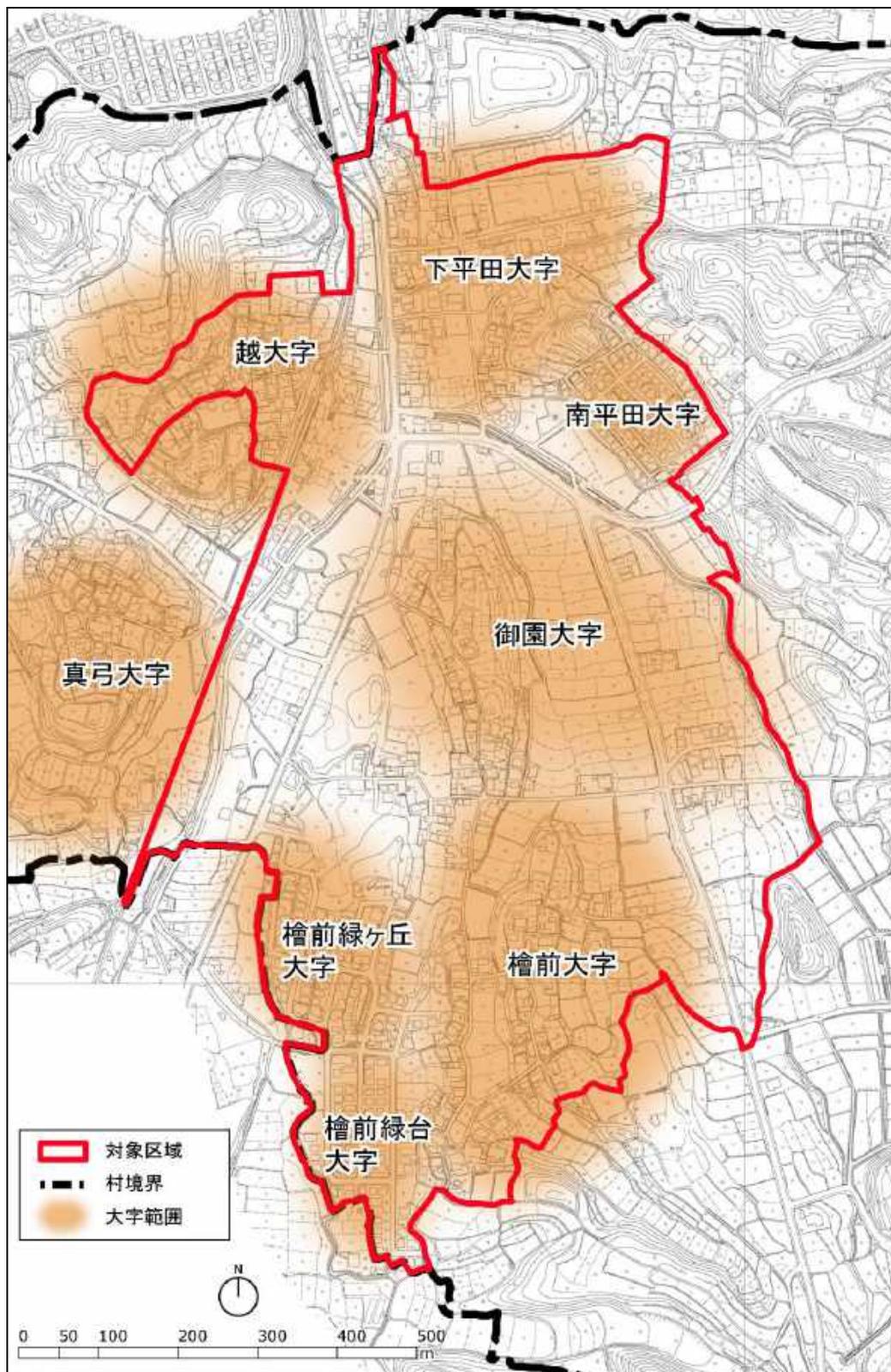
分野	区域名	景観形成の取り組み方針
にぎわい	駅周辺市街地 景観形成特定区域	明日香観光の玄関口として、明日香村の歴史的風土に相応しい良質な市街地景観を誘導します。
歴史文化	キトラ古墳周辺 景観形成特定区域	明日香周遊の拠点として、また、歴史的風土及び文化財等を活用した体験学習の拠点として相応しい、古墳と周辺の自然環境が一体となった歴史的風土を感じられる景観形成を進めます。
	高松塚周辺 景観形成特定区域	周囲の適正な土地利用の誘導ならびに景観阻害要因の除去等を通じて、明日香村の歴史的風土に相応しい観光拠点としての景観誘導を推進します。
周遊観光	飛鳥周遊歩道 景観形成特定区域	世界遺産登録を見据え、多様な人々が周遊する明日香観光の主要ルートとして、細部まで行き届いたデザイン的配慮のもと、ヒューマンスケールの景観形成を進めます。
	国道 169 号線 景観形成特定区域	奈良と和歌山を結ぶ広域幹線道路のなかでも、明日香村の歴史・文化の風格を感じられる景観形成を進めます。
周遊観光	県道野口平田線 景観形成特定区域	明日香村の顔となるような沿道景観を形成します。
	高取川 景観形成特定区域	連続性のある緑景観を創出し、明日香村の玄関口に相応しい風情のある河岸景観を形成します。

3. 景観形成特定区域の範囲

駅周辺市街地景観形成特定区域は、下図に示す区域（以下「阪合市街地」という）とします。

阪合市街地は、市街化区域（約72.6ha）を対象として、8つの大字（下平田、南平田、越、真弓、御園、檜前、檜前緑ヶ丘、檜前緑台）を含む範囲を設定します。

■ 駅周辺市街地景観形成特定区域の範囲



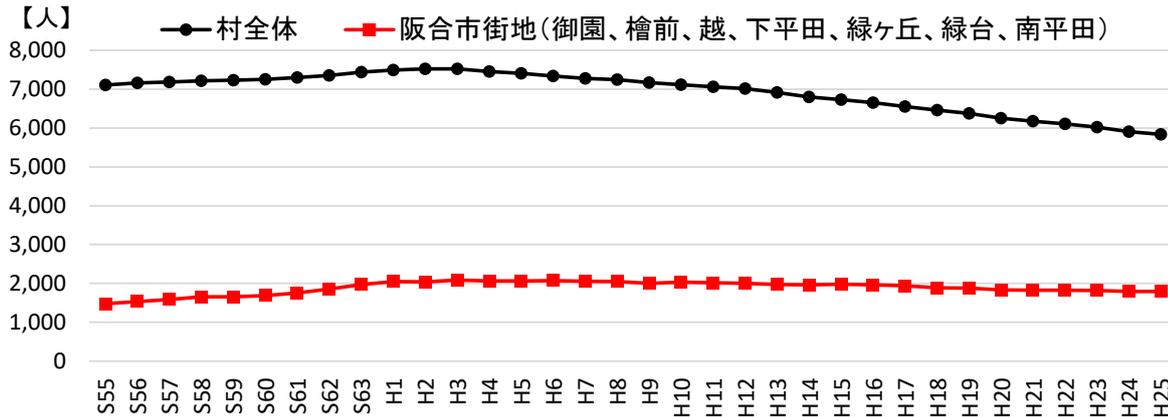
4. 景観特定区域の概況

● 人口・世帯数

明日香村全体の人口は平成2年に7,524人（国調人口）をピークに、減少の一途を辿っており、平成27年度には5,526人（国調人口）となっています。一方、阪合市街地は近年では減少傾向にあるものの村全体と比べて人口の減少率は小さく、ほぼ横ばいの人口を保っています。

ちなみに、村全体に占める阪合市街地の人口割合は、昭和55年の20.8%から平成25年には30.8%と年々増加しています。

■ 明日香村全体と阪合市街地の人口推移

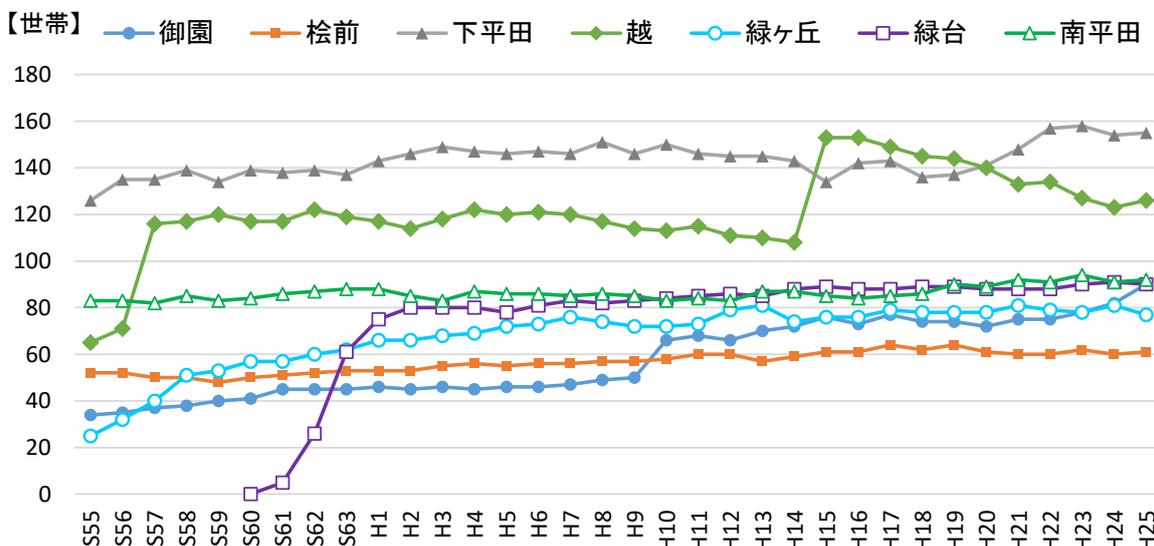


資料：明日香村（住民基本台帳による）

住民基本台帳による世帯数の推移をみると、越地区が昭和56年から57年、平成14年から15年にかけていずれも45世帯と大きく増加していることが分かります。また、御園地区では人口の推移と同様に一貫して増加傾向にあり、昭和55年の34世帯から平成25年には90世帯と164%の増加となっています。既存の住宅団地である緑ヶ丘、緑台、南平田の住宅地では、一定程度住宅が整備された後は、世帯数の増加は止まり、近年は横ばいの状態が続いています。

全体的に、人口の推移にみられたような減少傾向はなく、世帯数は停滞気味となっています。

■ 阪合市街地に属する大字・地区の世帯数推移



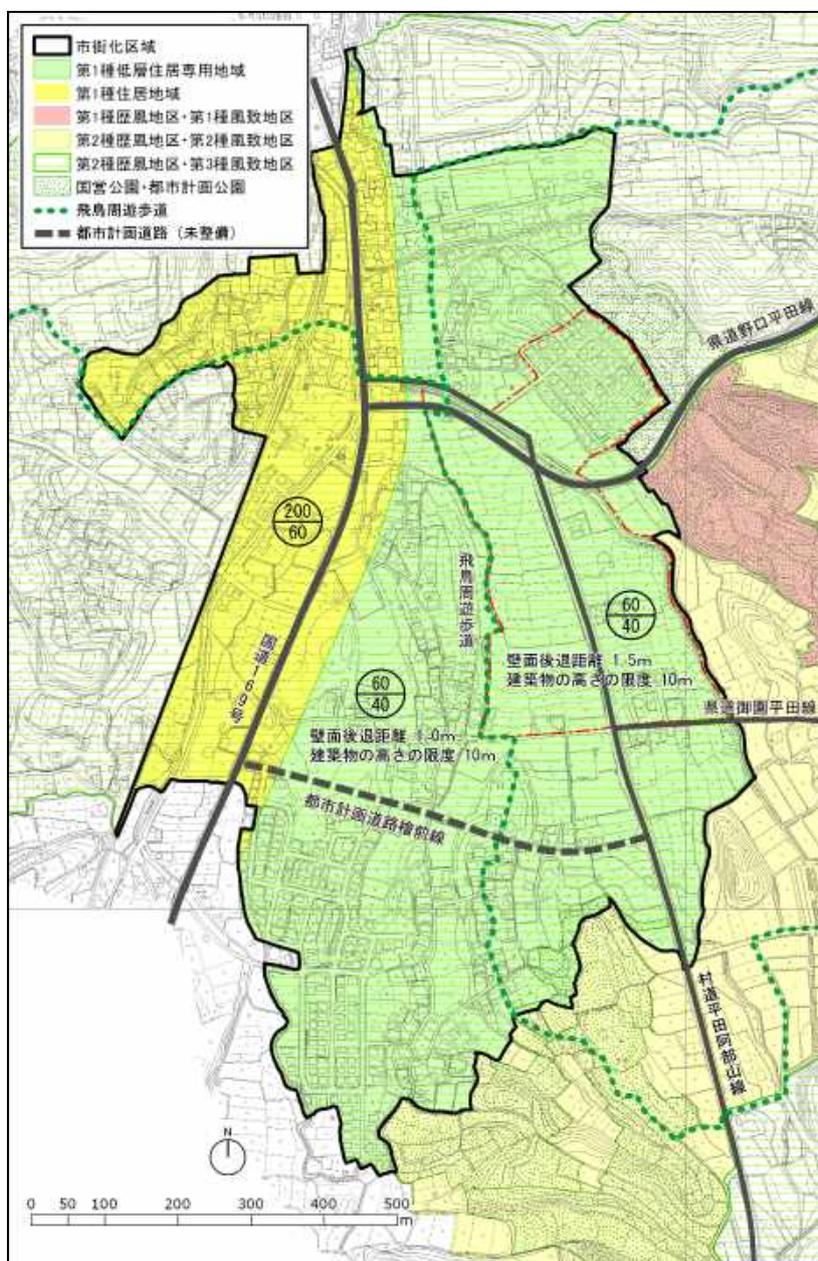
資料：明日香村（住民基本台帳による）

● 法規制等

阪合市街地は全域が古都法に基づく第2種歴史的風土保存地区、明日香村風致条例に基づく第3種風致地区に指定されています。用途地域は、国道169号と近鉄吉野線の沿道が第1種住居地域に、その他が第1種低層住居専用地域に指定されています。下図に示すように一部の区域は壁面後退が1.5mとなっています。

■ 法規制概要

	平田、御園、檜前など		国道、鉄道沿い
歴史的風土保存地区（古都法）	第2種		第2種
風致地区（風致条例）	第3種		第3種
用途地域	第1種低層住居専用地域		第1種住居地域
容積率／建ぺい率	60% / 40%	60% / 40%	60% / 40%
建築物の高さ制限	10m	10m	—
壁面後退距離	1.0m	1.5m	—



5. 阪合市街地の特徴と課題

①歴史と文化に関する特徴

渡来人が居住した古代の市街地

○渡来人の移住～定住

伝承によれば、応神朝に渡来した阿知使主^{あちのおみ}は、後漢の霊帝の曾孫とされる中国系の渡来氏族とされています。恐らく、5世紀初め頃には朝鮮半島から渡来し、当初は最新の技術者集団として文筆・財務・外交の実務にあたっていました。5世紀中頃には新たに朝鮮半島から渡来した手工業技術者を配下として、朝廷での地位を確立したと見られています。これまでの発掘調査によれば、5世紀後半からは1世紀以上に渡って同一の系統に属する渡来系集団が檜前周辺に居所を営み、連綿と古墳を築いていた事実が推察できます。ここでいう檜前の地は、現在の檜前・栗原・御園を中心として、北は野口、南は高取町南部、東は立部、西は高取川を境界としたと推測されます。

朝鮮半島からの渡来人の渡来は、応神朝と雄略朝に集中する傾向が認められ、5世紀後半から末期が渡来人の日本列島への移住の1つのピークを成したことは確かと思われる。

渡来人の定住は、王権と王権を構成する有力豪族層による安置という強制的形態を取っており、宮都周辺の再開発と王権や有力豪族層への職務奉仕を目的として、先進的な技術や能力を身に付けた多数の渡来系集団が、計画的に集められたと想定されます。

藤原宮、平城京に宮が遷ると、東漢氏^{やまとのおやうじ}の多くは本拠地を離れましたが、残った者は在地の豪族として高市郡の郡司を勤めました。

○渡来人が築いた文化

於美阿志神社^{おみあし}の境内地に位置する檜隈寺は、有力渡来人集団の一つである東漢氏^{やまとのおやうじ}の氏寺として知られ、古代の檜隈地域の中心にあり、現在でも於美阿志神社^{おみあし}では東漢氏^{やまとのおやうじ}の祖先とされる阿知使主^{あちのおみ}を祀っています。檜隈寺は特殊な伽藍配置をしており、基壇化粧が瓦積構造であることなど、東アジアとの交流を色濃く残している寺院といえます。

檜前の中心部一帯の遺跡では、7世紀後半前後の建物群の遺構が検出されています。御園アライ遺跡では南庇を持つ大型建物が確認されており、檜隈寺に隣接する檜前門田遺跡^{やまとのおやうじ}なども東漢氏^{やまとのおやうじ}と関わる居館の跡と推測することができます。

檜前中心部を南北・東西に走る2本の道路は、国土座標に対して東西に約4°、南北に約16°西偏しますが、遺構が示す方位と近いことから、2つの道路が古代からの基準線として機能していたことが推定されています。平安時代の史料によると、「檜前条」「呉原条」という条里が存在したとされますが、条里地割は実施せず、地図を作製するのみで条里呼称は観念的につけられた可能性が指摘されてきました。

周辺一帯で発見されている遺構群は7世紀代のものであることから、飛鳥遷都後に大和南部・紀伊に通ずる交通の要衝として、政治的・軍事的な重要性が高まり、交通路を中心に新たな地割が行われ、檜前中心部の都市的整備が図られたとみられます。

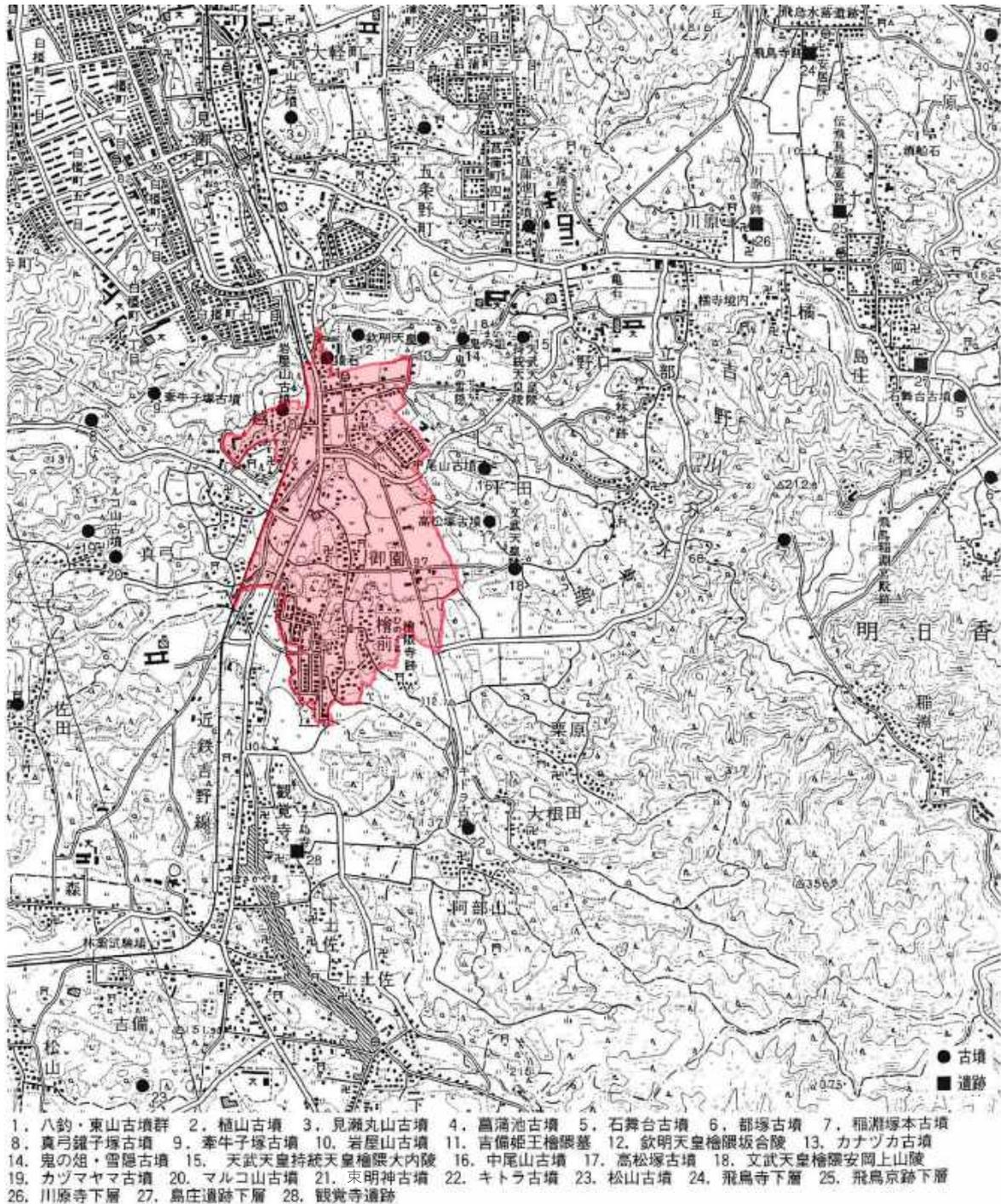
このように、阪合市街地を含む周辺地域一帯は、古代から渡来人が居住する古代の市街地として形成されていたことが分かります。

天皇家の陵墓が周辺に集積する神聖な地

阪合市街地を含む周辺地域には、東側に天武・持統陵、欽明陵、高松塚古墳、中尾山古墳、キトラ古墳があり、西側に岩屋山古墳、牽牛子塚古墳、真弓鐘子塚古墳、マルコ山古墳、北側に橿原市の小谷古墳、新沢千塚古墳群、高取町の乾城古墳、東明神古墳など一連の古墳が集まっています。

この地域の古墳には、横穴式石室を持つ後期古墳や終末期古墳、特殊な火葬蔵骨器を納めたと思われる古墳などがあります。中でも7世紀の後半から8世紀の初め頃の墳墓が多く、飛鳥・藤原京時代には天皇をはじめ皇族、高位高官の陵墓の地となりました。

■阪合市街地周辺における古墳および古墳時代の遺跡分布図



資料：続明日香村史 上巻より一部編集

■阪合市街地における歴史的・文化的資産の概要

名称	概要
<p>岩屋山古墳 (国指定史跡) (越地区)</p>	<p>近鉄飛鳥駅のすぐ西方に位置し、牽牛子塚古墳やマルコ山古墳の所在する真弓丘の東端にあたる。昭和43年に国の史跡に指定されている。昭和48年からの調査の結果、一辺約54メートルの方形墳が想定された。石室は表面を磨いた精美な切石造の横穴式石室であり、ほぼ南面して開口している。このような切石造の横穴式石室は、飛鳥地方から桜井地方にかけて多く分布し、「岩屋山式」とも呼ばれる。</p> <p>被葬者については、吉備姫王(きびひめのみこ)・巨勢雄柄宿禰・斉明天皇らの名があげられるが詳細は不明である。7世紀前半の築造である。</p>
<p>平田キタガワ遺跡 (平田地区)</p>	<p>北は東西方向の丘陵、南は南東から北西に延びる数条の尾根にはさまれた東西方向の細長い谷部に位置する。北の丘陵裾部には梅山古墳(欽明天皇陵)、カナツカ古墳、鬼の俎・廁古墳、天武・持統陵が東西に並び、南の丘陵上には中尾山古墳や飛鳥時代の掘立柱建物が検出された平田クルマゴ工遺跡、南平田遺跡がある。</p> <p>斉明朝とも考えられる石敷遺構や総重量百トン近くに及ぶ石を使った護岸の遺構が見つかり、猿石が出土した場所の近くであることや、石敷遺構があるという点から、石神遺跡のような石造物と石敷が一体となった饗宴施設であったと考えられている。</p>
<p>檜隈寺跡 (国指定史跡) (檜前地区)</p>	<p>現在は、渡来系氏族である東漢氏の祖、阿知使主を祀る「於美阿志神社」が鎮座する。発掘調査の結果、塔・金堂・講堂・中門・回廊などが検出された。塔は、四天柱礎石が四石とも完存し、塔心礎も原位置を保っていたことがわかっている。金堂は、身舎に四面庇をつけた礎石建物であり、基壇の四周に川原石を敷き詰めていたことも明らかとなっている。講堂は金堂同様に四面庇をもつ礎石建ちの建物で、基壇は、いわゆる瓦積基壇であり、また基壇上面には、いくつかの塼(せん)がみられることから、上面に敷き詰められていた可能性が考えられている。</p>
<p>於美阿志神社 (檜前地区)</p>	<p>東漢氏の祖、阿知使主神夫妻二柱を祭神とする当神社は、『延喜式』神名帳に記載のある式内社(式内小社)であり、明治40年に道を隔てた西方から当地(檜隈寺の跡地)に移座したもの。社殿は流造りである。境内には雑社として素戔嗚尊(すさのおみこと)を祭神とする八坂神社と稻荷神社が合祀されている。社殿南側には、十三重石塔が建つ。</p>



出典：飛鳥の考古学図録
①発掘された飛鳥
-20世紀の飛鳥考古学-
(明日香村、2003)



檜隈寺 金堂跡



万葉歌の舞台

阪合市街地の周辺では、万葉集に次の歌が残されているように、万葉歌の舞台ともなっています。

「さ^ひ^{くま}の^{くま} 檜^{ひのくまがは}隈川の 瀬を早み 君が手取らば 言^{こと}寄^よせむかも」(巻7-1109)

「檜前川の流れが早いからといって、もしあなたの手につかまったなら、きっと噂を立てられるでしょうね。」

檜隈川は、高取山から流れ出て檜前集落の西を通り、近鉄線に沿って畝傍山の西を回り、曾我川にそそぐ小川である。今では護岸工事が施され流れも緩やかであるが、民謡的な世界が詠われているように、往時は川幅も広く流れも急で、情緒に富んだ川だったのかもしれない。

「さ^{ひのくま} 檜^{ひのくまがは}隈川に 馬^{とど}留め 馬に水^か飼へ 我^{よそ}れ外に見む」(巻12-3097)

「檜前川の岸辺に、あなたのお乗りになった馬を留めて、馬に水を飲ませてやってください。その間に私は、あなたのお姿を脇からこっそりと見ましょう。」

1つ目の歌と内容に大きな相違はなく、詠い物風の恋歌である。いずれの歌も万葉集の中に類似の表現が見られることから、檜前の地に広く詠われていた歌謡がその詠歌の基盤を成しているものと思われる。

「夢^{いぬ}にだに 見^みずありしものを おほほしく 宮^{みや}出もするか さ^{くま}^みの^{くま}隈廻を」(巻2-175)

「このようなことになるとは、夢にだに見なかったのに、夢どころか現実のものとなってしまって、島の宮から檜前の道を通って、^{あらしのみや}殯宮に鬱々とお仕えすることか。」

草壁皇子の^{あらしのみや}殯宮に通う道において、島の宮から西方へ、檜前を通って真弓の岡へと出仕するときの歌である。

②景観と土地利用に関する特徴

小高い丘陵地と平坦地の土地利用が作り出す多様な景観

○岩屋山古墳から於美阿志神社にかけての南北方向（A－A’断面）

A－A’断面は、北から岩屋山古墳のある越集落に始まり、近鉄飛鳥駅、高取川、国道169号、御園集落、檜前集落、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区、於美阿志神社を通る断面です。

岩屋山古墳の頂点は越集落よりも約15m高くなっており、近鉄飛鳥駅から国道169号、御園大字の農地まではそれよりも低い位置にあるため、岩屋山古墳から御園大字の農地までの範囲を見渡すことができます。

最も低いのは見瀬池であり、南に向かうにつれて徐々に高くなっています。断面線の間ほどにあたる御園集落が小高い丘陵地になっており、集落の家屋が集中しています。その両脇の少し低い位置にある平坦地に農地がまとまっています。

檜前集落は御園集落よりも高い位置にあり、於美阿志神社にかけて徐々に高くなり、神社付近が最も高くなっています。

○真弓集落から高松塚古墳にかけての東西方向（B－B’断面）

B－B’断面は、西から真弓集落に始まり、高取川、国道169号、御園集落、県道御園・檜前線、国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区、高松塚古墳を通る断面です。

断面線の西端にあたる真弓集落は、集落の中心部から離れた近鉄線脇の家屋群ですが、ここから国道169号までは平坦地が続き、国道を挟んで竹林から東の御園大字の農地は少し高い位置にあります。

御園集落の家屋が集中する場所は小高い丘陵地にあり、最も高いところに天神社があります。丘陵地から東には、低く平坦な農地が市街化区域の範囲の先まで広がっています。

国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区に入ると高度が上がり、高松塚古墳付近が最も高くなります。ここからは、平坦地に広がる農地と小高い丘陵地に並ぶ御園集落までを見渡すことができます。

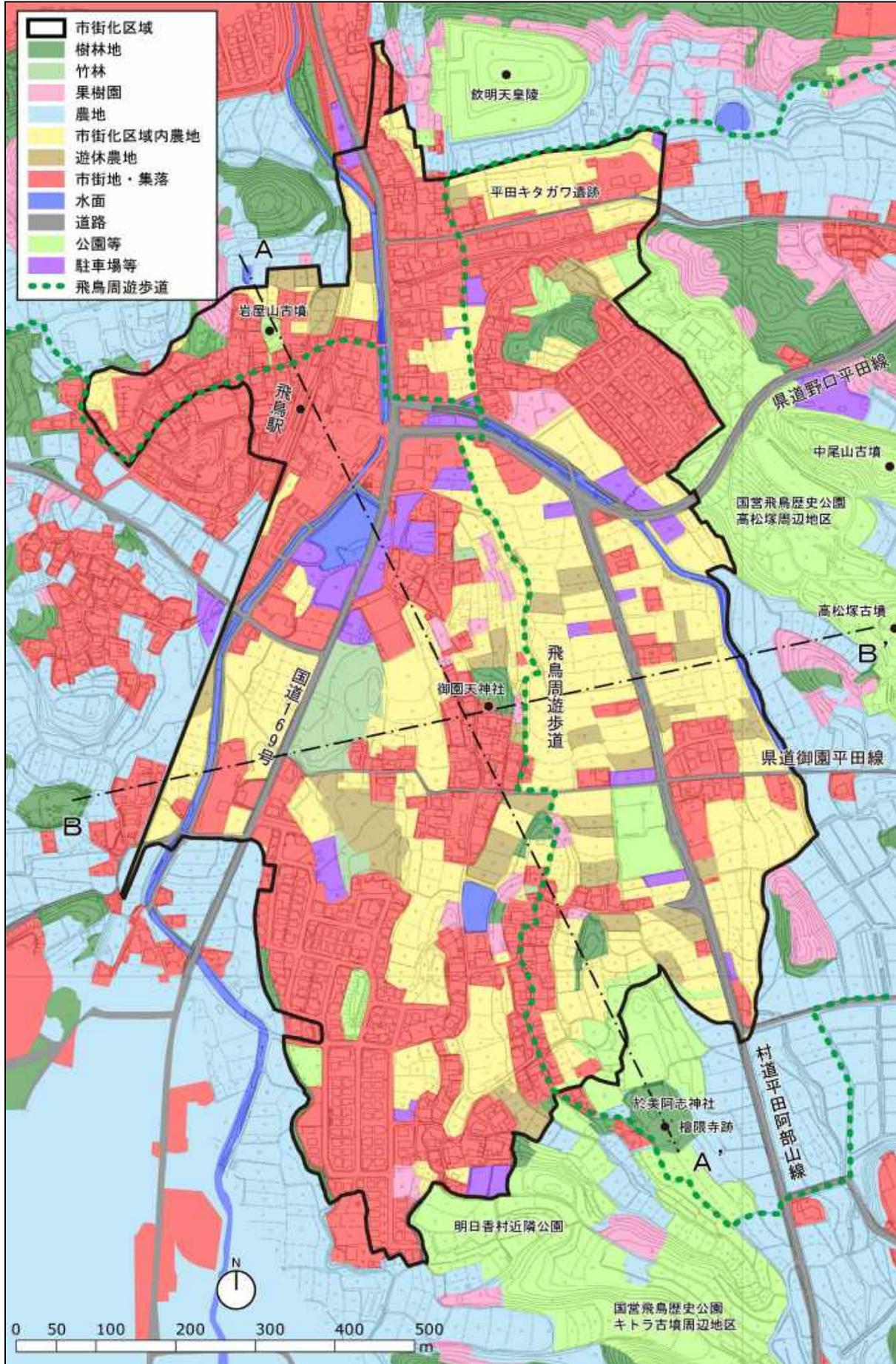


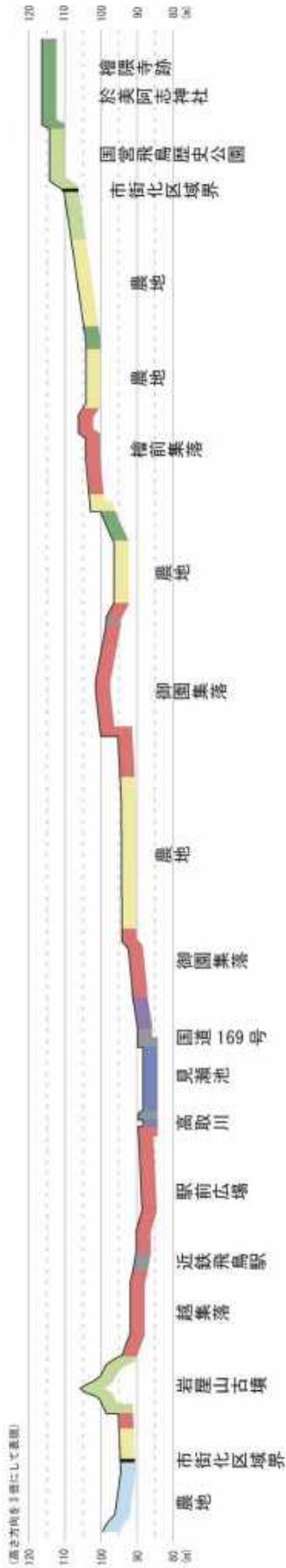
岩屋山古墳から飛鳥駅方向を望む



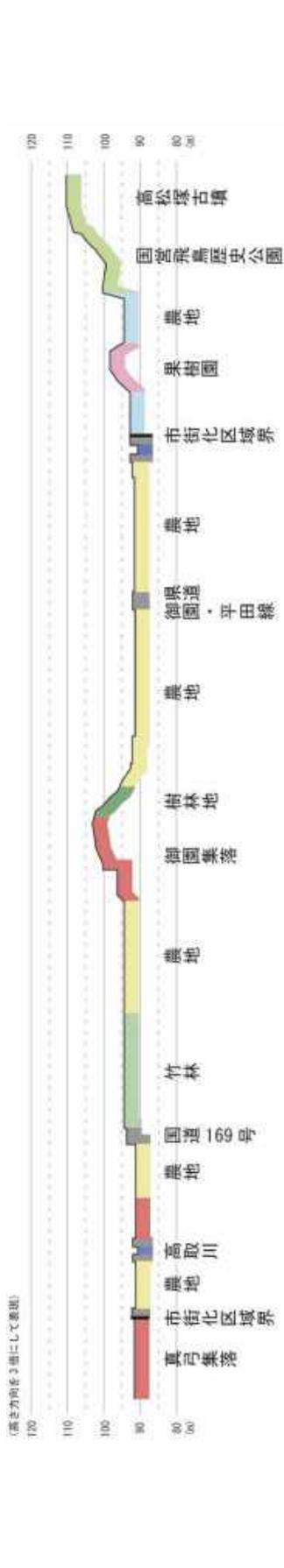
県道から御園集落の丘陵地を望む

■ 土地利用図

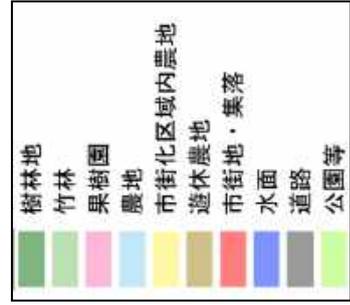




■ A-A' 断面 (南北方向)



■ B-B' 断面 (東西方向)



田園景観の広がり

阪合市街地沿道からは、手前には明日香村のなかでも水田耕作に適したまとまった規模の優良農地が維持されています。なお、この地区の農地は地区外からも入り作が多いことも特徴です。農地の奥には小高い丘陵地と住宅のまとまりを遠望することができます。

本計画区域の北側の欽明天皇陵周辺は、宮内庁が管理する陵墓として周壕を含めて荘厳な雰囲気醸し出されており、その周辺には農地が広がり、それらが一体として歴史的風土を形成しています。



御園大字に広がる田園景観



欽明天皇陵周辺の景観

高松塚古墳壁画館周辺から西を眺めると、農地を前景として丘の上にある檜前・御園集落や真弓の丘、遠く金剛山の山並みを眺望する景観が広がっています。

また、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区の高台から北方向を望むと、飛鳥駅に向かって延びる幹線道路の両側に田園の広がりを望むことができます。



高松塚古墳付近からの眺望

歴史的風土を体感することができる飛鳥周遊歩道

阪合市街地には、檜隈寺跡と欽明天皇陵手前にかけて、また飛鳥寺から岩屋山古墳を通して牽牛子塚古墳にかけて飛鳥周遊歩道が整備されています。

集落内を抜け、田園や畑地、果樹園の脇を通るなど明日香村の歴史や自然を感じながら散策を楽しめる空間となっています。

御園大字を通る区間は、東側に田園が広がり、西側の丘陵地には畑や御園天神社の社叢が見えます。

また、背景となる丘陵地や山並みを一体的に望むことができ、豊かな自然を感じることができます。

檜前大字を通る区間は、地形による変化に富んだ道であり、丘陵地上からは前景となる果樹畑などの先に阪合市街地を俯瞰する眺望が得られます。また、渡来系の寺院跡である檜隈寺跡（於美阿志神社）や、優れた集落景観を持つ集落などの歴史文化資産を巡りながら周遊することができます。

飛鳥駅からキトラ古墳に向かうメインルートであり、村民の日常的な利用をはじめ、キトラ古墳を訪れる多くの観光客が利用することが予想されます。



丘陵地に延びる周遊歩道



左に農地、右奥に社叢を望む



丘陵地からの眺望



檜前集落内の沿道

飛鳥周遊歩道は、昭和45年12月18日に出された「飛鳥地方における歴史的風土及び文化財の保存等に関する方策について」の閣議決定において、国営公園の整備と同時に一連の環境整備事業の一つとして整備されました。この閣議決定に先立つ審議会（建設省歴史的風土審議会）においては、以下の整備方針が示されています。

■ 飛鳥周遊歩道の整備方針

幹線道路に囲まれた区域は、自動車による通行を原則として認めないため、周遊のための歩道網の整備を図る。周遊歩道は駐車場、史跡、公園、飛鳥川等を相互に結び周遊ルートを形成するように配置するものとする。
（第14回歴史的風土審議会資料（昭和45年9月11日））

この閣議決定により、昭和46年度から明日香村の事業として全体で6路線、約15kmの整備が進められました。このうち阪合市街地を通る路線は、都市計画決定の理由として以下の内容が挙げられており、昭和50年度までに供用が開始されました。

■ 飛鳥周遊歩道の都市計画決定の理由

路線名	決定理由
第1号橋線	飛鳥駅前に飛鳥総合案内所建設計画があることに鑑み、飛鳥地方を訪れる利用客の出発点と考え、橋寺に至る主なる周遊地点（欽明天皇陵、鬼の俎、鬼の廁、天武天皇・持統天皇合葬陵、菖蒲池古墳、亀石）を經由できるよう計画した。なお、大字野口に駐車場建設計画があるが、これを利用する人も本路線を利用して橋寺に至るよう配慮した。 所要時間（徒歩で約1時間30分）
第6号檜前線	本路線は飛鳥駅方面に流出する時、又は第1号橋寺線を利用せずに飛鳥地方においても特にすぐれた集落形態をとどめている檜前地区を經由して流出するとき、文武天皇陵、中尾山古墳を経てそれぞれ飛鳥駅、橋寺へ行けるよう計画したものである。 所要時間（徒歩で約2時間30分）

■ 飛鳥周遊歩道の整備概要

路線名	延長	幅員	主な周遊地	事業主体	供用開始
第1号橋線	2.9km	2.5m	欽明天皇陵、鬼の俎、鬼の雪隠、天武・持統天皇陵、亀石、橋寺	明日香村	昭和51年
第6号檜前線	2.3km	2.5m	中尾山古墳、文武天皇陵、於美阿志神社	明日香村	昭和48年

農地と歴史性のある民家が調和した集落の景観

集落内は土地の高低差があるため、石積みが連なり、その上に重厚な趣のある住宅や蔵などが建っており、生垣や庭木の緑と相まって、農地と調和した特徴ある景観を呈しています。

低地には水田が広がり、微高地に建つ民家との間には畑作が行われるなど多様な要素が一体となって魅力ある景観が作り出されています。

集落内の道路は地形に合わせて緩やかに曲がりながら、坂道や交差などがあり、多様な景観を見せています。民家や蔵の塀には石が積まれ、腰壁の羽目板と白壁、瓦屋根が年月を経て歴史性を醸し出しています。

沿道には植栽が施され、街路からは庭に植えられた中高木などが見え隠れするなど、集落景観に潤いをもたらしています。

集落内にはこうしんづか庚申塚や地蔵尊など小さな祠が複数点在しており、花が供えられるなど日常生活のなかで大切にされています。

檜前大字にはおみあし於美阿志神社があり、百濟から渡来したやまとのあやうじ東漢氏の祖、あちのおみ阿智使主が祀られています。ここにはかつて同氏の氏寺とされるえんじ檜隈寺が置かれていた歴史的に重要な場所となっています。

御園大字には御園天神社があり、地域の中心的な存在として丘陵地の上に置かれ、その社叢は地域のランドマーク（目印）になっています。



田園と石積と民家（檜前大字）



集落内の景観（檜前大字）



集落内の生活文化資源



おみあし於美阿志神社（檜前大字）



御園天神社（御園大字）

協定等による緑豊かな住宅団地

区域内で一体的に開発された緑台住宅地は、開発から30年以上が経過した現在、生垣や庭木が豊かに茂り、石積みと相まって良好な住宅地の景観を形成しています。緑地協定が結ばれている地区もあり、住民間の協力により緑豊かな環境が守られています。



生垣が連なる緑台住宅地



石垣が高く積まれている南平田住宅地

国道沿いに並ぶ伝統的な建築物

国道169号の沿道東側の下平田地区には、街道沿いの平入りの伝統的な様式の建築物が残されており、歴史性が感じられる景観が形成されています。

現在、一部ではギャラリーなどに活用されていますが、引き続き、伝統的な建築物の活用を図りながら、魅力ある沿道景観を形成していくことが求められます。



国道沿いに並ぶ伝統的な建築物

飛鳥駅周辺の利便性

飛鳥駅は近鉄線によって大阪・京都と結ばれており、日常的に通勤・通学で利用されるだけでなく、観光の交通手段としても多くの来訪者に利用されています。また駅前には、来訪者の利便施設として飛鳥総合案内所「飛鳥びとの館」やレンタサイクル店、飲食店の他に、近隣住民も利用する地元農産物等を扱う「あすか夢販売所」などが立地しており、飛鳥観光の玄関口として、また日常生活の拠点として機能しています。

また、国道沿いにはコンビニエンスストアや飲食店などが立地しています。

③景観と土地利用に関する課題

村道御園平田線沿道における計画性のない宅地開発

村道御園平田線が拡幅整備されたことにより、沿道における宅地開発が増加しています。数戸単位で開発区域間での計画性がなく開発が行われるため、農地のまとまりが分断されるだけでなく、各開発地に行き止まりの宅地内道路が生じている等の問題があります。また、すでに住宅が建設されている宅地のほか、現在は駐車場等として一時利用されている敷地もあり、今後も沿道の宅地化が進行すると考えられます。この結果、高松塚古墳周辺からの田園景観と集落が一体となった歴史的な眺望が遮られることが懸念されます。



沿道に点在する宅地開発



行き止まりの宅地内道路

国道沿いにおける店舗や耕作放棄地・荒地・資材置き場等の増加

檜前地区の西部（国道169号周辺）には新たな店舗や大規模な耕作放棄地・荒地が分布しており、一部は資材・廃材置き場や駐車場として利用されています。

国道沿いの店舗では、屋外広告物や建築意匠などにも景観的な課題がみられるほか、買入られた農地の耕作放棄によって周辺が低未利用地化しています。

今後は、飛鳥駅ならびに国道沿いの利便性を背景として、公共サービス機能や情報発信機能の充実を図りながら、歴史的風土に調和した駅前空間を形成していくことが求められます。

なお、国道沿いの白いガードレールやサインなどの道路付帯施設の景観配慮も必要とされます。



国道169号沿いの荒地（造成地）



大型車の駐車場



ガードレール等の道路付帯施設

集落近辺における小規模開発等

集落内でみられる住宅建設の多くは既存住宅の更新であり、周辺の景観に調和した伝統的意匠が用いられていますが、一部では農地を転用して数戸単位で宅地化する小規模な開発がみられます。屋根や外壁は古都保存法の許可基準に従った形態、素材が採用されていますが、屋根形式や外構のしつらえなどの点で、周辺の旧集落の景観とは異なる印象を与えるものもみられます。



集落近辺での小規模な開発



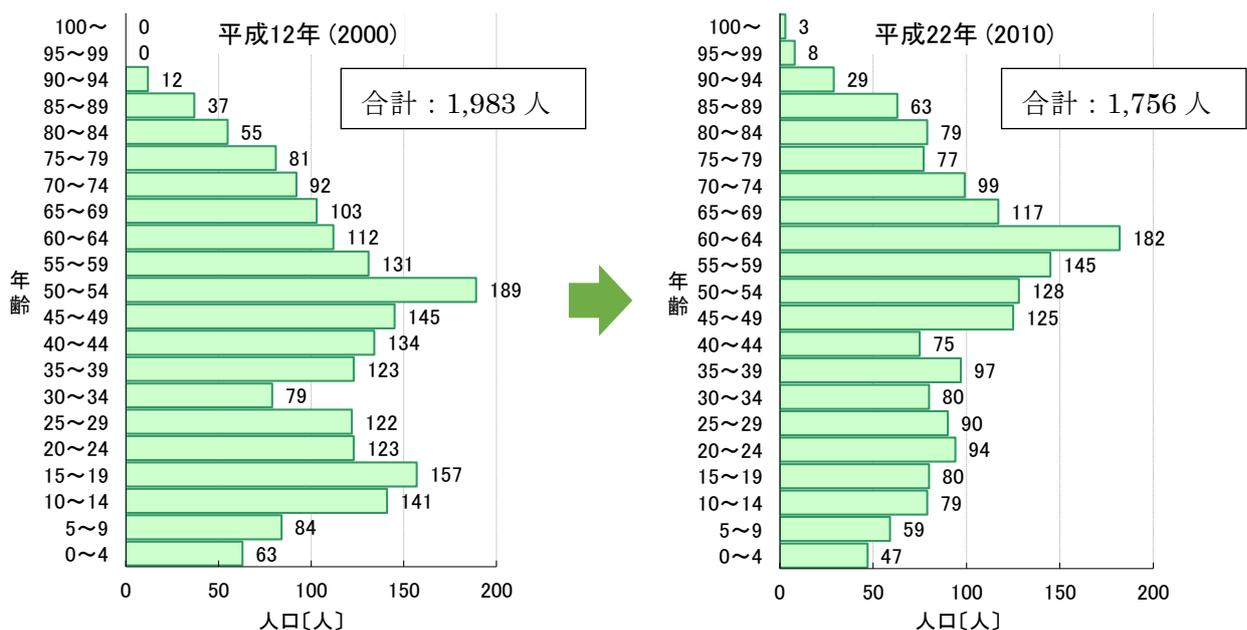
伝統的意匠を取り入れた住宅

景観の保全のための担い手不足

阪合市街地における平成12年から平成22年の年齢構成の変化を見ると、平成12年には10～29歳の人口に山が確認できますが、平成22年には山がなくなり、若い世代ほど人口が少ない状況であることが分かります。また、阪合市街地全体での人口が減少する中、平成22年には最も多い年齢層が60～64歳となっており、高齢化が進行していることが分かります。

このように、阪合市街地の景観保全の担い手が減少していく傾向にあることが課題になっています。

■ 阪合市街地に属する大字（御園、檜前、緑台、緑ヶ丘、下平田、南平田、越）の人口構成



資料：国勢調査

6. 景観形成及び土地利用の目標と基本方針

【景観形成及び土地利用の目標】

阪合市街地は、古代には渡来人が移り住み、飛鳥時代からの居住地としての機能を果たし、檜隈寺を中心として東アジアとの交流の文化が築かれていました。また、周辺には高松塚古墳やキトラ古墳をはじめとする天皇や皇族等の陵墓が集積しており、これらと関連する万葉歌が残されるなど、歴史的風土を形成する非常に重要な地域といえます。キトラ古墳周辺では国営飛鳥歴史公園の開園を控え、歴史的風土を体感できる環境が整備されつつあります。

これらの遺跡等を巡るように整備された飛鳥周遊歩道からは、遠方の山並みや丘陵地を背景として農地の広がりを感じることができ、御園および檜前大字の集落内においては、石積みや伝統的な意匠の民家が立ち並び、歴史的な趣が感じられます。また、集落における暮らしの中で、神社や身近な庚申塚、地蔵尊は大切に守られ、伝統行事や生活文化は、今日まで脈々と受け継がれています。

一方で、沿道や集落近傍では、開発区域間での計画性がない小規模な住宅地開発も見られ、行き止まり道路や昔ながらの民家とは馴染まない意匠・形態となっている場合もあり、また、資材置き場や駐車場としての利用も見られるため、歴史的風土の保存に配慮した計画的な土地利用が望まれます。

集落においては人口減少、高齢化の影響も大きく、地域を守り育てていく担い手の確保が課題となっています。農空間の多様な利用を通じて、歴史的風土を良好に維持・創造し、地域固有の文化を継承していくためにも、美しい風土と活力のある地域社会の形成は求められます。なお、明日香村全体の「人口ビジョン」「総合戦略」が別途定められ、「暮らしたくなる村づくり」「働きたくなる村づくり」「魅力を磨きつづける」を3大目標として担い手の確保に向けた取組みが進められています。

以上を踏まえ、明日香村の歴史的風土を享受しながら、村民と新たな地域の担い手が共に、多様な暮らし方が実現できる市街地の形成を図りつつ、阪合市街地の魅力ある特徴を将来に継承する取組みを進めるために、景観形成および土地利用の目標を以下の通りとします。

阪合市街地における景観形成および土地利用の目標

**飛鳥時代から続く歴史と文化を継承し、
玄関口に相応しい魅力ある市街地景観づくり**

【景観形成及び土地利用の基本方針】

阪合市街地における景観形成および土地利用の目標を達成するため、以下の基本方針を設定します。

基本方針 1

自然豊かな環境と歴史が感じられる景観を大切にする

- ・ 陵墓などが周辺に点在する古代からの居住地であった地域の歴史が感じられる景観構造を継承する。
- ・ キトラ古墳や高松塚古墳など国家的な価値を有する文化財をつなぎ、自然豊かな景観を味わせる飛鳥周遊歩道の魅力の向上を図る。
- ・ 特徴的な石積みと瓦屋根が美しい伝統的住宅や農地が、起伏に富んだ丘陵地の地形と相まって形成する集落景観の保全に努める。

基本方針 2

新旧住民の多様な暮らしを通じて、魅力ある景観を創造する

- ・ 於美阿志神社の社寺林などの自然資源と岩山古墳などの歴史文化資源の保全と活用を図りながら、来訪者の玄関口としての魅力向上に資する景観づくりを推進する。
- ・ 子育てに適した魅力ある住景観を創出するとともに、飛鳥の歴史文化を味わいながらゆったりと暮らしたい、農に親しみたいという多様な居住者ニーズに応じた生活の場としての新しい市街地景観づくりを推進する。
- ・ 古墳や田園景観などがつくりだす歴史的風土に調和した居住機能と一体となった商業機能や生活利便機能を充実させ、にぎわい景観を創出する。
- ・ 居住地周辺や丘陵地のみどり、農地や水路などの農的空間を、新旧住民が主体的に維持管理を行うことを通じて、良好な歴史的景観を創造する。

基本方針 3

人々の交流を通じて、歴史的景観の再生を進める

- ・ 伝統的な集落の生活文化を活かしつつ、多様な人々の参加によって、低未利用地や放棄農地などの歴史的景観の再生の仕組みづくりを行う。
- ・ 集落景観の特徴である地蔵祭りや伝統行事をはじめ、景観保全のための地域活動が将来に渡って持続的な取組みとなるよう、新たな住民の受け入れを進めるとともに、集落の住民との交流を促進する。
- ・ 新たな住民を受け入れる中で、住まい方のニーズに対応した空き家の利活用や農的空間の利用等を通じて、歴史的風土再生の担い手としての意識醸成を図る。

【土地利用エリアと土地利用方針の設定】

阪合市街地における景観の基盤となる土地利用を適切に誘導していくための土地利用の区分として、以下の6つの土地利用エリアを設定します。

■ 土地利用エリア及び土地利用方針

エリア名	土地利用方針
農住調和エリア	<ul style="list-style-type: none"> 平坦部に田園が広がる景観、集落の民家と田園が調和した景観は、明日香村を代表する景観の一つであるため、市街化を図る際には、飛鳥周遊歩道及び檜前川沿いの緑地や斜面地の菜園等を含めた農的空間と、計画的な開発を誘導する新たな住空間が適度な関係を保ちながら共存する農住空間の創出を図る。 農的空間は、住民間の交流により、新たな住民が集落の住民と良好な関係を築きながら、地域の活性化に資する取組みの場としての利用を図る。
樹林エリア	<ul style="list-style-type: none"> 御園天神社や於美阿志神社の社叢や丘陵地端部に残る樹林は、県道及び村道からの景観のランドマークであり、農地とともに自然景観を構成する重要な要素であるため、良好な状態に保全・管理する。
文化財保存エリア	<ul style="list-style-type: none"> 岩屋山古墳周辺及び平田キタガワ遺跡周辺は、明日香村文化財総合管理計画の保存管理基準・方針に従って、必要な発掘調査等を計画的に推進するとともに、開発行為を計画する際は埋蔵文化財等の保存に十分に配慮した上で、必要な手続きを経ることとする。
住空間エリア	<ul style="list-style-type: none"> 既存の集落（御園、檜前、平田、越、真弓）は、曲がり角や坂のあるヒューマンスケールの街路沿いに歴史性の感じられる住宅が立ち並び、農地や自然石積み、庭木などと相まって多様で魅力ある集落景観が形成されているため、各集落の特徴を継承していくための住機能の維持を図る。 既存の住宅団地（南平田、緑台、緑ヶ丘）は、開発から30年以上が経過し、生垣や庭木が育ち、石積みと相まって良好な景観を形成しているため、家並みと緑が調和したまとまりのある住宅地として、ゆとりのある敷地規模を保ち、景観に配慮した住居の建替え等に対応しながら機能更新を図る。
市街化誘導エリア	<ul style="list-style-type: none"> 村道平田阿部山線の沿道は、西側は丘陵地に形成された檜前集落や斜面地の果樹畑、東側は国営飛鳥歴史公園高松塚周辺地区の樹林が茂る丘陵地を望むことができる視点場であると共に、檜前集落や高松塚周辺地区からの広がりのある景観の視対象でもあるため、こうした場を意識した町並み形成を図る。 新たな住民を呼び込むための受け皿としてポテンシャルを持つエリアであり、国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区に至る沿道であるため、小規模な店舗、アトリエ・工房、宿泊施設や事務所など交流・活性化施設の立地を併せて誘導する。また、一団のまとまりのある計画的開発を誘導し、後背地である農住調和エリアや住空間エリアにも寄与するものとする。
幹線道路沿道エリア	<ul style="list-style-type: none"> 交通の結節点である飛鳥駅前及び交通量の多い国道169号沿いには、来訪者向けの物販店舗や沿道サービス施設が建ち並びなど、商業空間としての大きいニーズに応えるとともに休憩・観光情報発信機能などの充実を図る。また、農産物等の販売など地域との交流・連携機能の充実を図る。

【景観ゾーニングと景観形成指針の設定】

住宅と農地が調和した集落としてのまとまりや、飛鳥周遊歩道沿いの田園の連なり、来訪者を迎える駅前の商業空間、新たな住宅地の形成など、一体的な景観づくりを進める区域として、以下の5つの景観ゾーンを設定し、各景観ゾーンの特徴に応じた景観形成指針を定めます。

具体の景観形成基準（ルール・マナー）は、それぞれの大字景観計画によってこの景観形成指針と整合を図りながら定めることとなります。

また、これらを踏まえ、住宅地等の開発は一团のまとまりのある計画的な開発に努め、地区計画、建築協定、まちづくり憲章などより詳細なルール・マナーを住民等が自ら定めるよう努めるものとします。

■ 景観ゾーン及び景観形成指針

景観ゾーン名	景観形成指針
<div style="border: 2px dashed green; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p style="text-align: center;">農住調和 景 観ゾーン</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな住民を誘致するにあたり、農に親しみながら暮らす住まい方に対応するため、地権者との協力・連携の仕組みを検討し、日常から農的空間を利用することで農と住が一体となった魅力ある景観の形成を図る。 ○ 飛鳥周遊歩道沿道及び檜前川沿岸には、歴史的風土を体感する上で特に重要な田畑や緑地などの農的空間が広がっているため、市街化を検討する際は住空間との調和に十分配慮する。 <p>【飛鳥周遊歩道の東側沿道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 飛鳥周遊歩道は沿道の田園などの自然を体感できる公園としての機能を有しており、集落や古墳等をつなぐ観光の主要ルートである。周遊歩道としての魅力の維持向上のため、観光客がより快適に周遊を楽しめ、村民の日常生活においても親しみを持って利用されるよう、明日香の歴史的風土を感じながら休憩ができ、かつ交流が生まれるような空間を設ける。 ・ 市街化を検討する際には、周辺に分布する歴史上意義の高い遺跡等と、周辺に広がる農地や丘陵地、山々などの自然的環境や優れた集落景観が織りなす良好な歴史的風土の保存を基本とした景観を形成する。 ・ 市街化を検討する際は、高松塚古墳周辺の丘陵地等からの俯瞰景や周遊歩道からの眺望に留意しながら、将来の道路計画とのつながりや、まとまりのある農地への配慮を十分に行い、住宅地を計画的に形成することに努める。 ・ 住宅の立地にあたっては、建築物の意匠形態、敷地空間の設え、植栽の配置などについて集落景観の継承を意識し、良好な景観を形成する。 <p>【飛鳥周遊歩道沿いの斜面地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市街化を検討する際は、丘陵地の斜面を活かしつつ、自然と共生しながら住まう場所として、集落とのつながりに配慮した住宅地の形成に努める。 <p>【檜前川の西側沿岸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 檜前川から西側に広がる田園は、高松塚古墳周辺の丘陵地から俯瞰したときの前景となり、歴史的風土を構成する重要な要素であるため保全に努める。

<p style="text-align: center;">集落 景観ゾーン</p>	<p>【御園、檜前、越、真弓、平田集落】</p> <ul style="list-style-type: none"> 各集落が受け継いできた伝統文化や住民相互で守ってきた地域の決まり等を尊重し、伝統的な民家と田園が一体となって形成する歴史的な景観はできるだけ保存するよう、空き家の有効活用や新築・改築時の景観の調和など、建築形態や意匠、石積み、植栽等に十分に配慮した集落景観を形成するため、大字景観計画を策定し、大字単位での運用を図る。 御園集落及び檜前集落は丘陵地上に形成されており、尾根沿いに街路が通り、伝統的な建物が農地と相まって歴史性を感じさせる景観を創出しているため、こうした特徴を踏まえた集落景観を形成する。 越集落の岩屋山古墳は西側につながる古墳群の一端として、平田集落の平田キタガワ遺跡は北側に位置する欽明天皇陵等の遺跡群の一部として、両者とも周辺の文化財とのつながりを考慮しつつ、周辺の農地や樹林地と調和した集落景観を形成する。 <p>【都市計画道路檜前線沿道】</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市計画道路檜前線の整備を進める場合には、沿道の耕作放棄地等の未利用地の利活用を図り、まとまりのある計画的な住宅地開発とするよう努めるとともに、檜前集落との連続性に配慮した景観を形成する。
<p style="text-align: center;">住宅団地 景観ゾーン</p>	<p>【南平田、緑台、緑ヶ丘】</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存の住宅団地では、緑地協定が結ばれて緑豊かな住宅地としての景観が守られてきた住民間の相互協力を将来世代にも継承する。 住宅の改修や建て替えの際は宅地分割による敷地の細分化を抑えるとともに、外壁・屋根の素材や色などについて、周辺と調和した景観を形成する。 空き家は、建物及び植栽等の管理不足により景観上の問題とならないよう、空き家・土地情報バンク制度及びリフォーム工事等に対する補助制度の活用を通じて、住居としての機能を向上させつつ、有効利用を図る。
<p style="text-align: center;">市街地景観形成 ゾーン</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新たな住民を誘致する新しい集落地の形成による定住と国営飛鳥歴史公園キトラ古墳周辺地区の開設による利用者の拡大も踏まえ、沿道の特性を活かした交流・活性化施設の立地を促進しつつ、住民等による良好なコミュニティの形成により、住民主体の景観の維持向上を図る。 ○ 新旧住民の間で、農とともに暮らす生活スタイルや沿道の店舗等との交流を通じて積極的にコミュニケーションを行い、集落に伝わる伝統・習慣が新たな住民にも浸透するよう努め、村の担い手を育成する。 ○ 周辺に分布する歴史上意義の高い遺跡等と、農地や丘陵地、山々などの自然的環境や優れた集落景観が織りなす良好な歴史的風土の保存を基本とした景観を形成する。 ○ 市街化を進める際は、高松塚古墳周辺の丘陵地等からの俯瞰景や飛鳥周遊歩道からの眺望及び道路からの移り変わる景観（シークエンス）に留意しながら、まとまりのある住宅地等を計画的に形成することに努める。 <p style="text-align: center;">また、後背地に繋がる道路の計画、まとまりのある農地への配慮など農住調和</p>

	<p>エリアや住空間エリアとの連続した市街地景観形成に寄与することに努める。</p> <p>○ 住宅地等の形成にあたっては、景観協定や建築協定、緑地協定、地区計画等の手法を検討し、街区構成、宅地規模・形状、建物の配置や意匠形態、敷地空間の設え、植栽の配置などについて集落景観の継承を意識し、良好な景観を形成する。</p> <p>【阪合公有地及び隣接民有地】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 若者の定住人口増加を図り、明日香村の新たな担い手を確保するため、居住希望者のニーズに応じた新たな住宅地の一体的な整備を行う。 ・ 住宅地整備にあたっては、檜前並びに御園大字の集落景観の継承を意識し、阪合市街地における市街化推進のモデルケースとしての景観を形成する。
<p style="text-align: center;">  国道沿道 景観形成ゾーン </p>	<p>【駅前広場周辺、国道 169 号の沿道】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 駅前広場周辺は村民の日常生活の拠点として、また明日香観光の玄関口として、商業や交流・観光情報発信機能などの充実を図りながら、歴史的風土に相応しい景観を形成する。 ・ 国道 169 号景観形成特定区域として、明日香村の玄関口に相応しい歴史・文化の風格が感じられる沿道景観を形成する。 ・ 飛鳥駅以北は集落の範囲にあり、伝統的な様式の建築物が連続しているため、これらの建築物の保全に努めるとともに、これらと調和した沿道景観を形成する。 ・ ガードレール等の道路構造物は、関係機関との連携により、景観の調和が図られるよう素材や色彩等に配慮した適切な修景を施すよう努める。 ・ 飛鳥駅以南は資材置き場等の景観阻害要因の対策や水面の環境悪化や未利用地の解消等を進める。

【市街地景観形成推進方策（市街地景観形成ゾーン、農住調和景観ゾーン）】

市街化のモデルケースとして先行事業となる阪合公有地の利活用事業においては、公有地を利活用するメリットを阪合市街地全体で享受するという考え方を基本としており、周辺地域に波及効果をもたらす住宅地として整備されます。

今後の市街化の促進に向けて、居住希望者が理想とする住まい方が実現できる環境を提供するための方策をはじめ、多くの居住希望者を呼び込めるよう、経済的な面を含めて居住者ニーズに適応するための方策や良好な市街地景観を形成するための方策を次のように検討します。

＜方策1＞ 良好な景観を維持するためのルール設定

①一団の計画的開発における地区計画などによる詳細なルールづくりの推進

- ・ 一団の計画的開発の誘導に努め、地区の特性に合わせたまちづくりを推進するため、住民等が主体的に、建築物の意匠・形態、敷地面積等の制限、維持管理などについて地区計画、景観協定、建築協定、緑地協定、まちづくり憲章などにより、ルール・マナーを定めることを推進します。

②大字景観計画の策定によるルールとガイドラインづくり

- ・ 阪合市街地を構成する各大字の大字景観計画の策定を進め、地区の特性に応じたルールとガイドラインづくりを通じて、良好な景観を維持します。

＜方策2＞ 建築物等に関する新たなルール設定による地域活性化

①沿道における用途制限の緩和による交流・活性化施設の誘導

- ・ 村道平田阿部山線沿道の特性に応じ、物品販売店、飲食店、自家販売のための食品製造店、美術品又は工芸品のアトリエ又は工房、博物館・資料館等、ホテル・旅館、観光案内所等及び事務所などの立地に対応できるよう、特別用途地区（又は、用途地域を変更し、併せて地区計画）を定めることを検討します。

②開発指導要綱の見直し等による地域特性や時代変化への対応

- ・ 良好な市街地の形成に支障を生じさせないことに留意しながら、開発指導要綱（平成11年改正）の最低敷地面積や擁壁の高さに関する制限についての見直しを検討します。

＜方策3＞ 市街地景観形成推進のための支援強化

① 都市計画道路檜前線の事業化検討

- ・ 沿道の市街化促進施策の検討と併せ、事業化を検討します。

② 市街化促進・誘導のための支援強化（公有地利活用事業における定借地代の活用等）

- ・ 市街地景観形成ゾーン、農住調和景観ゾーンにおける道路整備において、地区全体の道路網整備に寄与するものへの誘導・支援を行います。
- ・ 一団の計画的開発における地区計画・建築協定・まちづくり憲章など住民自らによるまちづくりに対する誘導・支援を行います。

③ 農に親しみながら暮らす住まい方などに対する支援

- ・ 農に親しみながら暮らすために必要な農地の確保や営農指導や店舗・工房等との交流・連携など、新旧住民の新たな暮らし方、文化創出の仕組みづくりなどを検討・支援します。

＜方策4＞ 定住促進のための支援強化

- ・ 子育て世代の定住に係る負担軽減のため、住宅の新築及び起業にかかる古民家改修に要する費用の補助を検討します。
- ・ 新規就農・新規開業に係る支援、教育・福祉等に関する補助金など、明日香村での定住に結びつく支援策の強化を検討します。

参 考

【地区計画による景観形成】

地区の特性に応じて目標や将来像を示すとともに、「地区整備計画」として道路・公園などの地区施設の配置や建築物などのルールを詳細に定めます。これにより、区域内の建築行為及び区画形質の変更等について届出が必要になり、計画内容が不適合なものに対して設計変更等の勧告が行われることで、計画の実現を図ります。また、特に重要な事項を建築確認の対象とするため、「建築条例」の制定についても検討を行います。

■ 地区計画として検討する内容（案）

項 目		内 容	
地区計画の方針		地区のまちづくりに関する全体構想について、目標や将来像、開発や保全の方針等を定める。	
地区整備計画	地区施設の配置、規模	道路、交流施設、公園、緑地（農的空間）、広場などを地区施設として定める。	
	建築物やその他の敷地などの制限	建築物等の用途の制限	住居の他に立地誘導を図る用途の基準を設ける。
		容積率の最高限度又は最低限度	歴史的風土と調和した土地の有効利用を図るための基準を設ける。
		建ぺい率の最高限度	庭やオープンスペースが十分にとれたゆとりのある住宅地とするための基準を設ける。
		敷地面積の最低限度	狭小な敷地を防ぎ、歴史的風土と調和した良好な住宅地とするための基準を設ける。
		壁面の位置の制限	道路や隣地への圧迫感を和らげ、良好な外部空間をつくるための基準を設ける。
		建築物等の高さの最高限度	古都保存法の基準に則す。
		建築物等の形態又は意匠の制限	屋根・外壁・建具等のデザインを統一し、歴史的風土と調和した景観形成を図るための基準を設ける。
工作物等の構造の制限	塀・柵・垣・擁壁等の材料や形状を定め、歴史的風土と調和した景観形成を図るための基準を設ける。		
その他、土地利用の制限		農地、樹林地等を保全し、開発から守るための基準を設ける。	

【建築協定による景観形成】

住民が自ら協定を守り、運営することで住民意識を高められる範囲で建築協定区域を決めた上で、建築物等に関する基準として、「建築物の敷地、位置、構造、用途、形態、意匠又は建築設備」について定めます。また、時代の変化に対応した内容となるよう、10年間を目安として有効期間を設けるほか、違反行為があった場合の措置について定めます。

建築協定の運用にあたっては運営委員会を設置し、新築や増改築をする場合は、工事着手前または建築確認申請に先立ち運営委員会に「建築計画協議書」を提出して承認を得るようにします。

【景観協定による景観形成】

建築協定や緑地協定では対象外となる工作物や広告物、樹林地、草地、農用地やソフト（花づくりや清掃に関する事項など）に関する事など、景観を構成する幅広い要素を含む事項について、一体的に定めます。また、建築協定と同様に、景観協定区域、有効期間、違反行為があった場合の措置について定めます。

【まちづくり憲章等による景観形成】

地区計画、建築協定、景観協定など法律に基づくルールではなく、住民が地域の実情に応じて、住宅地の整備や維持管理等に関して自由なルールづくりを行います。任意のルールであるため法的拘束力はありませんが、運営委員会による運営体制を構築するなど、住民同士で定めたルールを互いに守りながら、良好な景観形成を図ります。

【農的空間の保全に関する条例（仮称）等の検討による景観形成】

阪合市街地における農的空間は、新たな住民が農に親しみながら村民との交流を深めるための場としても重要です。このため、地域の活性化に寄与する空間となるよう、農的空間に関する保全条例（仮称）等の活用について検討します。

● 明日香村コミュニティゾーン景観形成特定区域における景観形成

1. 策定の背景と目的

明日香村役場の現庁舎は、昭和38年の建築以来57年が経過しており、老朽化・狭隘化の進行、耐震性が不足し防災拠点としての機能の不備、陸屋根やコンクリート打ち放しの外壁などの意匠・形態が明日香の歴史的風土や景観に相応しくないなどの多くの課題を抱えています。現庁舎の耐震改修、現位置での建替えが困難であり、また、その跡地は登録を目指す世界遺産の構成資産である飛鳥宮跡の保存・活用に資する必要があることから、役場本庁舎の移転新築を行うこととしています。

移転新築は、第5次明日香村総合計画（令和2～11年度）に位置付けられた「公共施設集積ゾーン」内を予定しており、このゾーンで既に立地する中央公民館、小学校、健康福祉センターなどの集積と併せて、村民が効率的に利用できるコミュニティ拠点を育成し、村内外の人々が交流し情報交換する場の創出を目指しており、新たに「明日香村コミュニティゾーン地区計画」も都市計画決定し、まちづくりを進めることとしています。また、この地区内の公共公益施設の整備に際しては、やむを得ず高い建築物となる場合も想定して、古都保存法のただし書き規定に基づく高さ制限の緩和に係る知事指定もなされています。

明日香村景観計画においては、優先的に景観整備事業等を実施する区域として「景観形成特定区域」の制度が設けられ、既に平成24年に「真弓丘産業創出型景観形成特定区域」が産業誘致により真弓丘地区の歴史的風土を創造的に保存活用していくため定められ、平成28年には「駅周辺市街地景観形成特定区域」が若年層を中心とする定住の促進により古都に相応しい良好な市街地景観の形成を推進するため定められています。本地区は、公共公益施設が集積するコミュニティ拠点として、明日香村の歴史的風土等と調和したより魅力と活力あふれる景観を形成し、村全体の景観形成の先導的な役割を果たすことが求められています。

以上のことから、本計画は、新庁舎建設や既存公共公益施設等の保全・更新を通じて、村民の健康・福祉・社会教育活動や住民サービス並びに村内外の人々の交流の拠点として、歴史的風土に根ざした明日香村の風格ある市街地景観の形成を進めることを目的に策定することとします。

(1) 役場新庁舎の移転新築

役場新庁舎の移転新築にあたっては、平成28年度に庁舎を移転新築することを基本とした「明日香村新庁舎建設基本構想（以下「新庁舎基本構想」という。）」、平成29年度には建築場所、必要機能、事業費、事業スケジュール等を具体的に設定した「明日香村新庁舎建設基本計画（以下「新庁舎基本計画」という。）」を策定し、令和元年度には「明日香村新庁舎基本設計（以下「新庁舎基本設計」という。）」をとりまとめています。それらの概要は以下のとおりです。なお、役場新庁舎建設事業は、令和4年度の完成を目途に進められています。

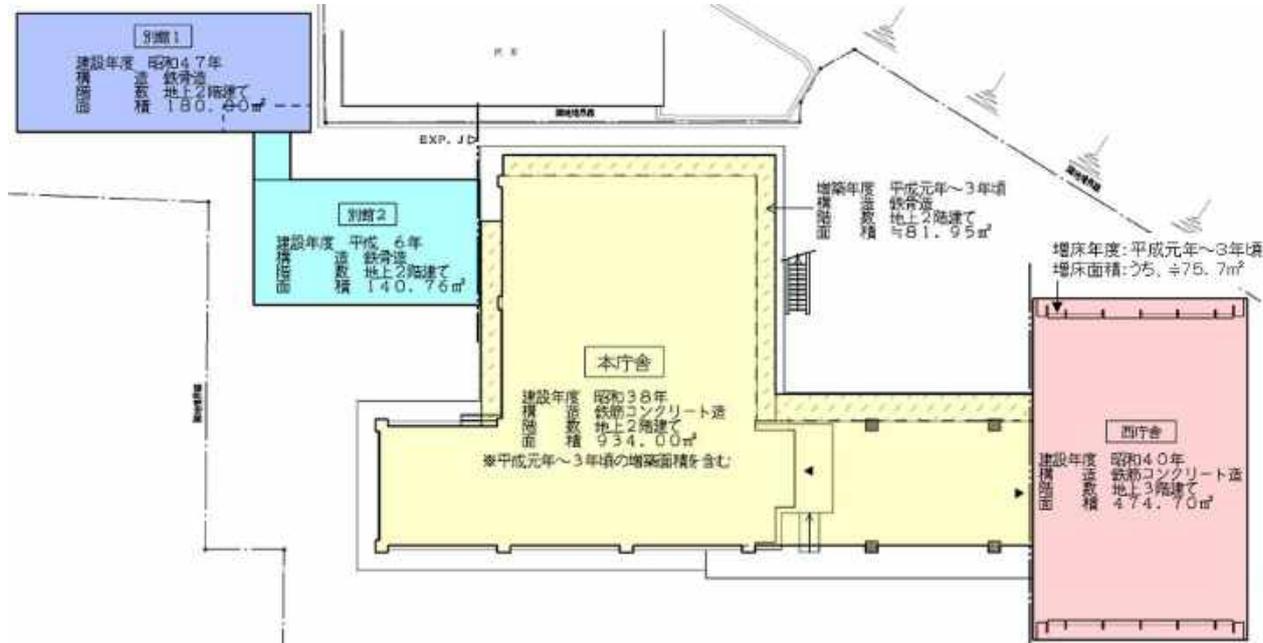
1) 役場現庁舎の現状と課題

① 歴史的風土や景観に相応しくない意匠・形態の解消

明日香村は、わが国の律令国家が形成された時代における政治及び文化の中心的な地域であり、明日香法（昭和55年）などにより、国民共有の財産である明日香村の歴史的風土の保存に取り組んでいます。しかし、現在の本庁舎は、明日香法が制定される以前の昭和38年に建築され、

その後の増築も含めて、明日香村の歴史的風土や周辺の景観になじまない意匠・形態の建築物であり、かねてからその改善が求められています。

■ 現役場庁舎の配置と建設経緯



② 進行する老朽化・狭隘化・ユニバーサルデザインへの対応

○老朽化

現役場本庁舎は、増築を重ねて4棟の建物で構成され、建築後48～57年を経過しており、老朽化による構造体のひび割れ、雨漏り、天井・壁仕上げの破損などが見られます。外壁の汚れが目立ち、通信設備や空調設備の改修・増設による機器や配管が露出しています。空調・電気設備、給排水・衛生設備等の設備は不具合が多く、日常の利用に支障が生じています。



○庁舎の分散化、狭隘化

村民ニーズの多様化や事務量の増大等に伴って、庁舎の分散化（教育文化課は中央公民館、文化財課は中央公民館分館、健康づくり課は健康福祉センターに分散。）がやむなく、住民サービスの低下と執務効率の低下を招いています。

また、本庁舎の狭隘化は、待合スペース、相談・会議室や書庫の不足などにより、村民、職員双方の利用に支障が生じています。敷地も狭く十分な駐車スペースが確保されていません。



○ユニバーサルデザイン

体が不自由な方、高齢者などの人々が社会生活をしていく上で障害となるものを除去する（バリアフリー）とともに、あらゆる人々に対し新しい障害をつくらない考え方（ユニバーサルデザイン）が常識となっています。エレベーターが不便、多目的トイレがない、床段差など多くの改善が必要となっています。

■廊下にあふれる書類棚、ロッカー など



③耐震性の不足など防災拠点としての機能不備の改善

○耐震性の不足

耐震診断の結果、耐震安全性の目標値（構造耐震指標 I_s 値 0.75）に対し、本庁舎1階X、Y方向（ I_s 値 0.44、0.28）、西庁舎2階X方向（ I_s 値 0.4）は特に低く、本庁舎は「倒壊、又は崩壊する危険性が高い」、西庁舎は「倒壊、又は崩壊する危険性がある」と判定されました。

■狭隘な公用車駐車場



○防災拠点としての機能の不備

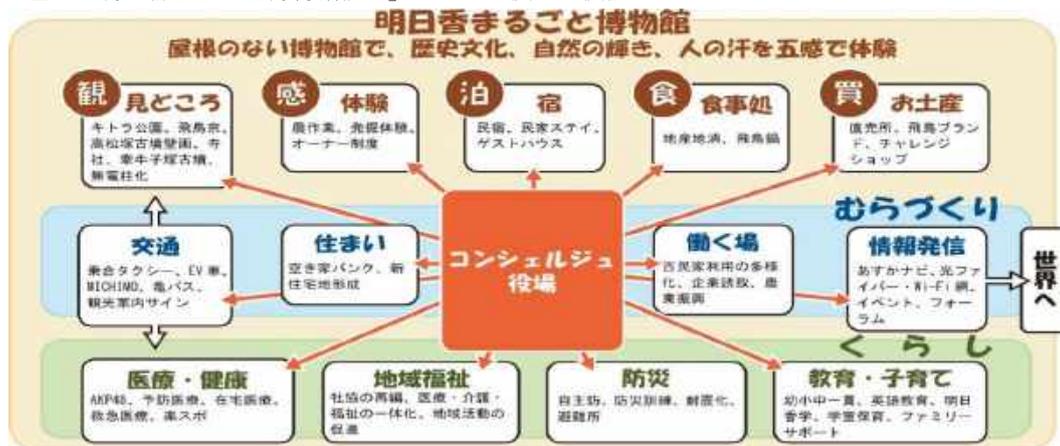
現在の役場庁舎は防災拠点として必要な耐震性が不足しており、被災後の対策本部機能、備蓄機能、事業継続するための電気、上下水道、ガス等の自立対策も十分でなく、これら課題への対応が急務となっています。

2) 役場新庁舎整備の考え方

①「明日香まると博物館」の人と場所・人と人をつなぐ「コンシェルジュ役場」

ほぼ全域に文化財が眠る明日香村は、既に村全体がフィールドミュージアムといえます。また、古代から受け継がれてきた美しい景観や現在ここに暮らす人々の日々の生活も明日香村の魅力であり、「まると博物館」の主役である。「文化財」「景観」「農」「交流産業」などの明日香村が持つポテンシャルを相互につなぎ、それらを最大限に活かさなければなりません。役場は、住民の自主的な活動を陰から支援する役割と、明日香の過去・現在・未来をつなぐ村づくりを表から強力に推進する役割の両面を担う必要があります。ホテルで宿泊客の様々な相談や要望に応えるコンシェルジュのように、「まると博物館」の人と場所・人と人をつなぐという意味で「コンシェルジュ役場」を目指します。

■ 「明日香まると博物館構想」における役場の役割



■コンシェルジュ役場としての庁舎整備の基本理念

- 1 住民の学び・憩い・交流の場となる庁舎
- 2 古都の文化の発信拠点となる庁舎
- 3 古都の風格をもつ明日香の景観にふさわしい庁舎
- 4 子育てや高齢者など、村民にとって使いやすい庁舎
- 5 住民サービスの向上が図られ、効率的な行政運営が行える庁舎
- 6 開かれた議会活動を推進する庁舎
- 7 安全・安心を支える防災拠点となる庁舎

②新庁舎の規模等

新庁舎の規模は、「平成29年度地方債同意等基準運用要綱」の算定基準に基づいて求まる面積に、村民交流・協働機能等を加算し、新庁舎の規模（延べ床面積）を約3,500㎡（新庁舎基本計画段階）と設定しました。

また、耐震性能目標を、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」における構造体類Ⅰ類（通常求められる耐力の1.5倍を確保する）（新庁舎基本設計段階）としました。

③新庁舎の整備手法として移転新築

○耐震補強を含めた現庁舎の大規模改修の検討

事業費は最も少ないが、明日香らしい景観への不調和及び狭隘化や庁舎の分散、ユニバーサルデザインへの対応不備が解消できません。改修後の使用年限も25年程度にとどまります。

○現敷地で又は敷地増により建替・新築の検討

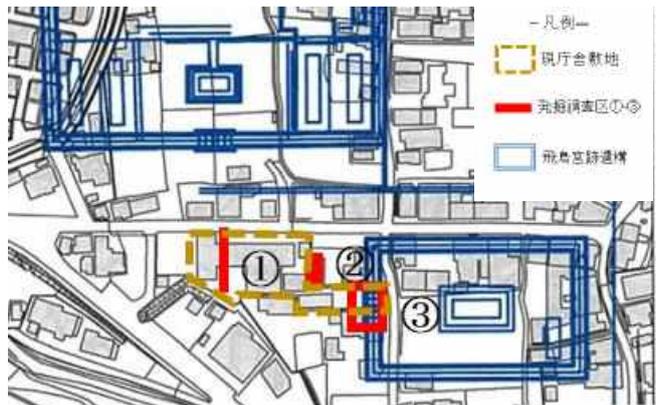
現敷地面積は1,935㎡であり、風致地区条例の現行規制である建蔽率40%に適合させ、総2階建てとしても $1,935 \times 0.4 \times 2 = 1,548$ （㎡）の延べ床面積であり、必要な庁舎規模約3,500㎡が確保できません。また、必要な床面積確保のために現敷地面積以上の用地確保を周辺で行うことは、周辺の住宅の存在、がけ地地形等により困難です。

○現庁舎跡地の活用が必要

現庁舎敷地・近隣で飛鳥宮跡遺構が発掘されています。職員用駐車場にはエビノコ郭が存在します。『日本書紀』では西門の庭、南門の庭があった旨の記載があり、バラス敷きが発見されている現庁舎付近がその庭である可能性があります。

現在、登録を目指す世界遺産の構成資産である飛鳥宮跡及び飛鳥京跡苑池の活用方針を奈良県と連携し検討中であり、今後、現庁舎跡地・遺構の保存・活用について検討が必要です。

■ 現庁舎周辺における飛鳥宮跡の遺構



①バラス敷 (飛鳥時代) ② 整地層・素掘溝 (飛鳥時代) ③ エビノコ郭 西門 (飛鳥時代)

○移転新築による新庁舎整備

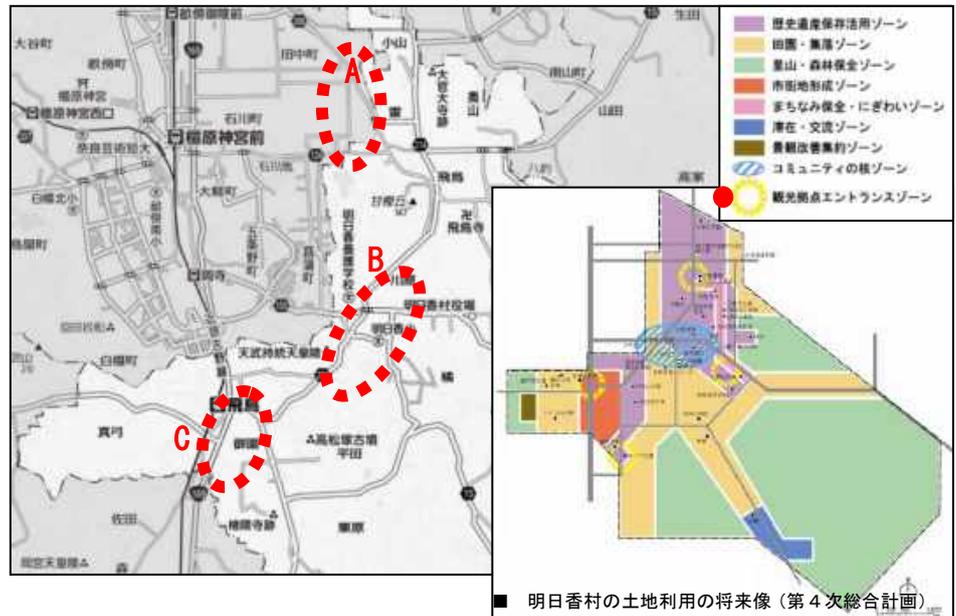
移転新築は、新たな敷地の選定・取得が必要となり事業費も増大しますが、現庁舎が持つ課題解消が可能であり、最も有効な整備方法として選択しました。

3) 新庁舎の建設予定地

① 建築可能なエリアの検討・選定

■ 北西部で新庁舎の建築可能なエリア

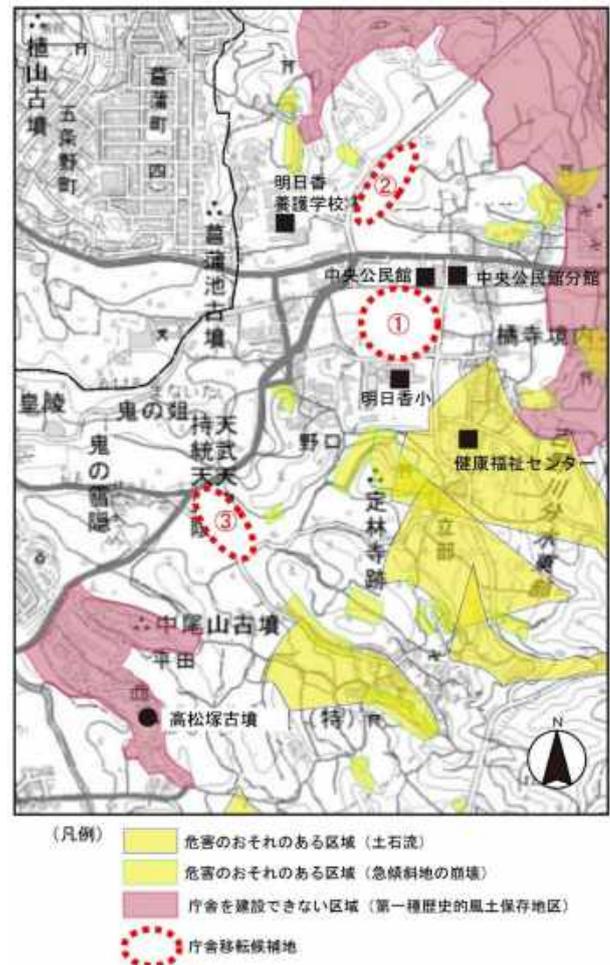
人口分布の多い範囲のほぼ中心に位置するため多くの住民がアクセスしやすいこと、公共施設の集約化により住民の利便性の向上と効率的な行政運営を行いやすいことからエリアBで建築候補地を選定することとしました。



② 建設予定地の検討・選定

エリアBの建築候補地の中から選定した①の建設予定地の特徴は、以下のとおりです。

- ・人口分布の多い範囲のほぼ中心に位置し、中央公民館、同分館、健康福祉センター、明日香幼稚園、明日香小学校などの公共施設が多く立地しているため、多くの村民が集まりやすく、公共施設ゾーンとして一体的な整備が可能なエリアである。
- ・「第4次明日香村総合計画」における土地利用方針において、「コミュニティの核ゾーン」に位置づけている。
- ・亀石、天武・持統天皇陵、川原寺跡、橘寺などの史跡や観光スポットに近く、飛鳥周遊歩道に面した位置にあるため、多様な人々が立ち寄りやすい位置にある。
- ・敷地東側及び南側が片側1車線の歩道付の道路に面し、比較的交通量が少ないため、交通安全上の危険度が低いと考えられる。
- ・緊急輸送道路（国道169号線）に対し、敷地周辺の県道多武峰・見瀬線及び県道野口・平田線でアクセスできる。



③建設予定地の歴史上の特性

建設予定地は、明日香村歴史文化基本構想における3つのゾーンが交わる場所に位置し、各ゾーンへの案内の拠点となり得る位置に当たります。

建設地は、飛鳥時代に下ツ道から飛鳥宮に向う東西道路(川原下ノ茶屋遺跡)の南方に位置しています。その南で、今も建設地の北に接して東西に通る小道は、奈良時代以来の条里の里境を示す道路にあたります。飛鳥周遊歩道は、この道路を踏襲していることから、建設地は古代の地割を伝えるすぐれた歴史景観の場所にあたっていて、飛鳥への来訪者が訪れやすく、情報を得るための拠点となり得る位置にあります。

■ 明日香村における歴史文化保存活用区域のゾーン区分(明日香村歴史文化基本構想より)



■ 建設予定地の歴史上の特性



(2)明日香村コミュニティゾーン地区の整備

役場新庁舎の移転新築を機会として、既に立地する中央公民館、同分館、健康福祉センター、小学校、幼稚園など公共公益施設の集積を活かし、このコミュニティゾーン地区全体のより一層のまちづくり、景観形成・育成を進め、明日香村全体の景観形成の先導的役割を果たすこととします。

そのため、新たに地区計画を都市計画決定し、古都保存法ただし書きに基づく高さ制限の緩和に係る奈良県告示を受けるとともに、それらと連携した本計画を策定することとします。

なお、村全体の個々の村有公共施設について現状と課題を把握し、新庁舎への移転があることを前提として、適正な再配置を検討し、改修・長寿命化・用途変更・廃止等の方針を明確化する「明日香村公共施設個別施設計画」を令和2年度目途に策定中であり、その実現も目指すこととなります。

1) 明日香村総合計画の位置付けに基づく整備

① 第4次明日香村総合計画(平成22年～令和元年度)

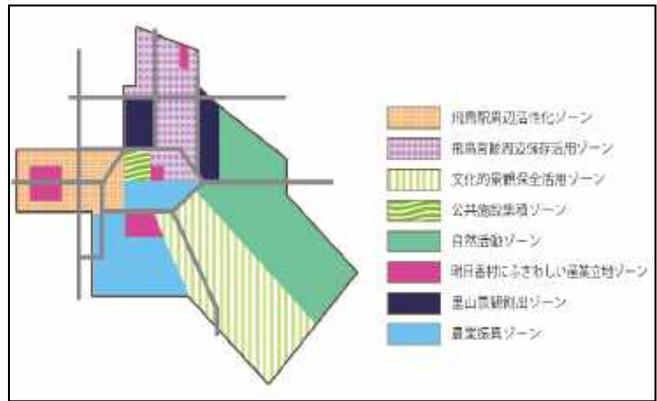
全体の土地利用方針において「コミュニティの核ゾーン」として、「公共公益施設の集積を図り、住民の健康・福祉・教育文化活動の中心となるゾーン」と位置付けられています(P. 77の

■明日香村の土地利用の将来像 参照)。

②第5次明日香村総合計画(令和2年度～令和11年度)

全体の土地利用構想図において「公共施設集積ゾーン」として、「公民館、健康福祉センター、診療所、建設事業を進めている役場庁舎など公共施設を集積することで、村民が有効に活用できるコミュニティ拠点を育成します。また村内外の人々が交流し情報交換する場の空間を創出します。」と位置付けられています。

■ 土地利用構想図 明日香村第5次総合計画



2) 明日香村コミュニティゾーン地区計画の策定

地区計画は、都市全体における位置付け等を踏まえ、当該地区の特性にふさわしい良好な都市環境の維持・形成を図り、総合的なまちづくりの一環として、きめ細かな市街地像を実現する都市計画です（都市計画法第12条の4）。当該地区計画の内容に適合する開発行為は、市街化調整区域であっても開発許可を得ることが可能です（都市計画法第34条第10号）。

明日香村コミュニティゾーン地区計画(令和2年8月11日明日香村告示第23号)に定める内容の概要は、以下のとおりです。

- ・ 地区計画の目標： 歴史的風土と調和した魅力と活力のあふれるコミュニティ拠点の形成・育成を目標とする。
- ・ 土地利用の方針： コミュニティ拠点機能の維持・充実を図り、歴史的風土に根ざした良好な景観を形成するとともに、安全・安心でゆとりある土地利用を図る。
- ・ 建築物等整備の方針： 地域特性に配慮し、既存建築物の更新等も誘導できるように、建築物の用途、高さ、意匠・形態等を制限する。
- ・ 建築物等の用途： コミュニティ拠点としての機能強化を図るため、立地可能とし誘導する用途を限定して規定する。その用途は、現況の用途、役場新庁舎等計画中用途及び地域活性化に資する用途の3種類である。
- ・ 建築物の高さ： 10mを超えてはならない。ただし、村長が明日香村都市計画審議会の了承を得て許可した場合は、その制限を超えることができる。
- ・ 建蔽率、壁面の位置、緑地率： 風致地区条例、景観計画の現行基準を準用する。
- ・ 建築物等の意匠・形態、緑化、土地形質の変更等： 古都保存法、風致地区条例、景観計画の現行基準・考え方に基づき、地区の特性に即して基準を設定する。
- ・ 既存不適格： 都市計画決定の際、現に存する建築物、敷地等には適用しない。

なお、都市計画法第34条第11号指定区域（川原・野口地区）のうち中央公民館の敷地など一部重複することとなる土地の区域除外を併せて実施しています。

3) 古都保存法ただし書きに基づく高さ制限の緩和に係る知事指定

古都保存法に定める建築物の新築等の許可基準では、明日香村においては小規模な住宅用途の和風建築物が大半であると考えられ、コミュニティゾーンにおける公共公益施設のような近代的大規模建築物の新築等は通常想定されていません。しかし、明日香村全域が古都保存法の規制対象とな

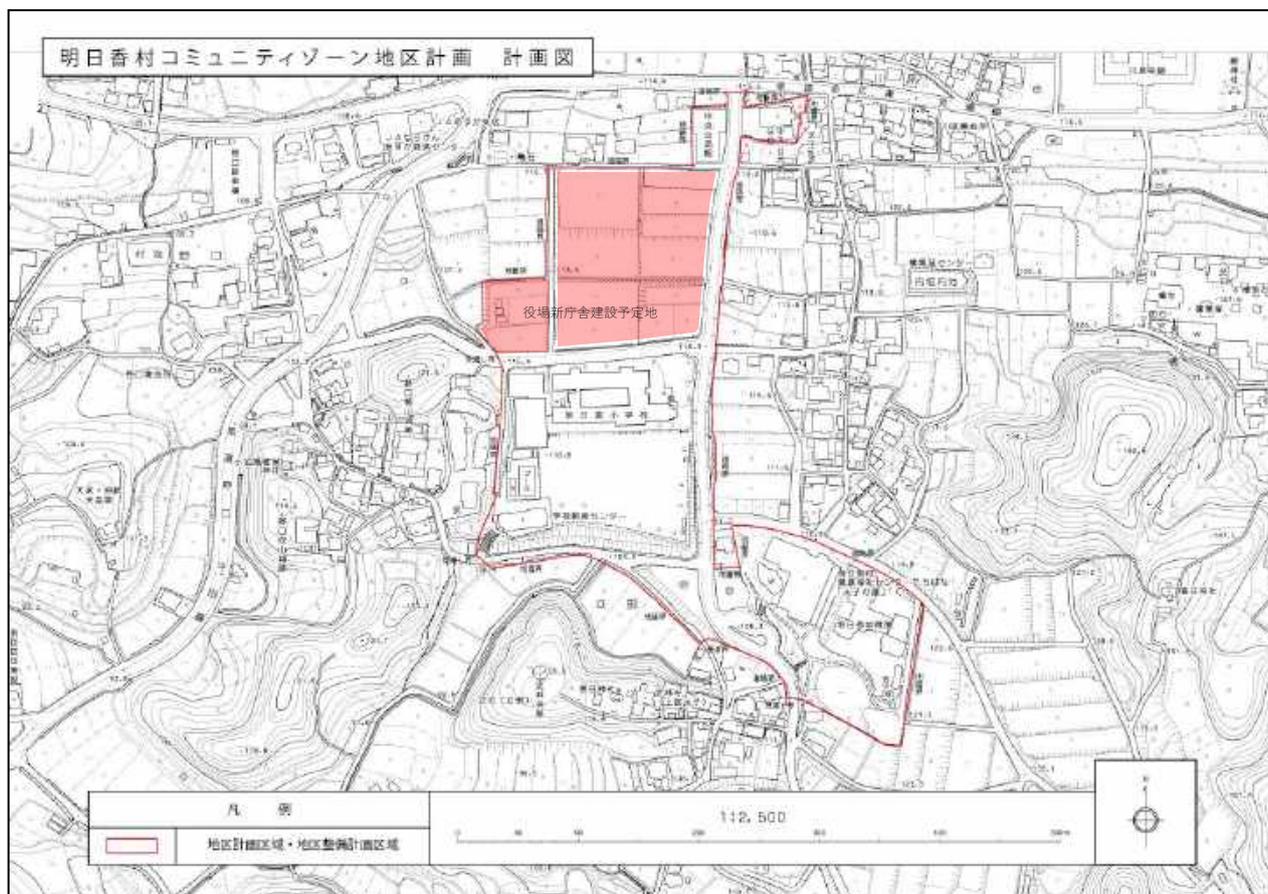
っている特殊性を考慮して、第2種歴史的風土保存地区に限り、その用途によってやむを得ないと認めて奈良県知事が指定するものについては、その指定する高さを超えないときは10mを超えて新築等を行うことができるものとされています（古都保存法施行令第6条第1号ホ（4）ただし書き等）。

この規定に基づき、奈良県知事は、奈良県古都風致審議会の意見を聴き、令和2年8月11日奈良県告示第170号（以下「古都保存法ただし書き告示」という。）により、明日香村コミュニティゾーン地区計画の区域において建築される公共公益施設であって、当該施設としての機能上又は技術上の理由により、その全部又は一部の高さが10mを超えることがやむを得ないものについては、その全部又は一部につき、15mを超えない範囲内において、当該理由により必要であって、かつ、最小限の高さまで認められるものであることとしています。

2. 景観形成特定区域(コミュニティゾーン)の範囲

明日香村コミュニティゾーン景観形成特定区域（以下「コミュニティゾーン」という。）の区域は、明日香村大字橋、川原、立部の各一部の下図に示す、明日香村コミュニティゾーン地区計画の区域約8.5haとします。

■ 明日香村コミュニティゾーン景観形成特定区域の区域



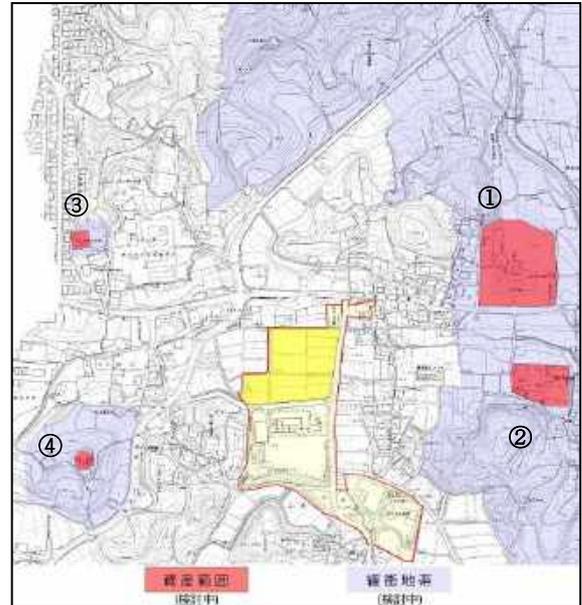
2. コミュニティゾーンと周辺の特徴と課題

(1) 歴史文化

1) 世界遺産(暫定一覧表記載)「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の構成資産

世界遺産「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」は、2007年に世界遺産暫定一覧表に記載され、2020年文化庁に推薦書素案を提出し、早ければ2024年の世界遺産登録を目指しています。

■ 周辺の構成資産と緩衝地帯(案)



①資産名:川原寺跡

■ 川原寺跡

分類: 寺院

価値: 天皇発願の寺院。天武朝の飛鳥三大官寺の一。飛鳥宮に隣接して



西側に位置する。下層には川原宮とみられる遺構が存在する。日本独自の伽藍配置である。

②資産名:橘寺跡

分類: 寺院

価値: 史料から尼寺であることが確認できる。百濟式の伽藍配置を採用する。

③資産名:菖蒲池古墳

分類: 墳墓

価値: 墳丘後背地に丘陵を配置する大陸由来の風水思想に基づく選地である。墳丘は大陸由来の版築技術で構築される。内部は横穴式石室と家形石棺と古墳時代の名残を残す。

④資産名:天武・持統天皇陵古墳

分類: 墳墓

価値: 新たな権威性を備えた日本独自の八角墳である。初葬に漆塗棺、追葬に骨蔵器をおさめる火葬を採用し、葬制の変化を示す。



■ 橘寺跡



■ 菖蒲池古墳



■ 天武・持統天皇陵古墳

2) その他の周辺の遺跡、史跡・名称・天然記念物

その他の周辺における遺跡、史跡・名勝・天然記念物は以下のとおりです。

①遺跡 亀石(図中 275)

- ・時代区分：飛鳥
- ・飛鳥を代表する謎の石造物。中世の伝説によると、当麻の蛇の仕業で湖が干上がって死んでしまった亀を吊ったもので、亀は北向きから東向き、さらに現在の南西へと向きを変えており、亀が当麻の方向である西を向いたとき、大和国一帯が泥の海に沈むと言われています。

②史跡 定林寺跡(図中 1-A)

- ・種類区分：社寺
- ・時代区分：飛鳥
- ・遺跡概要：金堂、塔跡、講堂
- ・遺物：屋瓦、塑像

③遺跡 西橋遺跡(図中 42)

- ・種類区分：遺物散布地
- ・時代区分：飛鳥、奈良、鎌倉、室町
- ・遺跡概要：掘立柱建物、掘立柱列
- ・遺物：土師器、須恵器、土馬
- ・役場新庁舎予定地では、ほ場整備に伴う試掘（平成3年度）と新庁舎建設に伴う試掘（平成29年度）が行われており、さらに新庁舎建設に伴う発掘調査がなされ適切な対処がなされる予定です。

④遺跡 小山田遺跡(小山田古墳)(図中 577)

- ・種類区分：古墳
- ・時代区分：飛鳥
- ・遺跡概要：堀割、横穴式石室、板石積み、貼石、敷石
- ・遺物概要：土師器、須恵器、屋瓦、木簡、石材（榛原石、結晶片岩）
- ・近年の発掘調査により、日本最大級の方墳であることが判明した。

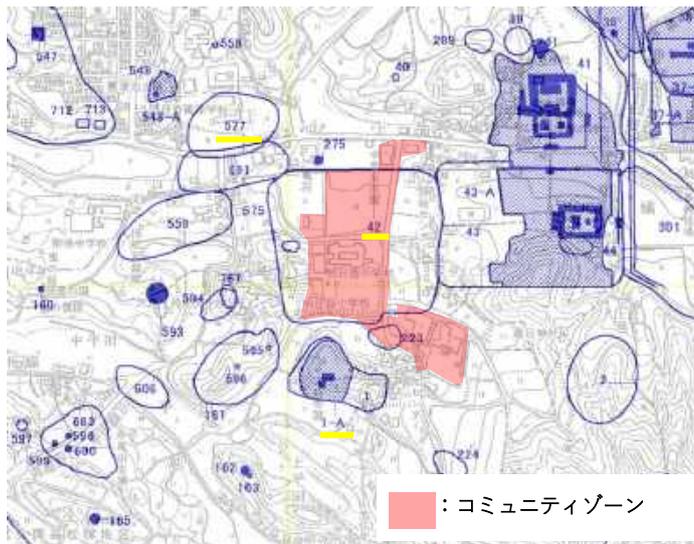
⑤遺跡 川原下ノ茶屋遺跡

- ・種類区分：甘樫丘北麓と亀石がある台地との間の低地に設けられた道路跡
- ・時代区分：飛鳥時代
- ・遺跡の概要：幅12mの東西道路と幅2、7mの南北道路の側溝と交差点にあたる。この地点の東方700mの川原寺と橘寺との間でも、その東延長部を確認
- ・東西道路の性格：下ツ道から川原寺と橘寺の間を通り、飛鳥宮へ向う飛鳥時代の幹線道路跡。「飛鳥横大路」と仮称される。

⑥遺跡 亀石の南側を東西に走る小道。現在、飛鳥周遊歩道として利用。新庁舎建設地の北に接して東西に通る

- ・種類区分：条里里境の道路跡
- ・時代区分：奈良時代から現在に至る
- ・東西道路の性格：奈良時代以来の大和国東三十条三里の里境の道路。亀石はその西南隅に位置し、その里境を示す榜示の役割を果たしたか。道路は東へと続き、川原寺と橘寺との間を東西に延びる。

■ 奈良県遺跡地図 Web (橿原考古学研究所)



■ 村道川原・立部線



(2)土地利用と景観

1)複雑な丘陵地形と周辺の集落、農業景観

コミュニティゾーンは、明日香村の人口分布のほぼ中心に位置するとともに、近鉄飛鳥駅及び岡寺駅から東約1.5kmの距離にあり、隣近接する県道多武峯・見瀬線及び県道野口・平田線によって国道169号線にアクセスできる交通利便性に恵まれた立地にあります。また、地区内を飛鳥周遊歩道が横断し、県道多武峯・見瀬線の交差点から地区を縦断する村道川原・立部線は、南進して稲渕・川原線及び栗原・稲渕1号線を経て稲渕大字及び栗原大字に繋がる幹線ネットワークを形成しています。

コミュニティゾーンは、明日香村の南半を占める竜門山地から樹枝状に分かれて複雑な地形をなしている丘陵地に位置します。「飛鳥川が島之庄付近に達した左岸には、橘寺をのせる段丘（橘寺面）が発達している。この段丘は、現谷底面との比高が10m強であるが、橘寺より西方に進むにつれてしだいに低地との比高差を減じながら、岡寺駅・・・まで・・・連続して」（「續明日香村史上巻」P. 725より）います。

■橘大字集落 飛鳥周遊歩道付近



■橘大字集落・幼稚園 南東から



■立部大字集落 健康福祉センターから



■ コミュニティゾーン及び周辺の標高図・水路系統図



また、コミュニティゾーンの周辺は、定林寺跡や野口植山城跡などの小丘が低地から突き出し、その麓に橋、立部、野口の各大字集落とほ場整備がなされた水田の田園景観が広がっています。

2)「見る・見られる」景観

■ コミュニティゾーン及び周辺の現況



明日香村景観計画では、「双方向の視点場を有する景観」が明日香の景観の構造であり、「軸と視点場が景観を結びつけている」のが明日香の景観の特徴として、位置付けられています。

コミュニティゾーンは、明日香村のコミュニティ拠点として8.5haの広い区域に、大規模な公共公益施設が多数立地することとなるため、視対象と視点場の「見る・見られる」関係が双方向・多重的に存在することを意識した景観形成を図ることが重要です。

明日香村景観計画では、コミュニティゾーンに関係する俯瞰景の視点場として、国営飛鳥歴史公園甘樫丘地区、歴史的景観の視点場として橋寺境内、天武・持統天皇陵古墳があり、景観軸として県道多武峯・見瀬線、県道野口・平田線及び飛鳥周遊歩道が位置付けられています。その他に

■ 国営飛鳥歴史公園甘樫丘地区園路付近から



■ 橋寺前（飛鳥周遊歩道）から



も、周辺には史跡定林寺跡などの歴史文化資源や多くの人々が訪れる場所が存在しています。また、飛鳥周遊歩道や村道川原・立部線沿道での移り変わる景観（シークエンス）に留意しながら市街地景観の形成を図ることも重要と考えられます。

さらに、新庁舎予定地などからは西方に葛城山、金剛山の遙かな山並み、東方に橘集落や橘寺、北方には甘樫丘などの眺めが広がっており、それらの景観資源を積極的に享受する眺望の場づくりが必要となっています。

■ 県道野口・平田線から



■ 飛鳥周遊歩道 亀石付近から



■ 史跡定林寺跡から橘大字、健康福祉センター等



■ 新庁舎予定地から葛城山・金剛山の山並み眺望



■ 新庁舎予定地から橘集落越しの橘寺と仏頭山



■ 新庁舎予定地から甘樫丘



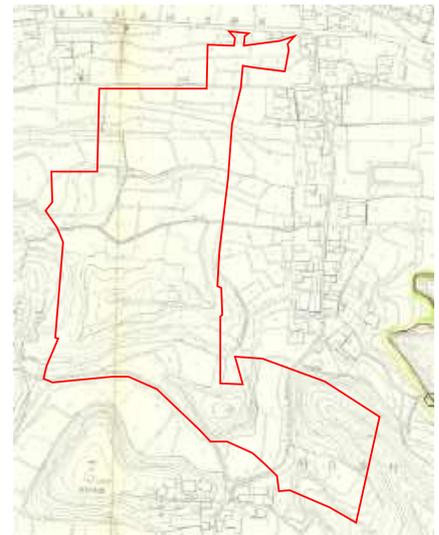
3)市街地の整備

コミュニティゾーン周辺の市街地整備の経緯を、都市計画図で見ると、昭和46年時点では丘陵地と農地が広がり道路も集落を結ぶものだけですが、平成2年時点の都市計画図では中央公民館が昭和50年、飛鳥周遊歩道が昭和51年に供用開始されたのに続き、中央公民館分館（昭和55年）、小学校（昭和56年）及び給食センター（昭和63年）が村道川原・立部線などと併せて整備されています。その後、平成3年からのほ場整備が丘陵地も含め広範囲に実施され、それに併せて幼稚園と健康福祉センターが建築され、平成30年時の都市計画図である現在の土地利用に至っています。

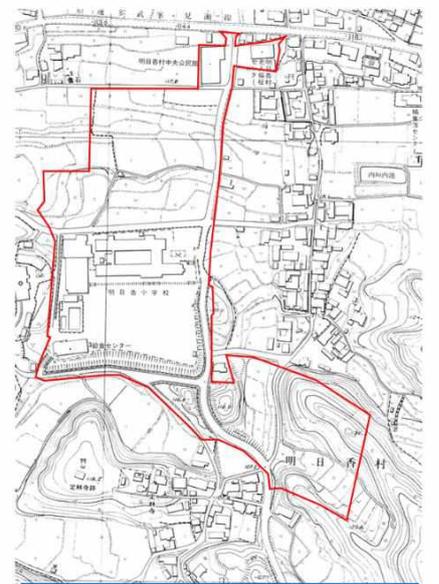
コミュニティゾーンの法規制の推移を見ると、昭和42年に歴史的風土保存区域、昭和43年に風致地区、昭和45年には市街化調整区域が指定されています。昭和55年に、新たに明日香法に基づく第2種歴史的風土保存地区に指定されています。その後、川原大字内の一部区域は、平成22年に都市計画法第34条第1号地区、平成23年に川原大字景観計画の区域となっています。

■ コミュニティゾーン市街地整備年表

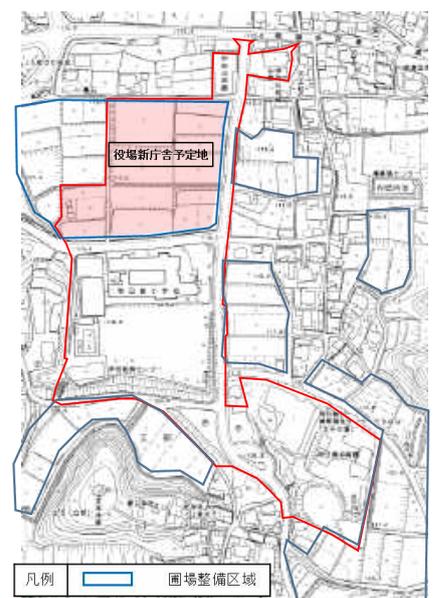
年 月	主な事項（青字・赤字：ゾーンの主な関連事項）
昭和31年7月	三村が合併、明日香村誕生
昭和41年1月	古都保存法公布
昭和41年10月	橿原都市計画区域に編入（村全域2,404ha）
昭和42年12月	古都保存法に基づく歴史的風土保存区域の指定（391ha）
昭和43年4月	明日香風致地区の指定（歴史的風土保存区域と同じ区域）
昭和44年2月	歴史的風土特別保存地区の指定（飛鳥宮跡地区55ha、石舞台地区5ha）
昭和45年12月	大和都市計画区域編入及び線引き（市街化区域98ha、市街化調整区域2,306ha）
昭和46年4月	歴史的風土保存区域の拡大（527ha計918ha）
昭和46年8月	風致地区の拡大（863ha計1,254ha）
昭和50年	中央公民館 供用開始
昭和51年	飛鳥周遊歩道第1号橋線 供用開始
昭和55年5月	明日香法公布
昭和55年	中央公民館分館（当初老人福祉センター）供用開始
昭和55年12月	第1種及び第2種歴史的風土保存地区 指定（村全域：第1種126ha、第2種2,278ha、計2,204ha）
	明日香風致地区の拡張（村全域）
昭和56年	明日香小学校 供用開始
昭和63年	学校給食センター 供用開始
平成3年～7年	園場整備（中山間地域農村活性化総合整備事業）
平成8年	明日香幼稚園 供用開始
平成9年	健康福祉センター 供用開始
平成22年6月	都市計画法第34条第11号地区指定（川原・野口地区）
平成23年4月	明日香村景観計画の策定（村全域）
平成23年6月	川原大字景観計画 策定
令和2年8月	明日香村コミュニティゾーン地区計画の決定 都市計画法第34条第11号地区指定区域の一部変更 古都保存法ただし書き告示



S46 都市計画図



H2 都市計画図



H30 都市計画図

4)公共公益施設

公共公益施設は、道路整備やほ場整備に併せ順次整備されました。

供用開始が昭和50年の中央公民館、昭和55年の中央公民館分館、昭和56年の明日香小学校は、いずれも風致地区、歴史的風土保存区域の規制に基づき建築がなされ、その後、昭和55年の明日香法制定、第2種歴史的風土保存地区指定を受け建築されたのが学校給食センター、明日香幼稚園、健康福祉センターです。

明日香小学校 <体育館、ランチルーム棟含む>			
供用開始	昭和56年	延床面積	6,349㎡
敷地面積	24,438㎡	建物高さ	10.00m
構造/階数	RC造、地上2階等	意匠及び形態	外壁：吹付(ページュ) 屋根：陸屋根 パラペットは瓦葺等
建築面積	4,142㎡		

学校給食センター			
供用開始	昭和63年	延床面積	525㎡
敷地面積	2,256㎡	建物高さ	7.68m
構造/階数	S造/地上1階	意匠及び形態	外壁：吹付(白) 屋根：切妻・瓦葺
建築面積	525㎡		

明日香法制定以降の建築物は、いずれも屋根が勾配屋根、和瓦葺きとなっており、制定以前の中央公民館の銅板一字葺き、小学校の陸屋根とは大きく異なっています。

また、建築物の高さは全て10m以内に収っていますが、小学校は陸屋根でそのパラペットに瓦を鉢巻きのように巻き付けた意匠・形態であり、健康福祉センターは和風の瓦葺きにはなじまない2寸勾配であり、現在の景観形成基準には適合しないもので、地区全体としても統一感に欠けた景観となっています。

中央公民館 (公民館・教育文化課)			
供用開始	昭和50年	延床面積	1,361㎡
敷地面積	1,643㎡	建物高さ	9.93m
構造/階数	RC造、S造/ 地下1階地上2階	意匠及び形態	外壁：吹付(白) 屋根：寄棟・銅板一字葺・3寸勾配
建築面積	1,032㎡		

中央公民館分館 (図書館・文化財課・楽スポ事務所・車庫)			
供用開始	昭和55年	延床面積	634㎡
敷地面積	1,590㎡	建物高さ	9.70m
構造/階数	RC造/地上2階等	意匠及び形態	外壁：左官(ページュ) 屋根：切妻・瓦葺
建築面積	492㎡		

また、複雑な地形のために交通安全上の課題や、健康福祉センターの緑化ブロックなど工夫の見える駐車場があるものの、それぞれの敷地のスペースは不足しており、イベント時には路上駐車が多発するなどの課題が見られます。村有公共施設の適正な再配置、適切な改修や更新等を民間活力の活用も考慮しながら進め、安全性や利便性の向上と地区全体の統一感を持った明日香らしい景観形成を図り、コミュニティ拠点として積極的に発信することが求められています。

明日香幼稚園				健康福祉センター（老人福祉センター、診療所、健康づくり課）			
							
供用開始	平成8年	延床面積	1,719㎡	供用開始	平成9年	延床面積	3,752㎡
敷地面積	6,995㎡	建物高さ	8.93m	敷地面積	12,452㎡	建物高さ	9.90m
構造/階数	S造・木造/地上2階	意匠及び形態	外壁：吹付（白） 屋根：切妻・瓦葺一部金属折板	構造/階数	RC造/ 地下1階地上2階	意匠及び形態	外壁：吹付（白） 屋根：寄棟・銅板一文字葺・2寸勾配
建築面積	1,697㎡			建築面積	2,693㎡		

4. 景観形成の目標と基本方針

コミュニティゾーンの周辺には、歴史的風土を形成する上で重要な要素となる史跡橘寺境内、川原寺跡、定林寺跡、天武・持統天皇陵古墳及び亀石等の重要な歴史的文化遺産が点在し、変化のある丘陵地形の中に橘、川原、立部及び野口の各大字集落とほ場整備がなされた水田の景観が広がっています。その中に位置するコミュニティゾーンは、明日香村の人口分布のほぼ中心に位置するとともに、飛鳥駅から東約1.5km、飛鳥周遊歩道、県道多武峯・見瀬線が通る交通利便性に恵まれた地区です。既に中央公民館、小学校、幼稚園、健康福祉センターなどの公共公益施設が集積し、第5次明日香村総合計画でも「公共施設集積ゾーン」と位置付けられ、人々が集まる市街地を形成しています。

今般の役場新庁舎の移転新築を機会に、新たに「明日香村コミュニティゾーン地区計画」を都市計画決定し、コミュニティゾーンとしてのまちづくりを進めることとしています。また、明日香村全域が古都保存法の規制対象となっている特殊性を考慮して、第2種歴史的風土保存地区に限り、「その用途によってやむを得ないと認めて奈良県知事が指定するものについては、その指定する高さを超えないときは10mを超えて新築等を行うことができる」とする古都保存法ただし書きの規定に基づく奈良県告示がなされ、公共公益施設については高さ制限の緩和を活かして、より明日香らしい風格ある景観を形成し、発信することが可能となっています。

そのため、コミュニティゾーン景観形成特定区域として、公共公益施設の集積を活かし、村民が効率的に利用できるコミュニティ拠点を育成し、村内外の人々が交流し情報交換する場を創出し、歴史的風土と調和した魅力と活力あふれる景観を形成することを目標とし、以下の基本方針に基づき景観形成を進めることとします。

【基本方針1】歴史文化遺産や集落に囲まれた景観を大切にす

- 周辺の歴史文化遺産、集落や田園景観で構成される歴史的風土と調和した景観形成を図る。
- 大規模な建築物が集積するまとまったゾーンとして、「見る景観」「見られる景観」を意識した景観形成を図る。

【基本方針2】コミュニティ拠点として魅力と活力あふれる景観を育成する

- 村民の各種活動や行政サービス及び村内外の人々の交流の中心地区として、歴史的風土に根ざした魅力と活力あふれる景観を育成する。
- 防災拠点としての整備など安全・安心でゆとりある土地利用と景観を実現する。

【基本方針3】明日香村全体を先導する景観を形成する

- 公共公益施設の改修や更新などを通じて、コミュニティゾーンとして生き続けるまちづくりを進める。
- 高さ制限の緩和などを活かしてより明日香らしい風格ある景観を形成し、明日香村全体の景観形成を先導する。

5. 景観形成基準

コミュニティゾーン内の建築物等の位置、規模、形態及び意匠等が、コミュニティゾーン及び周辺の歴史的風土及び景観等と調和したものとなるよう明日香村コミュニティゾーン景観形成特定区域の景観形成基準を設定します。

明日香村コミュニティゾーン景観形成特定区域において、建築物並びに付属施設及びそれらの敷地並びに当該敷地内の工作物に係る以下の行為（以下「対象行為」という。）を行う場合は、景観形成基準に適合することを基本とし、景観形成基準をもとにコミュニティ拠点の形成・育成を図るために十分な検討・協議を行うこととします。

- ①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移転
- ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- ③建築物その他の工作物の色彩の変更

対象行為を行う場合は、古都保存法、明日香村風致地区条例及び明日香景観デザインマニュアルに適合する必要があります。

景観形成基準は、「建築行為・開発行為等の規模や形態・意匠等に係る基準」「景観シミュレーションに係る基準」について、次の通り設定します。なお、これらは古都保存法ただし書き告示にあたって奈良県知事が明日香村長あて通知した「明日香村コミュニティゾーンにおける行為の許可の審査運用指針」及び「明日香村コミュニティゾーンにおける景観シミュレーション取扱要領」の技術的助言を踏まえ、設定したものです。

なお、道路・道路付帯施設及び公園・緑地などの公共施設は、明日香村の歴史的風土並びに景観の基盤であることを踏まえ、コミュニティ拠点としての地区特性に配慮し、「明日香村公共事業景観形成指針」を遵守して事業を実施することとします。

<景観形成基準1> 建築行為・開発行為等の規模や形態・意匠等に係る基準 別表1～3

当該行為の内容が、別表1～3の基準に適合すること。

なお、別表1～3に規定されていない項目に関しては、明日香村景観計画に基づく全村を対象とした景観形成基準を準用する。

<景観形成基準2> 景観への影響の評価に係る基準 別表4

明日香村への事前の協議を行うとともに、古都保存法ただし書き告示の適用を受ける対象行為は必ず、その他の場合でも明日香村長の判断に従い、別表4に示す景観シミュレーション実施要領により景観シミュレーションを実施し、明日香景観委員会の意見を聴き、同委員会の承認を得ること。

■別表1 建築物・工作物の規模等に関する景観形成基準

行為/項目			明日香村コミュニティゾーン景観形成特定区域の景観形成基準
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移転	建築物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・明日香村景観計画で定める重要な視点場及び行為地周辺の道路等の視点場からの眺望及び沿道景観の形成に配慮すること。 ・原則として最高高さは10m以下であること。 ・ただし、公共公益施設であって、当該施設としての機能上または技術上の理由により、その全部又は一部の高さが10mを超えることがやむを得ないものについては、その全部又は一部につき、15mを超えない範囲内において、当該理由により必要と認められる高さであって、必要最小限かつ周辺の歴史的風土等と調和する高さまで認めるものとする。 この場合、明日香景観委員会の意見を聴き、承認を得るものとする。
		屋根	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根について、多数の人々が訪れる俯瞰景や歴史的景観の視点場から望まれ、村内外の人々が利用する公共公益施設であることを考慮して、周辺の集落や田園風景と調和し、圧迫感を軽減するよう規模や形状について十分な配慮をすること。 そのため、必要に応じ棟の高さを変えることや棟の位置を変えること等による分節を行うこと。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・外壁について、周辺の集落景観と調和し圧迫感を軽減するよう規模や形状について十分な配慮をすること。 そのため、必要に応じ壁面の雁行や凹凸を設けること等による分節を行うこと。 ・2階建ての規模、形状について、総2階建ては明日香村の歴史的な集落景観に馴染まないことを考慮して、外壁の長辺方向については原則として以下のいずれかの措置を講じるとともに、軒先、ケラバ、庇の出を大きくとり、風格と落ち着きのあるものとなるよう配慮すること。 (ア) 2階（又は2階相当）部分の壁面位置を1階（又は1階相当）部分より後退させ、屋根が設けられていること。 (イ) 2階（又は2階相当）部分と1階（又は1階相当）部分の間に庇が設けられていること。
	塀等	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・塀等は、出来る限り設けないこと。 やむを得ず塀を設ける場合は、出来る限り高さが低いものとする。
	工作物	高さ	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物（電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路又は空中線系（その支持物を含む。）（高さが20mを超えるものにあつては、建替えのために新築する場合に限る。）（以下「空中線系等」という。）、擁壁及び塀等を除く。）は、高さが10m以下とすること。 ・広告塔は、地上から上端までの高さを5m以下とすること。
		位置	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物（擁壁及び塀等は除く。）及び空中線系は、道路及び周囲から望見されない位置にあること。 ただし、やむを得ない場合において植栽、目隠し又は段差を設ける等の措置を施し、周辺の歴史的風土等との調和が図れる場合には、この限りではない。 ・屋上広告物は表示しない、又はその掲出する物件を設置しないこと。
植栽			<ul style="list-style-type: none"> ・植物種については、在来種又は万葉植物であり、隣接及び周辺の土地との連続性について配慮し、四季の移ろいや将来にわたる維持管理についても考慮したものとする。
			<ul style="list-style-type: none"> ・配置については、視点場や道路側等周囲から望みされ、敷地全体の景観を特徴付け、周辺景観との調和に重要な役割を果たすことを考慮し、緩衝帯やシンボルツリーを設けるなど工夫したものとする。なお、既存樹を活用し、また新たに植栽する場合には樹木が健全に生育する措置が施されていること。

■別表2 建築物・工作物の意匠・形態等に関する景観形成基準

行為/項目			明日香村コミュニティゾーン景観形成特定区域の景観形成基準
建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移転	建築物	屋根	<ul style="list-style-type: none"> 勾配屋根（片流れ屋根及び極端な招き屋根等を除く）とし、勾配は、10分の4から10分の6までとすること。 ただし、最高の高さを抑えるために必要な場合には、10分の2、5以上までの勾配、又は軒部分で勾配を変更できるものとする。
			<ul style="list-style-type: none"> 原則として、素材は和型瓦とすること。
			<ul style="list-style-type: none"> 軒先は直線とし、主たる屋根の軒の壁面からの出幅は、原則として2m以上（最高高さが7m以下の場合には、1m以上）とすること。
		外壁	<ul style="list-style-type: none"> 真壁造等の明日香村の歴史的風土と調和した和風のデザインとすること。
<ul style="list-style-type: none"> 素材は、土、漆喰、木板その他これらに類似する外観を有する材料であり、全体として調和のとれたものであること。 			
<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、光沢を抑えた白色、黒色又はベージュ等、周辺の自然や集落と調和した低彩度で落ち着いたものとする。 			
建築物その他の工作物の色彩の変更	外壁	<ul style="list-style-type: none"> 直立平面とし、無窓等の単調なデザインは避け、周辺と調和したものとする。 	
		<ul style="list-style-type: none"> 直立平面とし、無窓等の単調なデザインは避け、周辺と調和したものとする。 	
	塀等	<ul style="list-style-type: none"> 塀等は、出来る限り設けないこと。 やむを得ず塀等を設ける場合は、土、漆喰、木板その他これらに類似する外観を有する材料を用いて建物外壁と同様の色彩とすること。 また、フェンス、街灯、サイン等を設ける場合は、その色彩を濃茶色等とし、周辺の景観と調和するものとする。 なお、街灯等を設ける場合は夜間景観にも配慮すること。 	
	擁壁及び塀等を除く工作物・空中線系	<ul style="list-style-type: none"> 色彩は、彩度が低く、濃茶等周辺と調和するものとする。 屋外広告物は、木材等地域素材の利活用に努め、無彩色、茶系等の落ち着いた色彩を基調とすること。 	

■別表3 土地の形質の変更に関する景観形成基準

行為/項目		明日香村コミュニティゾーン景観形成特定区域の景観形成基準
宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更	擁壁・法面	<ul style="list-style-type: none"> 土地の形質の変更については、埋蔵文化財への適切な対処の上、その土地及び周辺の土地の形状を活かし、必要最小規模とすること。
		<ul style="list-style-type: none"> 法面（土地の形質の変更により生じる土地の段差をいう。以下同じ。）に擁壁を設置する場合は、自然石を使用すること。
		<ul style="list-style-type: none"> 前号以外の箇所の法面については、原則として勾配は30度以下及び高さ4m以下の自然法にするものとする。 なお、法の高さについて、小段幅が3m以上ある場合は、別々の法として、上記の法の高さの基準を適用し、法すそ及び小段部分は植栽すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 法面の平面形状は周辺の地形との連続性に配慮したものとし、原則として法肩はラウンディングを施すこと。 	
	舗装	<ul style="list-style-type: none"> 舗装は、自然色舗装、芝生等の自然素材を使用すること。 ただし、道路及び周囲から望見されない部分については、この限りでない。 駐車場は、道路及び周囲から望みされることに配慮し、植栽又は段差を設ける等の措置を施し、周辺の歴史的風土等と調和を図ること。

■別表4 景観シミュレーション実施要領

項 目	内 容
[1] 目的	<p>明日香村コミュニティゾーン景観形成特定区域において、建築される建築物並びに付属施設及びそれらの敷地並びに当該敷地内の工作物の位置、規模、意匠、形態が、周辺の歴史的風土や景観等と調和が図られているかを確認する。</p>
[2] 対象	<p>古都保存法ただし書き告示の適用を受ける計画又は明日香村長が必要と認める計画で、建築物並びに付属施設及びそれらの敷地並びに当該敷地内の工作物に係る以下の行為とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①建築物その他の工作物の新築、改築又は増築、移転 ②宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更 ③建築物その他の工作物の色彩の変更
[3] 景観シミュレーションの方法	<p>① 歴史的風土や景観等に配慮した事項を記入した自己評価書を作成する。 (自己評価書の様式は別途定める。)</p> <p>② 指定の視点場(※1)から撮影した写真をもとに、CGを作成することを基本(フォトモンタージュ、フルCG、3DCG、VRいずれも可)とし、補足する(規模感や軒出と高さのバランス等)ために模型等を使用することも可とする。</p> <p>なお、建築物等の計画・設計においては、その過程において複数案作成によるスタディ実施が有効で不可欠な場合が多いので、方法は簡易なものであっても景観シミュレーションを実施すること。</p> <p>③ 指定の視点場以外にアピールしたい点がある場合には、別にその方向から見たCG等を作成する。</p> <p>ただし、軽微な行為(※2)で周辺の歴史的風土や景観等に不調和をきたすおそれのないものについては、簡略化することができるものとする。</p> <p>(※1) 指定の視点場については、俯瞰・眺望検討用と沿道景観等検討用の2種類を定める(別図 景観シミュレーションの視点場 による)。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 俯瞰・眺望検討用 <ul style="list-style-type: none"> ・村景観計画に定める箇所(2): A橋寺境内、B天武・持統天皇陵古墳 ・その他(周辺の歴史文化資源や多くの人々が訪れる場所)(4): C史跡定林寺跡、D亀石前飛鳥周遊歩道、E県道野口平田線、G国営飛鳥歴史公園甘樫丘地区園路付近 ii) 沿道景観等検討用 <ul style="list-style-type: none"> ・沿道景観形成(1): F1~3のいずれか 村道川原・立部線とF1県道多武峯・見瀬線、 F2飛鳥周遊歩道またはF3村道野口・橋2号線の交差点のいずれか <p>・計画地周辺: 計画地周辺の視点場の考え方については、必要に応じて以下の場所について行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a) 道路等の公共の視点(空間)からどう見えるかが確認できる場所 b) 緩衝帯の効果を緩衝帯越しに建物を見て確認できる場所 c) 本指針のうち、ただし書に示された工夫の効果が確認できる場所 <p>(※2) 軽微な行為については、古都保存法ただし書き告示の適用を受けないもので、住宅程度の小規模な建築物や工作物、大地形に影響しない土地の形質変更等、周辺の歴史的風土等に不調和をきたすおそれがないと明日香村長が認めるものとする。</p>
[4] 評価の内容	<p>建築物等及び敷地全体の計画が、指定の視点場からの俯瞰、眺望及び沿道景観の形成等において、以下の事項について、その土地及び周辺の歴史的風土等と調和することを確認する。</p> <p>① 建築物の規模・形態が周辺景観や歴史的風土等と調和することを確認する。 (屋根や外壁が広大過ぎない、長大過ぎない、圧迫感が強過ぎない等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋根の分節または分節に代わる措置が効果的か。周辺の歴史的風土等と調和しているか。 ・外壁の水平方向の分節または分節に代わる措置が効果的か。周辺の歴史的風土等と調和しているか。

第4節 大字景観計画に基づく景観形成

明日香村の各大字は、立地する地形や地勢、土地の使い方、建物の建て方、農林業などの生業、祭りや行事などの人々の生活文化など、それぞれが個別の特徴を有しています。そのため、より良い明日香村の景観づくりのためには、「村全域の景観づくり」と「各大字の特徴に応じた景観づくり」を両輪で進めていく必要があります。

大字ごとの景観の特徴をより一層引き立たせ、個性豊かな大字景観づくりを進め、それらの集合体としての明日香村全体の良好な景観の形成を図るため、大字単位で「大字景観計画」の策定を進めます。

大字景観計画の作成は、合意の図れる大字から順次作業を進め、村全域で策定していくこととします。また、明日香村景観条例第19条に基づき村長に認定された大字景観計画は、明日香村景観計画第3部として、追加していきます。

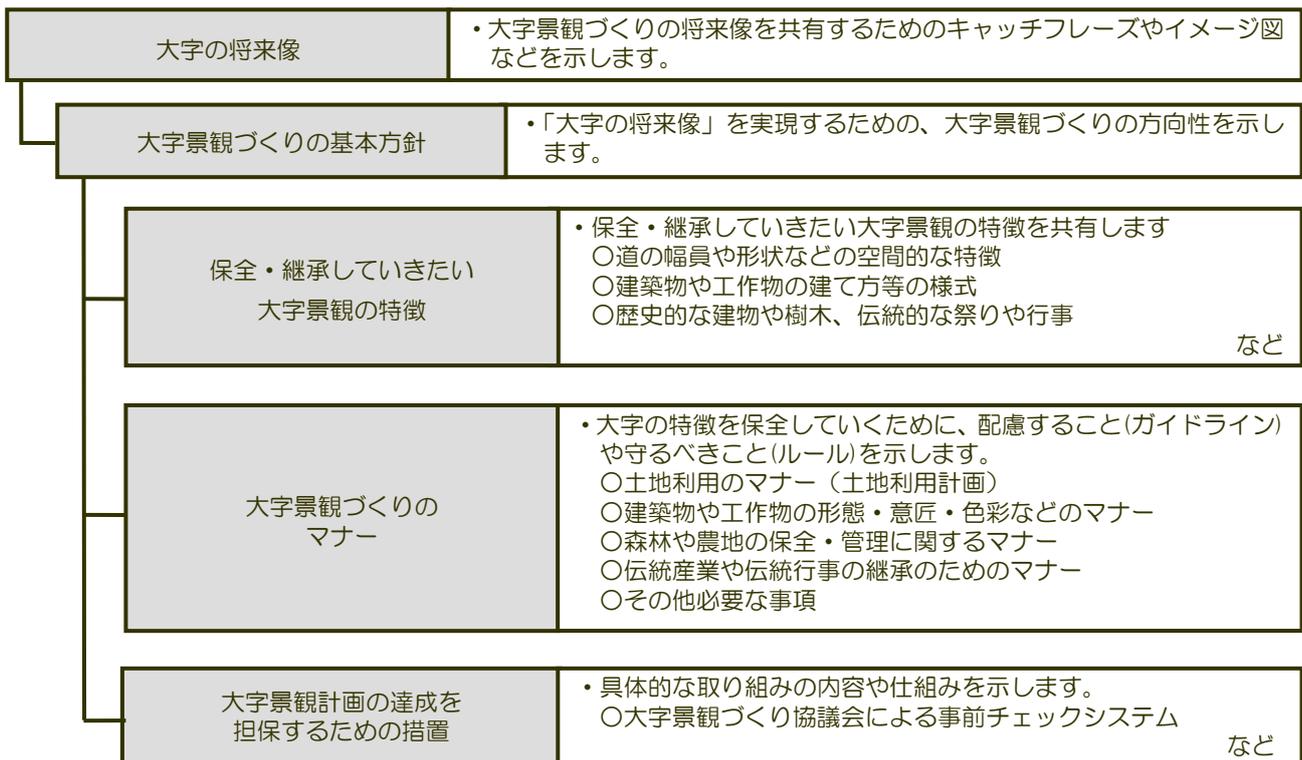
● 大字景観計画とは

大字景観計画とは、明日香村景観計画の下に、大字単位で大字の特徴に応じて住民自らが定める計画です。対象範囲は、居住区域に限らず、周囲の農地や山林、河川なども含めた大字の全域を対象とし、10年後の大字の姿を目標としていくことを基本とします。なお、作成後に、社会情勢の変化等により変更が必要である場合は、住民の合意のもとに、随時変更していくことを可能としています。

大字景観計画では、目に見える建物や町並みだけでなく、大字にとって大切な資産の継承方法や土地利用の方針、農地や山林の管理の方針や伝統的な行事や祭礼の継承のための取組の方針など、今後の大字のあり方を総合的に示していく計画とします。

大字景観計画策定後は、計画内容を担保するため、明日香村が運用する明日香村景観条例に基づく行為の規制と連携しながら、大字では、大字景観づくり協議会を組織し、自らが主体となって、景観の保全・管理・形成に取り組んでいくことが求められます。その際、景観協定や建築協定等の締結や地区計画の決定などの手法について明日香村と検討・協議し、より効果的な取り組みとしていきます。

■ 大字景観計画の構成の例



第5節 景観資源の保全・活用と景観形成

● 景観重要建造物

【景観重要建造物の指定方針】

以下のいずれかに該当する建造物のうち、地域の良い景観の形成に重要な役割を持ち、道路等の公共の場所から望見されるものを景観重要建造物として指定し、積極的に保全・活用を図ります。

＜景観重要建造物の指定方針＞

- ・優れたデザインを持ち、地域のランドマークとなっているもの
- ・地域の歴史や文化を感じさせる、又は創出していくことが期待できるもの
- ・故事や伝承、風俗慣習と結びついて、地域における伝統的又は文化的意義を有するもの
- ・地域の良好な景観形成の規範となるもの
- ・明日香村の歴史的風土の保存の上で、特に重要であると認めるもの

■ 景観重要建造物の指定の流れ



【景観重要建造物の保全・活用の考え方】

景観重要建造物の指定を受けた建造物の保全とともに、その周囲の景観の形成および自然環境の保全を進め、明日香村の歴史的風土の保存に努めることとします。

＜景観重要建造物の保全・活用の考え方＞

- ・建造物の管理を適正に行い、地域における当該建造物の価値を高める。併せて可能なものは、地域の活性化につながる施設として積極的に活用する。
- ・建造物の隣接地、同時に視認できる場所で土地利用等を行う際には、建造物との調和に十分配慮する。特に、建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十分な調和を意識する。
- ・建造物周辺から望見される場所で土地利用等を行う際には、建造物が醸し出す地域イメージを損なうことがないように配慮する。
- ・景観重要建造物の視認性を高めるため、公共施設や電柱・サイン等の設置には十分に配慮する。

● 景観重要樹木

【景観重要樹木の指定方針】

以下のいずれかに該当する樹木のうち地域の良好な景観の形成に重要な役割を持ち、道路等の公共の場所から望見されるものを景観重要樹木として指定し、積極的に保全・活用を図ります。

＜景観重要樹木の指定方針＞

- ・ その樹容（規模、樹形等）から地域のランドマークとなっているもの
- ・ 地域の歴史や文化を感じさせるもの、また、歴史的な建築物等と一体となって、歴史的な風情を高めているもの
- ・ 故事や伝承、風俗慣習と結びついて、地域において伝統的又は文化的意義を有するもの

■ 景観重要樹木の指定の流れ



【景観重要樹木の保全・活用の考え方】

景観重要樹木の指定を受けた樹木の保全とともに、その周囲の景観の形成および自然環境の保全を進め、明日香村の歴史的風土の保存に努めることとします。

＜景観重要樹木の保全・活用の考え方＞

- ・ 樹木の管理を適正に行い、地域における当該樹木の価値を高める。
- ・ 樹木の隣接地、同時に視認できる場所で土地利用等を行う際には、樹木との調和に十分配慮する。特に、建築行為等を行う場合は、素材、色彩、広告物の掲出方法について、十分な調和を意識する。
- ・ 樹木周辺から望見される場所で土地利用等を行う際には、樹木が醸し出す地域イメージを損なうことがないように配慮する。
- ・ 景観重要樹木の視認性を高めるため、公共施設や電柱・サイン等の設置には十分に配慮する。

● 景観上重要な公共施設

良好な景観の形成を進めるためには、行政が先導的役割を果たすことが求められます。そこで、景観計画区域内の道路法による道路、河川法による河川、都市公園法による都市公園などの、良好な景観の形成に重要な公共施設について、整備に関する事項を定めます。これらの公共施設については、今後、関係機関との協議が整い次第、景観重要公共施設に指定することとします。

【良好な景観の形成に重要な道路】

より多くの人々が明日香村の歴史・文化・自然を感じ、明日香村の歴史的風土を享受できる場となる幹線道路（国道及び県道）ならびに周遊歩道を景観上重要な道路として設定します。

■ 景観上重要な道路一覧

種別	名称	区間	
幹線道路	国道	国道 169 号線	南北端：明日香村景観計画区域境界
	県道	主要地方道桜井明日香吉野線	南北端：明日香村景観計画区域境界 (一部、県道多武峰見瀬線)
		県道豊浦大和八木停車場線	北端：明日香村景観計画区域境界 南端：県道橿原神宮前東口停車場飛鳥線との合流点
		県道橿原神宮前東口停車場飛鳥線	東西端：明日香村景観計画区域境界 (南北 2 路線が奥山付近で合流)
		県道多武峰見瀬線	東西端：明日香村景観計画区域境界
		県道野口平田線	北端：県道多武峰見瀬線との合流点 西端：国道 169 号線との合流点（南側）
		県道御園平田線	東端：文武天皇陵 西端：国道 169 号線との合流点（北側）
周遊歩道	飛鳥周遊歩道	全区間	



国道 169 号線



県道橿原神宮前東口停車場飛鳥線

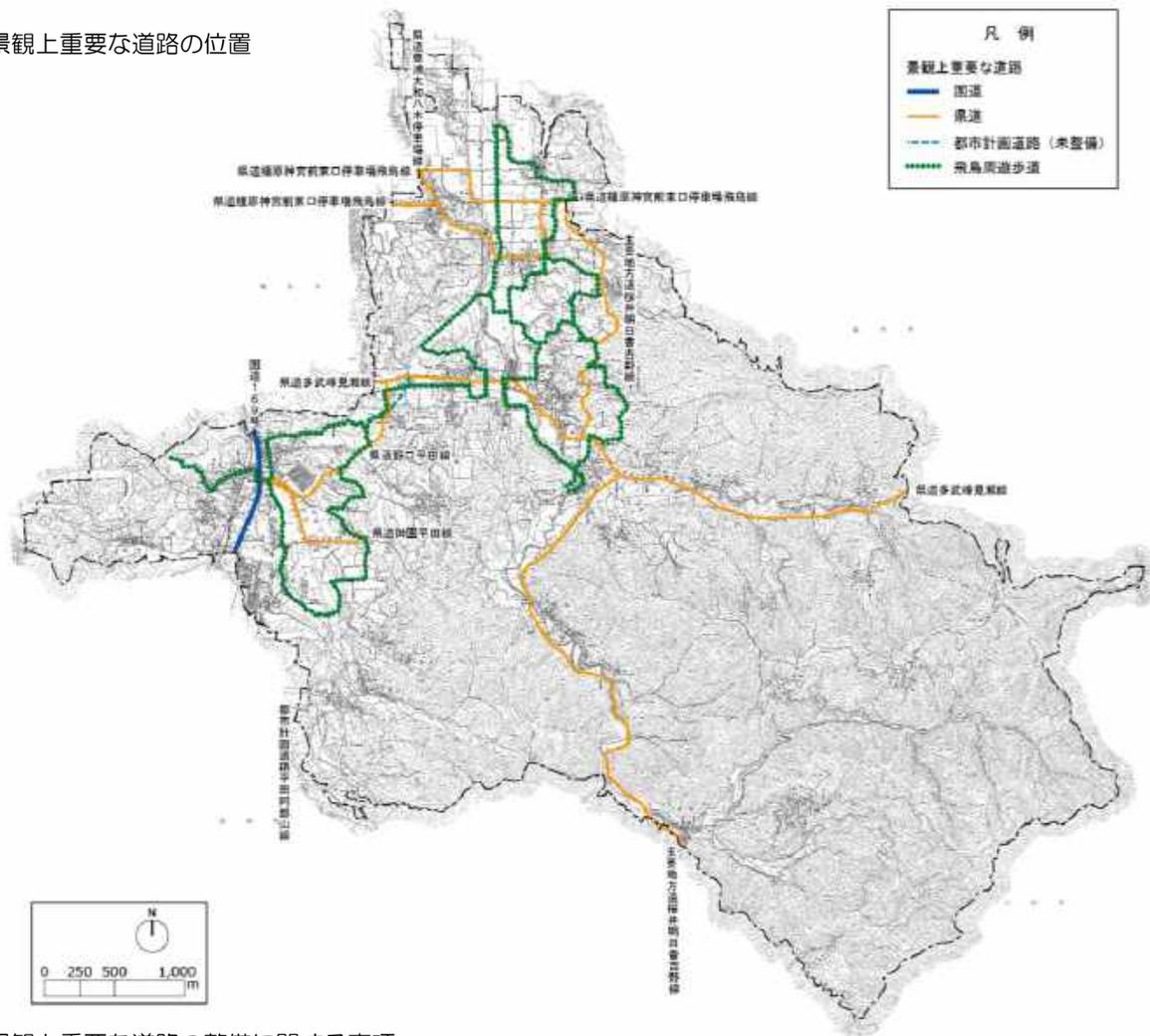


主要地方道桜井明日香吉野線



県道野口平田線

■ 景観上重要な道路の位置



■ 景観上重要な道路の整備に関する事項

項目	名称	内容	
整備に関する事項	方針	<p>共通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・明日香村の歴史的風土を感じられる場として、また、広がりのある眺望景観を享受できる視点場として、明日香村の歴史・文化を活かした高質な空間の整備を図ります。 	
	具体指針	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・道路施設は、明日香村の歴史的風土ならびに良好な景観を演出するものであり、施設整備にあたっては、歴史的風土に相応しいもので、周囲の景観との調和に配慮した規模、意匠、素材、色彩を用い、目立ちすぎないように留意します。 ・歴史文化遺産の保全に配慮します。 ・近接して設置される防護柵や照明施設、標識等は、まとまりが感じられるように調和に配慮します。 ・ポケットパークやベンチの整備、サイン計画の充実により歩いて楽しい道路空間の創出に努めます。 ・近隣の住民等との協働による適正な維持管理に努めます。
		幹線道路	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な構造物や光沢のある素材、反射性のある素材、高彩度の色彩など周囲から突出するようなものは避けます。
		周遊歩道	<ul style="list-style-type: none"> ・道路舗装や防護柵、サイン等の統一を図り、周遊歩道全体としての一体性を創出するよう努めます。 ・工作物やサインの設置にあたっては、自然素材の使用に努めます。

【良好な景観の形成に重要な河川】

明日香村の歴史的風土の重要な構成要素となるとともに景観の骨格となる飛鳥川、高取川、冬野川の3河川を景観上重要な河川として設定します。

■ 景観上重要な河川一覧

種別	名称	区間
大和川水系	一次支川	飛鳥川 上流端：高市郡明日香村大字栢森字ウエダ 177 番地先の村道栢森橋 下流端：明日香村景観計画区域境界
	二次支川	高取川 上下流端：明日香村景観計画区域境界
		冬野川 上流端左岸：高市郡明日香村大字上字丑石 568 番地先 右岸：高市郡明日香村大字上字ミヤサカ 67 番地先 下流端：飛鳥川への合流点



飛鳥川上流の風景

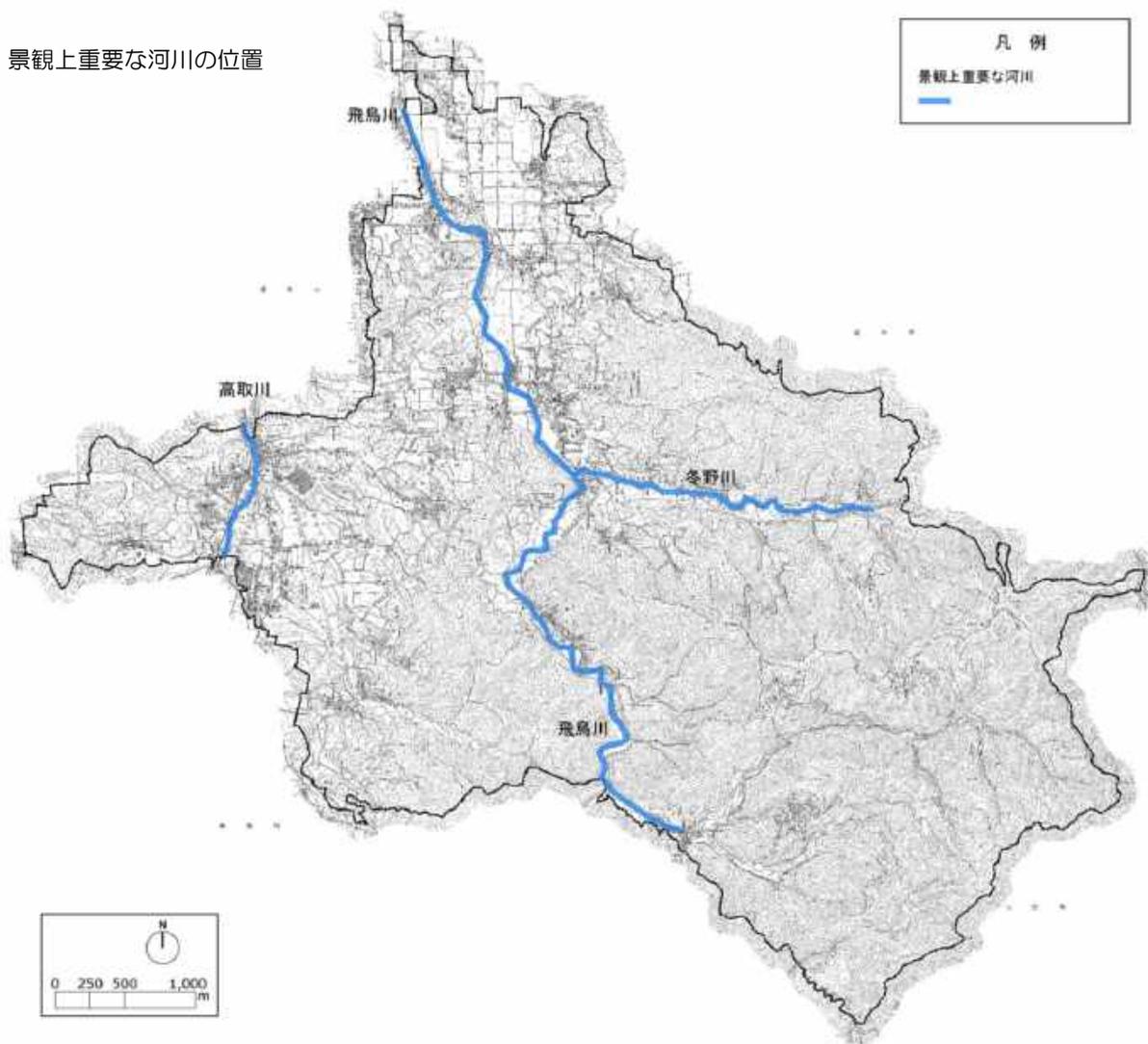


冬野川の風景



高取川の風景

■ 景観上重要な河川の位置



■ 景観上重要な河川の整備に関する事項

項目	名称	内容	
整備に関する事項	方針	共通 <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民の意見に配慮しながら、各河川の個性に応じた川づくりを進め、地域に愛される美しく豊かな河川景観を創造します。 ・多様な生物が生息できる川づくりを進め、自然豊かな清流の景観を創造します。 ・明日香村の歴史的風土を感じられる場として、また、広がりのある眺望景観を享受できる視点場として、明日香村の歴史・文化を活かした高質な空間の整備を図ります。 	
	具体指針	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備にあたっては、周辺環境に留意し、石積み護岸とするなど、明日香村の歴史的風土に相応しい規模、意匠、素材、色彩を使用するよう努めます。
		飛鳥川上流	<ul style="list-style-type: none"> ・飛鳥川上流の「奥飛鳥文化的景観形成特定区域」においては、文化財委員会の意見をもとに、固有の生業・生活・文化と一体となった河川景観づくりを進めます。

【良好な景観の形成に重要な都市公園】

明日香村の歴史的風土の重要な構成要素となるとともに「国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 飛鳥区域」の5地区を景観上重要な都市公園に設定します。

■ 景観上重要な都市公園一覧

種別	名称	面積
国営公園	国営飛鳥・平城宮跡歴史公園 飛鳥区域	59.7ha
	祝戸地区	7.4ha
	石舞台地区	4.5ha
	甘樫丘地区	25.1ha
	高松塚周辺地区	9.1ha
	キトラ古墳周辺地区	13.6ha



祝戸地区



石舞台地区



甘樫丘地区

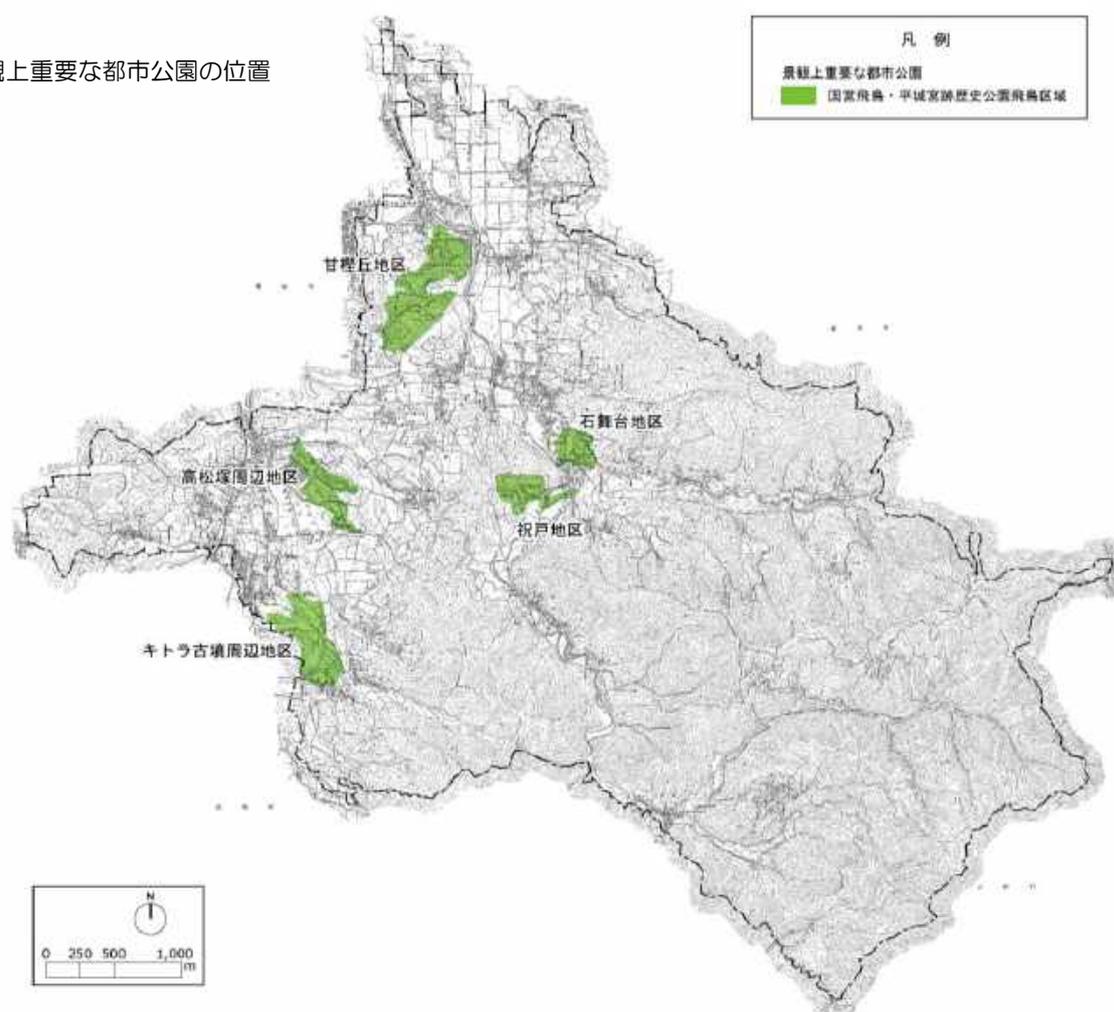


高松塚周辺地区



キトラ古墳周辺地区

■ 景観上重要な都市公園の位置



■ 景観上重要な都市公園の整備に関する事項

項目	名称	内容
整備に関する事項	祝戸地区 石舞台地区 甘樫丘地区 高松塚周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・飛鳥らしい野や里山の風景をつくる、木々や花々の再生を行います。 ・飛鳥についてどこよりも新しく詳しい情報を提供します。 ・みんなが安心して利用できる公園をめざします。 ・新しい技術を活用して、飛鳥の歴史を分かり易く体験できる施設を検討します。
	キトラ古墳周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの人々の協力のもと、飛鳥ファンが共に集う場所を目指します。 ・ふるさと飛鳥の風景を守り、ゆったりと過ごせる空間を提供します。 ・歴史・文化を学び風土を体感できる場所を創っていきます。 ・飛鳥来訪者へ、便利な情報やサービスを提供します。 ・重要な史跡を守り、周辺景観と馴染ませながら往時を彷彿させる風景を創ります。
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・飛鳥らしい歴史的風土を維持します。 ・多くの人々に安全で快適に利用できる施設とサービスを提供します。 ・楽しく歴史を学べる場を充実させます。 ・飛鳥の生態系や環境との共生を図ります。 ・地域の方々や飛鳥ファンの思いをより活かします。 ・より多くの人々がいつでも楽しめるイベントに取り組みます。
具体指針	共通	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備にあたっては、周辺環境に留意し、明日香村の歴史的風土に相応しい規模、意匠、素材、色彩を使用します。

第2章 景観づくりの進め方

● 各主体の役割

景観は、人と自然の営みのなかで形づくられてきたものであり、良好な景観づくりを進めるためには、村民、事業者、行政といった景観づくりを担う各主体が連携して取組を進めていく必要があります。こうした、総合的、計画的な景観づくりを進めるための各主体の役割として次のことがあげられます。

【村民の役割】

村民一人ひとりが景観づくりの主体となって取り組み、景観への意識を高め、自ら積極的に学び、景観づくりに参加することが求められます。

身近な美化活動等の身の周りの景観への配慮やボランティア組織、NPO 等を通じた景観づくりの理解醸成により、村民ならびに国民の財産である明日香村の景観を守り、育んでいきます。

【大字の役割】

大字ごとの特徴に応じた景観づくりを進めていくためには、大字組織としての結束力の強化と大字景観の将来像ならびに景観づくりの方向性の共有化が必要不可欠です。

大字景観計画の策定を通じて、景観に対する認識を共有化するとともに、各大字において景観づくり協議会を組織して、大字景観の維持・管理を担っていきます。

【来訪者・飛鳥ファンの役割】

人口減少や少子高齢化が進む現在、明日香村の良好な景観を保全し、将来世代に伝えていくためには、村民だけでなく、明日香村に来られる方々や飛鳥ファンの方々の協力が不可欠となってきています。

自らも明日香村の景観の維持・管理、保全・形成の主体であるという認識をもち、村民、行政等と協働で景観づくりの取り組みを進めていきます。また、世界に誇る明日香村の歴史文化遺産や自然環境等の情報を全世界に発信し、明日香村の景観の魅力・価値の向上に努めます。

【事業者の役割】

事業者の建物や事業活動が明日香村の景観の構成要素の一つであることを認識し、地域の景観づくりに参加していくとともに、行政の景観に係わる計画や施策に対して積極的に協力することが求められます。

明日香村の歴史的風土の保存や周辺景観との調和、広告物等の良質な空間デザインの工夫など、質の高い魅力ある景観づくりを意識するとともに、村民との連携を図りながら、よりよい景観づくりを促進するよう努めなければなりません。

【各種団体の役割】

現在も数多くの団体が農業振興や里山保全などの活動を行い、明日香村の景観の保全・形成に取り組まれています。景観づくり団体の認定などを通じ、これらの個々の団体の活動を継続し、充実・拡大していくとともに、景観づくりをより総合的に推進し、相互の関係に基づく本質的な景観の価値を

保全していけるよう、山林、農地、河川、公園、集落などの各分野の取り組みを連携していきます。

【専門家の役割】

明日香村の景観や歴史文化遺産の価値を、各分野の見識を活かし村民に分かり易く伝え、景観づくりの取り組みの指導的役割を担うことが求められます。

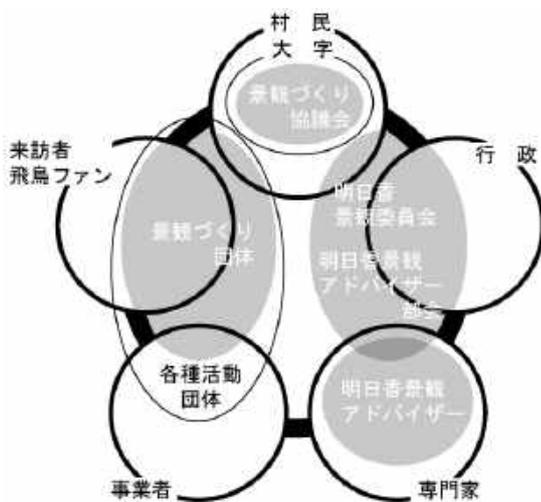
景観に関する専門的知識を有する専門家は、明日香村が設ける**明日香景観アドバイザー**への登録等を通じて、大字単位の景観づくりの取り組みや景観づくり団体の取り組みなどに積極的に参画し、専門的見地からの助言・指導を行います。また、**明日香景観委員会**及びそのもとに設置される**明日香景観アドバイザー部会**では、専門家が中心となり、建築物の建築や開発行為等に対する助言・指導を行ない、明日香村の歴史的風土に相応しい景観づくりを推進します。

【行政の役割】

景観づくりの目標像を実現していくため、村民、事業者等への景観づくりの普及・啓発に努めます。景観づくりに積極的に取り組む大字や団体等を**景観づくり協議会**及び**景観づくり団体**に認定し、活動助成を行うとともに、**明日香景観アドバイザー**制度を設け、活動に対する技術情報や実地指導を行うことができるアドバイザーの紹介、派遣等を推進し、大字や各種住民団体による景観づくり活動を支援します。

建築行為や開発行為等については、古都保存法や明日香村風致地区条例等と連携し、明日香景観委員会・明日香景観アドバイザー部会の意見を踏まえつつ、修景補助等をもとに、歴史的風土の保存及び周辺景観との調和に向けて景観誘導を図ります。また、国や奈良県、明日香村による、道路、河川、公園等の公共施設の整備にあたっては、長期にわたって周辺地域の景観デザインの先導的役割となることを考慮し、明日香景観委員会の助言・指導のもと、明日香村の歴史的風土の保存と周辺景観との調和に努めます。

■ 各主体の連携イメージ



明日香村景観計画・明日香村景観条例に規定する新たな組織等

- **景観づくり協議会**
景観計画の提案、景観協定の締結等により、専ら、地区の良好な景観の形成を推進することを目的として村民等が設置した協議会です。
大字などの地元住民による地縁的組織が想定されます。
- **明日香景観委員会**
村長の附属機関として、村長の諮問に応じ、良好な景観の形成に関する事項について調査、審議を行うとともに、良好な景観の形成に関する事項について、村長に意見を述べるができる組織です。学識経験者、関係機関代表、住民代表から構成します。
- **明日香景観アドバイザー部会**
明日香景観委員会のもとに設置される部会のひとつで、行為の規制にあたっての事前審査を行う機関です。学識経験者、住民代表、協議に関係する大字関係者で構成します。
- **明日香景観アドバイザー**
村、村民及び事業者が取り組む良好な景観の形成に関する活動を支援するため、良好な景観の保全、育成、創造及び活用について助言を行います。(登録制)
- **景観づくり団体**
一定の地域の良好な景観の形成に寄与する活動を行なうことを目的とした団体です。村全域、大字を超えた取り組みなどを行う団体が想定されます。

● 制度・事業・計画の連携による景観づくりの展開

明日香村は、国や奈良県からの補助や支援、明日香景観アドバイザーに登録している専門家の支援をもとに、村民、事業者、来訪者・飛鳥ファンなどの各主体の景観意識に応じた段階的な支援を行っていくこととします。また、建築行為や開発行為に対しては、良好な景観形成のための修景補助ならびに技術的支援の充実を図ることにより、村民や事業者の方々の負担を最小限に抑えながら、より良い景観づくりに導いていくこととします。

Step 1 : 景観の重要性に気付き、学ぶ

明日香村が主体的に景観の形成や再生事業を実施し、景観づくりを先導するとともに、景観づくりの重要性についての情報発信やイベントや勉強会、オーナー制などの多様な主体が交流しながら景観づくりに取り組めるような各種事業を推進します。

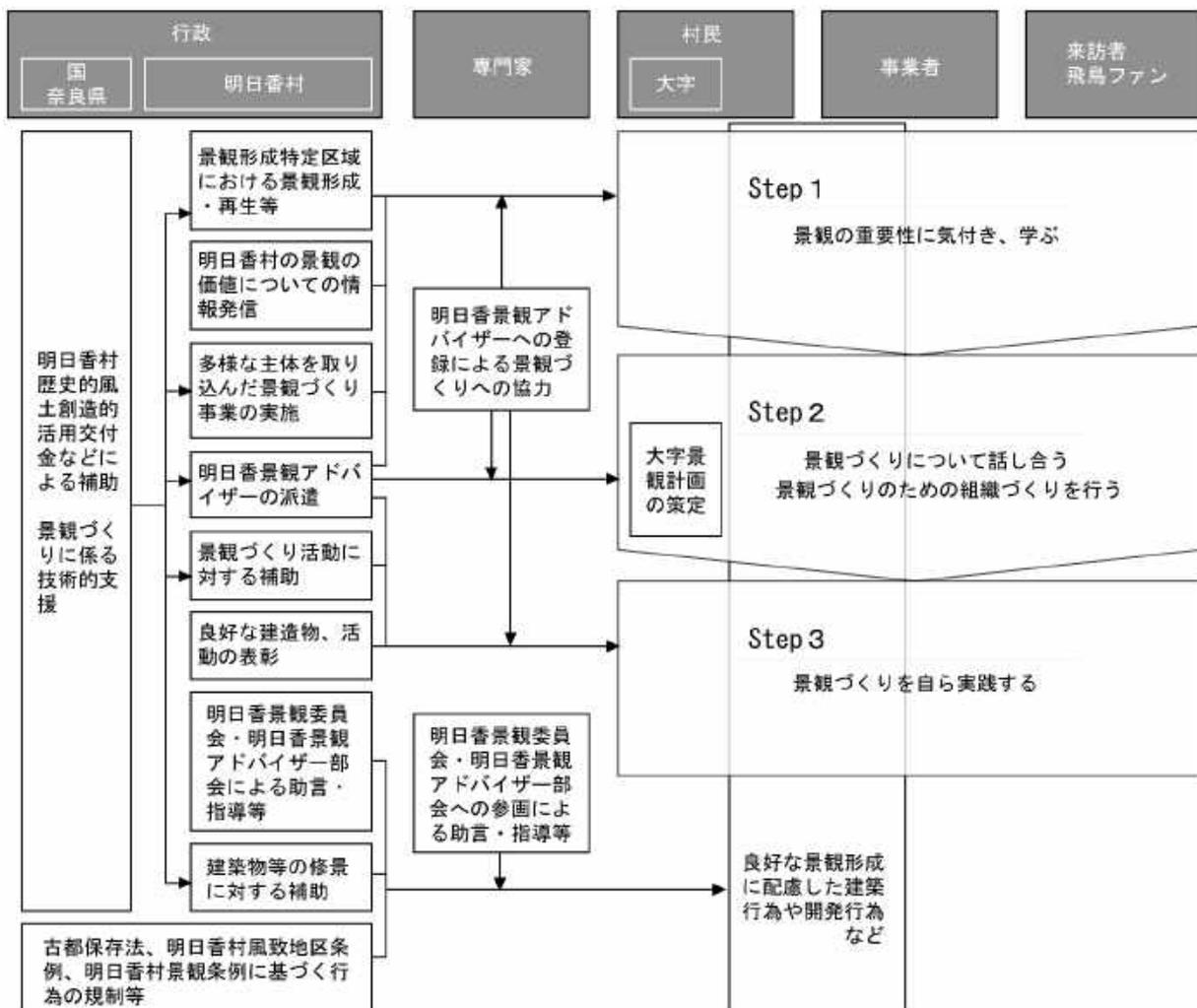
Step 2 : 景観づくりについて話し合う、景観づくりのための組織をつくる

村民自らが身近な景観づくりについて考え、大字単位での計画（大字景観計画）づくりを進めるためのワークショップの開催等の支援や、各主体による景観づくりのための組織づくりのための技術的支援を行います。

Step 3 : 景観づくりを自ら実践する

村民が自ら積極的に景観づくり活動を実践できるよう明日香景観アドバイザーの派遣や良好な景観づくりのための各種取り組みに対する補助の充実を図ることとします。

■ 段階的な景観づくりの展開イメージ



景観とは、建築物や工作物に加え、農地、山林、生活文化など、様々な要素の総体として現れるものであり、景観計画は「見える総合計画」であるといえます。本計画マスタープラン編に示す「景観形成の目標」や「景観形成の基本方針」をもとに、建築物や工作物、開発行為等の景観誘導と併せて、農林業の振興、伝統文化の保全・継承、また、そのための担い手の育成や他地域との交流など様々な施策を連携させ、総合的に展開していくことが求められます。

村内各部局、国や県の関連部局等による計画の作成や事業の実施、制度の運用にあたっては、各々の分野における質の向上を図るとともに、景観の視点から、隣接する土地利用との関係を調整し、制度、計画、事業の隙間を埋めることにより、美しい土地利用の際（きわ）づくりを進め、山・川・集落・農地・遺跡等が一体となり、それらのつながりを感じられる景観づくりを進めます。

■ 制度・事業・計画の連携による際（きわ）の景観づくり



● 景観形成に対する助成・支援

「明日香村歴史的風土創造的活用交付金」や「明日香村整備基金」、「ふるさと応援寄付金」を財源として、良好な景観形成に係る様々な活動や取り組みに対して、柔軟な助成を行います。

■ 景観形成に対する助成・支援

